

此橋者、見江山烟景、不知歸期、故名之曰日昏、於數奇其心親切者、臨此橋上、可啓所希求、不論親疎、成景慕之深、招以欲爲賓客、大相國外陸作勝遊、內不忘于戈、大明已入貢、朝鮮悉征伐、四夷聞風來享、寔古今名相也

慶長三年戊戌孟春十一日

前南禪承兌謹誌焉

學問所の華麗

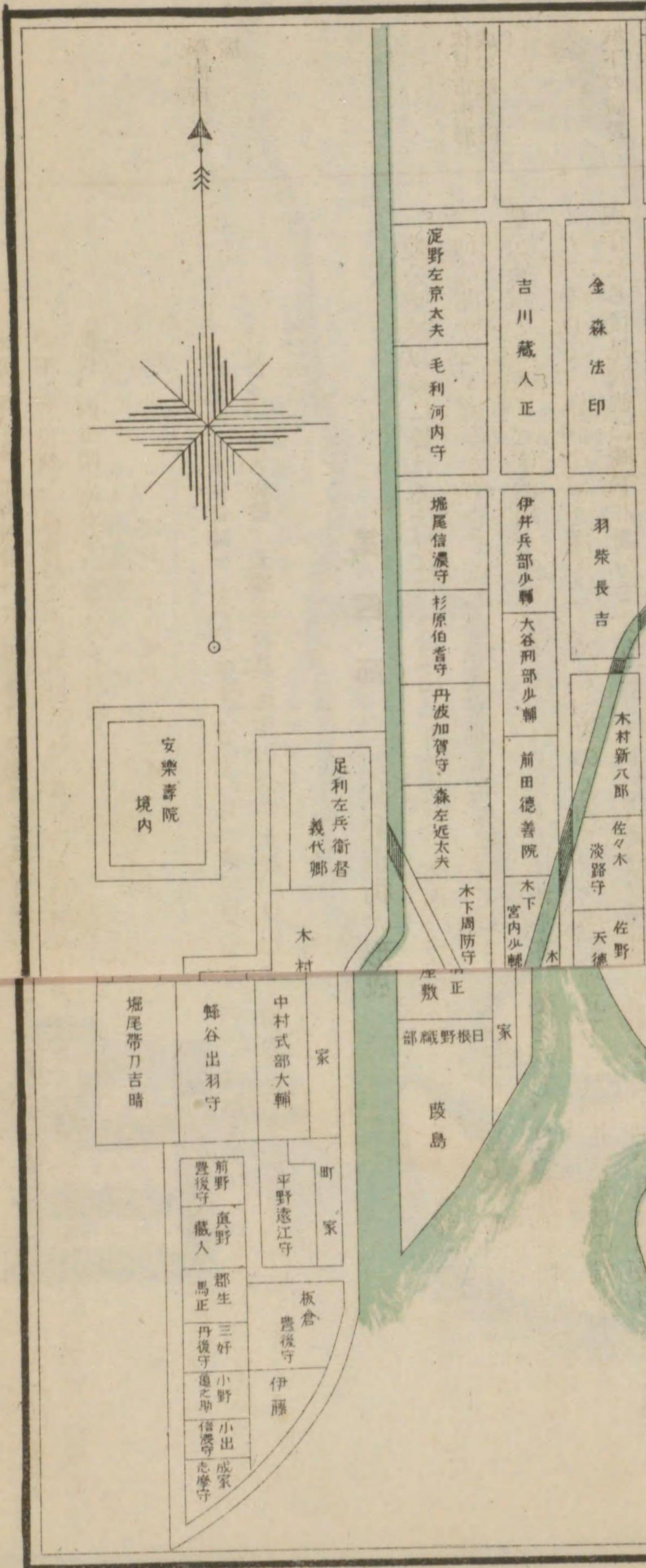
「日用集」(承兌日誌) 慶長二年十二月十一日の條に曰く「有御使赴學問所、有雲門、四方之御坐敷々見之、舟入御殿、太閤有召具同伴、宮殿華麗、以短筆難寫之、非下杜牧賦阿房之筆力上、爭形容之云々」

第四節 伏見市街の形成

伏見市街形成の端を開く
城下の廣袤
町組南北両

豊公築城以前に於ける伏見は、伏見山に近き邊に、部落の散在するに過ぎず、西部一帯は濳澤多くして、何等開かるゝ處なかりき、蓋し當時巨椋湖は北に延びて現在の横大路沼に接し、鳥羽の附近に及び、豊公築城とともに、宇治川水路の變替さるゝに至りこの地形亦一變を示し、且つ低地を利用して外濠となしたるを以て、濕潤の氣を薄からしめたるものゝ如く、次第に埋立てられて市街形成の端を開けり、現存せる伏見城並に城下古圖を按ずるに、城下の廣袤は、伏見山を中心として、東は木幡山より大龜谷八科峠にわたる舊大和街道を堺とし、南は宇治川を隔て、向島^{向島}に及び、西は三栖の鼻より下三栖上三栖に至り、現在の八丁噺には島津兵庫、堀尾帶刀等の第宅並列し、北は景勝^{上杉}下竹田より深草町直達橋四ノ橋を限り、東西一里餘、南北一里半に亘り、諸侯隨臣の第宅は、城廓を中心に、京町以東に多く、次いで外濠及び宇治川支流に瀕せる附近に於て相連りたり、山城宮内少輔町割奉行に任ぜられて、市街の形成に盡し、町家は外濠内に於て京町通りを北に南北蓮池を過ぎて伏見街道に接せるもの、及び伏見街道筋、


豊公伏見



文録三年正月三日被仰出奉行 佐久間河内守滝川豊後守佐藤 駿河守水野龜之助石丸兵衛 竹中貝右衛門二月朔日ヨリ 廿五万人數ヲ以テ御普請始

豊公伏見城ノ圖

太閤摂政關白大政大臣正位豊臣朝臣秀吉公
泰平御代御旗本諸大名御屋敷之圖



是ヨリ西屋舗アリ

安樂壽院
境内

毛利長門守

大谷刑部少輔
治部

小西盛津守
木村長門守
小川土佐守
北條左衛門

中山修理大夫
仙石仙四郎
佐々木民部

岩山
神保左

松久太郎
堀久太郎

長岡越中守
伊藤
藤

仙台中納言正宗
松平伊豆守
山中土佐守
今下屋敷

松平佐兵衛
京極
柳

野村三郎
佐野修理大夫
富田信濃守

羽柴三河守
雲齊
柳川豊後守

前田中納言殿
前田保四郎

吉川藏人廣元
伊井兵部少輔

毛利中納言輝元卿
羽柴中納言卿

加賀大納言利家
加賀利家殿

木村伊勢守
木村常陸介
龜井武藏守
片桐主膳正

足利左兵衛督
義代郷
木村常陸介
加賀下屋敷

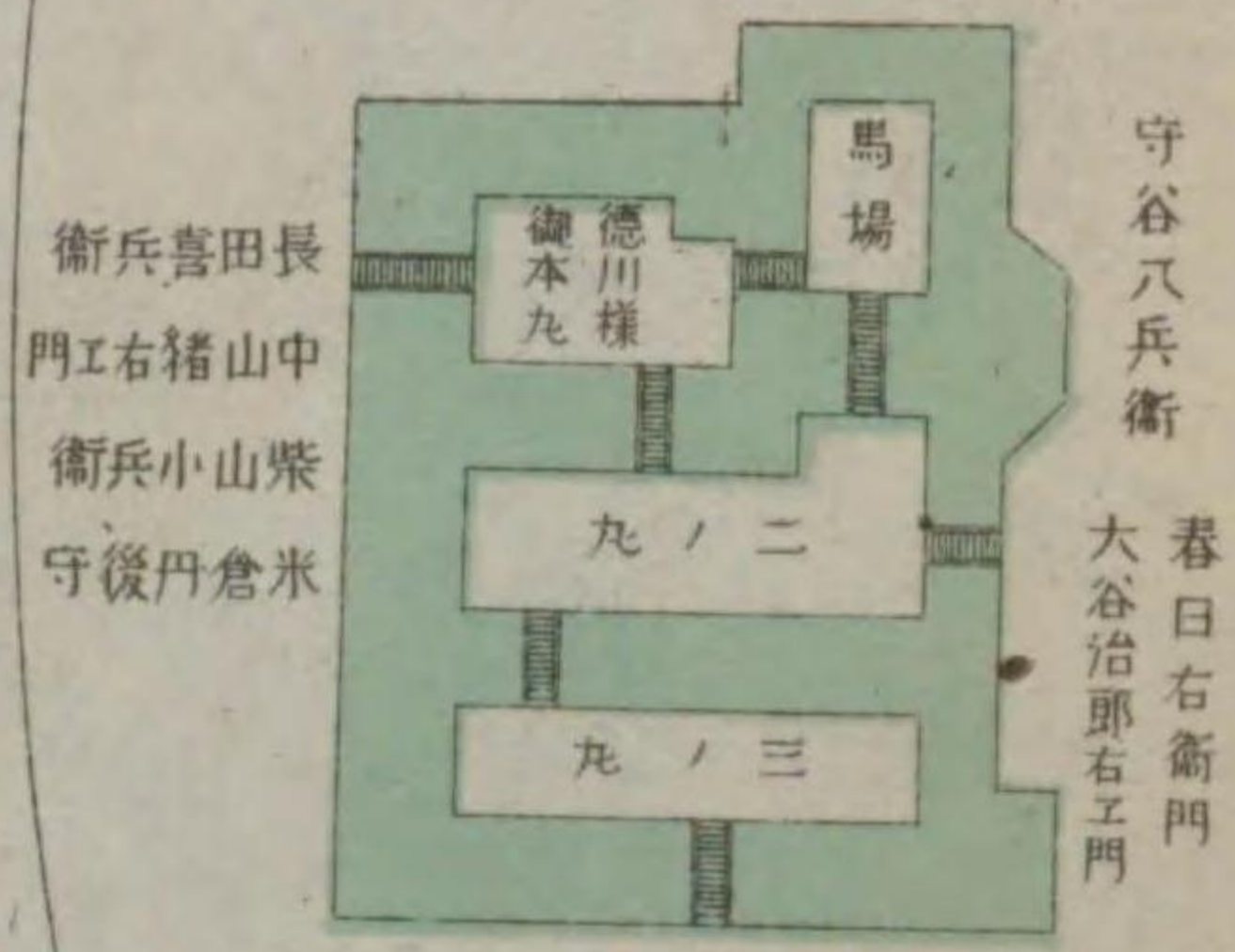
足利左兵衛督
義代郷

安樂壽院
境内

で外濠及び宇治川支流に瀕せる附近に於て相連りたり、山城宮内少輔町割奉行に任せられて、市街の形成に盡し、町家は外濠内に於て京町通りを北に南北蓮池を過ぎて伏見街道に接せるもの、及び伏見街道筋、

文録三年正月三日被仰出奉行
佐久間河内守滝川豊後守佐藤
駿河守水野亀之助石丸兵衛
竹中具右衛門二月朔日ヨリ
廿五万之人數ヲ以テ御普請始

徳川大納言源家康公御屋城



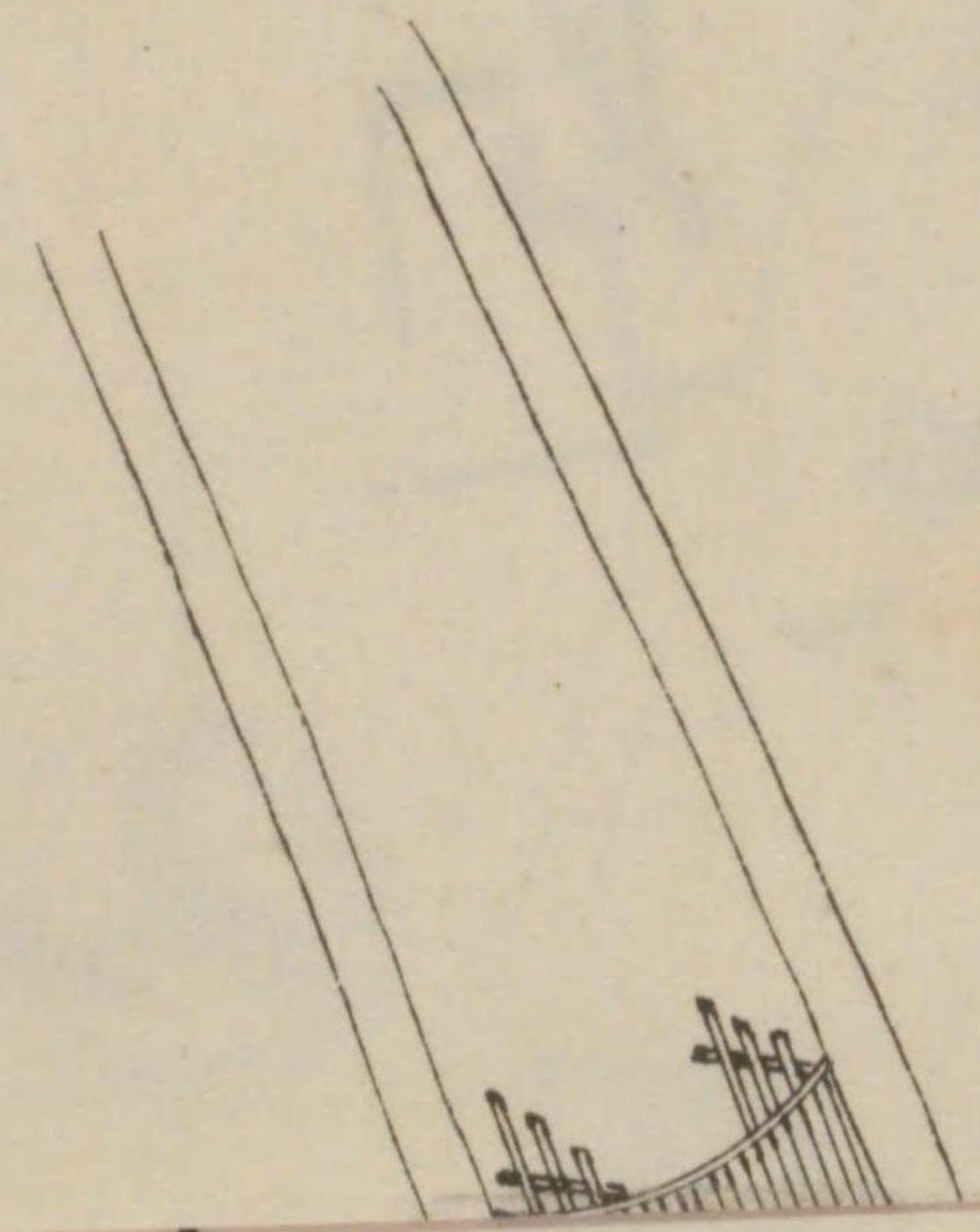
守谷八兵衛 春日右衛門
大谷治郎右衛門





廿五日... 廿五日... 廿五日...
 廿五日... 廿五日... 廿五日...
 廿五日... 廿五日... 廿五日...
 廿五日... 廿五日... 廿五日...

今年七月朔日
 四拾五年五月復寫
 年十月伏見町後場復寫



城乃紀伊郡伏見御城圖

元祿六年迄百年


太閤記曰文 參年正月三日被仰出

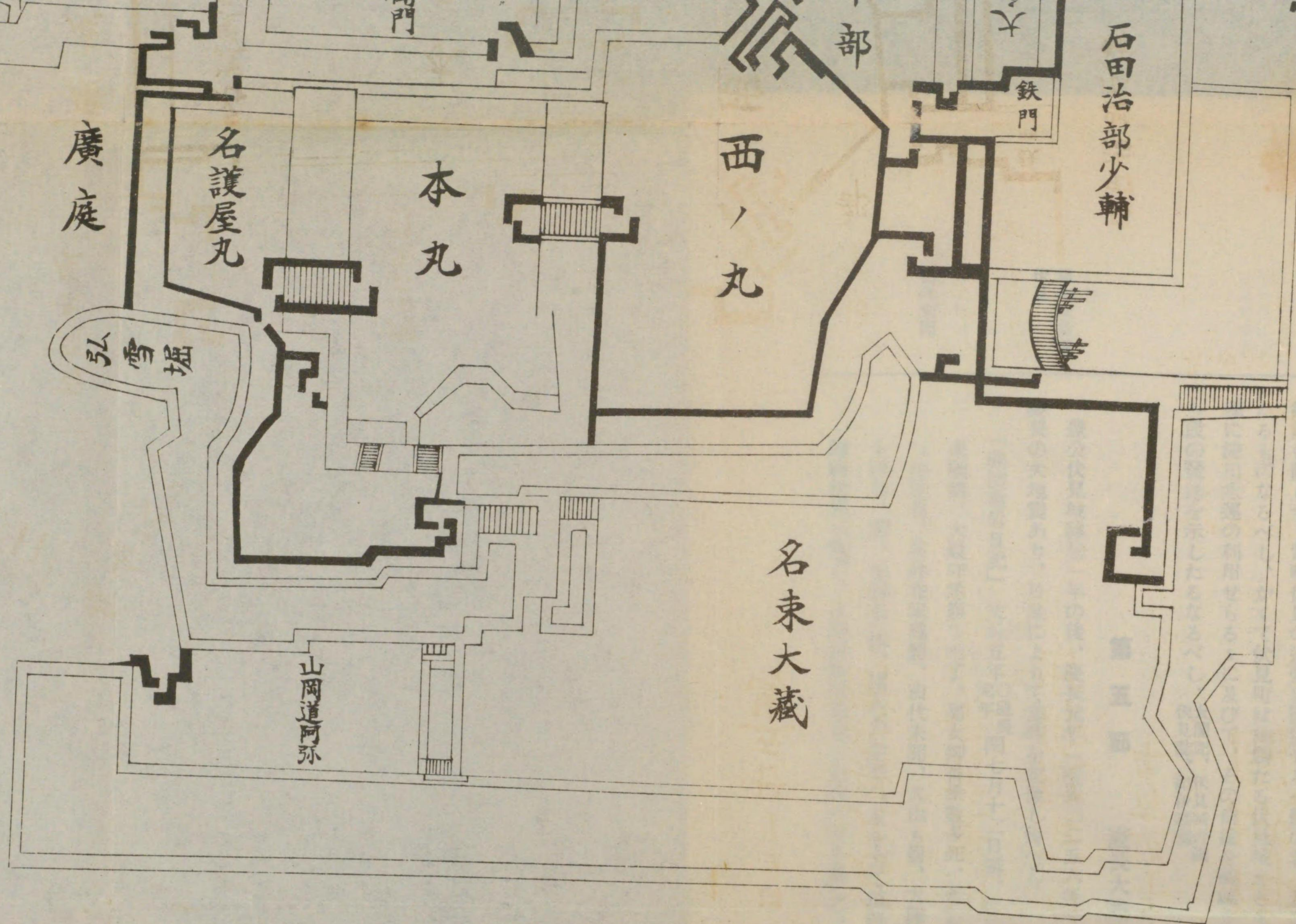
奉行佐久間河内守瀧川豊前守

佐藤駿河守水野龜之助石丸與兵衛

竹中貞右衛門之二月朔日ヨリ廿五萬

三人數ヲ以テ御普請始



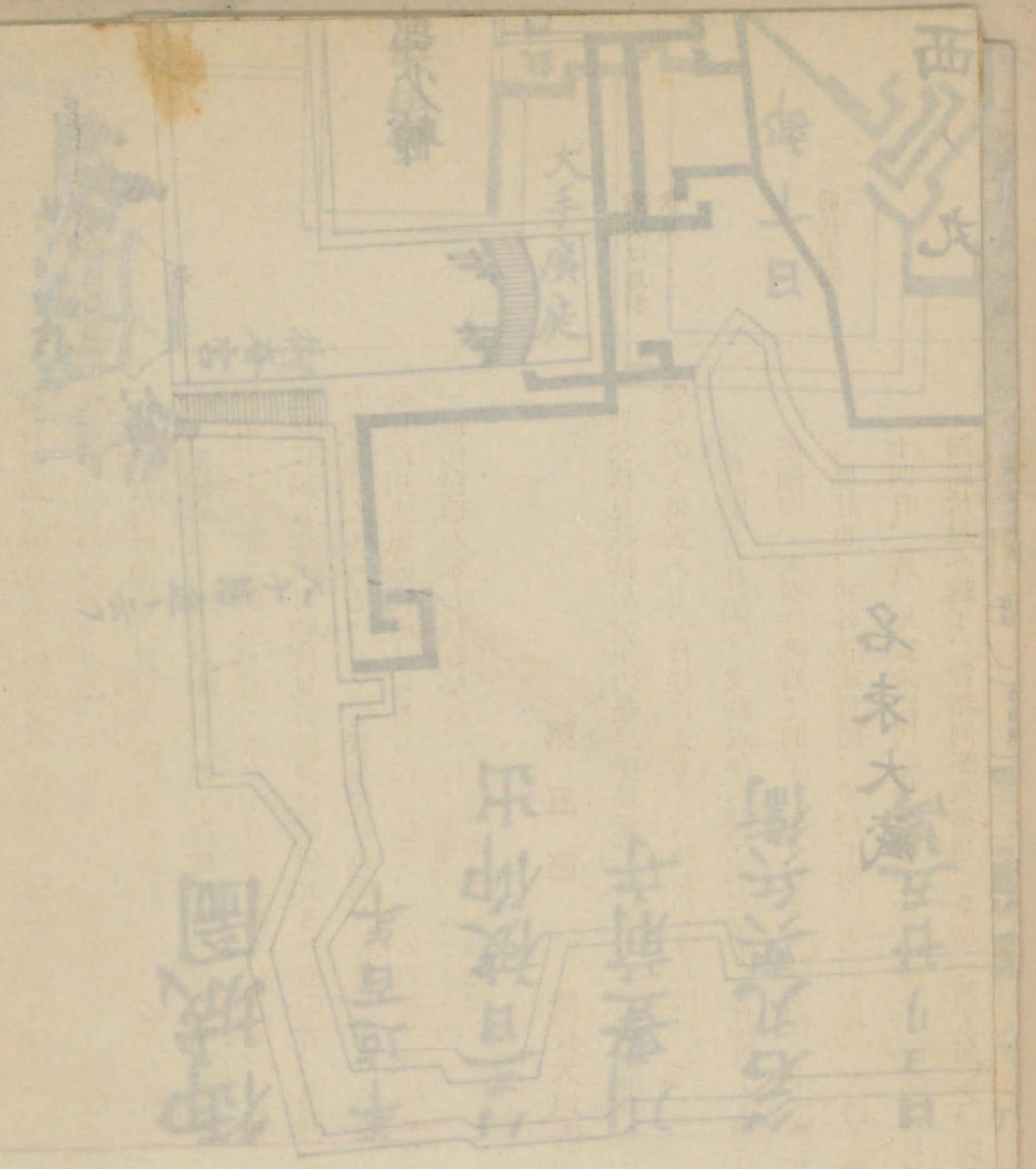


東大手



享保拾叁年七月朔日
 明治四拾五年五月復寫
 昭和三年十月伏見野後場復寫

[Faint vertical text on the right side of the page, likely bleed-through from the reverse side or a separate column of text.]



兩替町通、木材木、柿木濱、彈正、油掛通、京橋町、三栖、外濠外に在りては、小豆、清水、朱雀、大文字、尼ヶ崎、榊形、吳服、大宮六丁目、城通、久米、聚樂、成ル町、松屋、堺、帶屋、菱屋等、東部にありては、堀内村御船入以東六地藏通りを以てし、之を大別して南組本町十六町、北組本町十二町となせり、太閤記には、豊公は築城に際し故郷尾張中村の郷民を伏見に召出して住居せしめ、兩替町御香町^{京町}鍵屋町二十八町を與へ、且つ數多の建築材料を付與し、特別の惠澤を施せる旨を記せり、こは恐らく中村の郷民に限らず、當時伏見の造營に係る一般の者、及び城下町の形成とともに、來集するすべてに與へたるものなるべし、かくて伏見町は絢爛たる伏見城とともに出現し、こゝに經濟的發展を遂ぐるに至り、殊に淀川水運の利用せらるゝに及びて、その前途を祝福されたり、若し豊公の壽長かりせば、伏見は更に一段の發達を示したるなるべし、太閤記、伏見城古圖、伏見誌、紀伊郡誌

第五節 慶長大地震、明使引見

豊公伏見城移居一年の後、慶長元年（紀元二二五六年）七月十二日夜、鳥羽伏見を震央地として、所謂慶長の大地震あり、日録によりて當時を想像し得べし、

「義演准后日記」文祿五年^{○慶長元年}閏七月十二日霽、今夜五刻大地震^{○中}伏見事、御城門殿以下大破、或顛倒、大殿守悉崩て倒了、男女御番衆數多死、未^レ知^レ其數、其外諸大名の屋形、或顛倒或雖^レ相殘^レ形計也、其外在家爲體、前代未聞、大山も崩、大路も破裂す、非^レ只事、十四日、霽、地震未^レ休、諸人不^レ安堵、家を去て道路に臥也、今日夜中、大佛東寺爲^レ見舞^レ發足、^{○中}歸路伏見へ越了、言語同斷次第也、全所一所も無^レ之、諸人猥雜、大路難^レ通路^レ體也、大地裂て落入了

震央は鳥羽
伏見

前代未聞

十五日、少雨灑、地震夜以外也、暫時も不_レ休、京都方々へ爲_二見舞_一愚札遣_二之_一、伏見御房方へ同前
傳聞主上于今庭上假屋に御座候云々、

十六日、霽、地震不_レ靜、昨日より猶動す、諸人家内に不_レ居、夜は道路に臥す、主上于今庭上に假屋
を構て御座云々、伏見太閤同假屋に御渡云々、「以下略」日記によれば翌年五月に至るも猶餘震あり、
「言經卿記」文祿五年慶長元年閏七月十三日甲戌天晴、大地震子刻、去夜子刻大地震、近代是程事無_レ之古
老之仁語_レ之小動不_レ止、晝夜不_レ知_レ數_レ了_〇中、伏見御城てんしの崩了、大名衆家來共外崩了、江戸内府

徳川家康邸
の損害

徳川にはながくら崩了、加々爪隼人依死去了、雜人は十餘人相果了、同中納言殿には侍共はげがども
有_レ之、死者無_レ之、但雜人は六十七人死也云々、其外町々人衆家崩候て死人千にあまり了

伏見城中死
者五百七十
人

「増補家忠日記」慶長元年閏七月十二日夜に入子の刻大地震、土裂け水湧出す、京都伏見大厦巨宅及
び民家倒れ破れ死するもの數をしらす、洛陽大佛殿崩れ、佛像破壊す、伏見の殿中殿舎倒れ崩る、是
によりて上福女房七十三人、仲居下女五百餘人横死す、太閤秀吉此殿中に有といわとも、此難を避け
恙なし、大神君御館門樓破倒して御家人加々爪隼人死す云々

媯和使節の
饗應準備

竣工間もなき伏見城も、「全き所一所も無_レ之」とあり、「町人衆の死者千餘」に上り、「伏見城中の死者上
萬仲居下女約六百人近き」に達す、大地震の被害甚大にして、城内城下の混亂察すべく、加藤清正の忠節
、豊公家康同道の天機奉伺、途中大佛の倒壊を目して豊公激怒挽弓——等人口に膾炙せらる、
此年八月明韓媯和使沈惟敬等堺浦に上陸し二十九日伏見城に至る、之が大饗應準備として城内は更に壯
麗を極め、彼の聚樂第の美術品も盡く伏見に移して饗應室を形成せり、然るにこの大地震に遭遇せる秀吉
の心事や推測すべし、當時京都所司代役として洛中洛外に令したる前田徳善院は京都島原、伏見榎木町其

使節伏見城
に入る

他の倡家より侍宴の婦を徵發して應急措置を講じ、破壊の伏見城は直に修補せられ、以て使節を迎へたり、
九月二日明の使節沈惟敬等伏見城に入る、韓使は王子の來らざるを怒りてこれと面接するを許さず、明
使秀吉に謁し金印及び冕冠を呈し、翌日使節を饗し現下歩兵練兵場邊次いで秀吉花畠桓武天皇御陵の東邊に退き僧承兌を召し
て冊書を読ましむ、爾を封じて日本國王と爲すの一語に至りて秀吉大に怒り、忽ち冊書を取りて地に投じ
明使を追ひ、直に朝鮮再征の命を發せり、太閤記、安土桃山時代史、武勇雜談集

第六節 秀吉伏見城に薨去

慶長二年三月八日、秀吉諸大臣を従へて、急に伏見城を出で、醍醐に遊び、看花の豪遊を試み、次いで
十五日吉野に看花す、更に翌年三月十五日醍醐の看花に一代の豪奢を極め、四月十二日三寶院醍醐を訪ひし
が、五月五日病を發し、月を越えて癒はず、六月二十七日には禁中に臨時神樂を内侍所に奏し、その病を
祈るに至れり、秀吉愈々起つべからざるを知り、五大老三中老五奉行に後事を託し、八月五日要路の人々
誓書を交換し、同十八日伏見城に薨す、時に年六十三、群臣喪を秘し、前田玄以密に阿彌陀峰に葬る、同
年十一月征韓の諸將悉く還り、四年正月十日、大老奉行等は秀吉の遺命を奉じて秀頼を大阪城に移す、家
康以下諸將従ひ行き、十二日家康伏見に還りて政事を視、伏見城は五奉行更替して之を守る、然るに内紛
漸く擡頭し、諸將各黨を爲し、形勢次第に急なり、十九日有馬法印其邸に宴を張り、伏見に在る諸將を
饗し、家康亦その席にありしが、宴半にして井伊直政來つて密談する所あり、家康其邸に歸れば、藤堂高
虎大阪より來り、大阪の狀勢を述べて備ふべきを告ぐ、伏見此夜より物情騒然たり、是より先き家康私に
伊達福島蜂須賀三家と婚を約せしが、これ秀吉の遺命に背くものにして、異心ありとなし、大阪の大老奉

家康伏見に
政事を視る
内紛漸く擡
頭す
伏見物情騒
然

家康其邸の警戒を嚴にする

行は二十一日使者を發して詰問するとともに、在阪諸將兵備を修めて答を待つ、家康亦十九日夜來警戒を嚴重にし、加藤清正、淺野幸長、福島正則、黒田如水、其子長政、蜂須賀家長、長岡忠興、池田輝政、森忠政、加藤嘉明、藤堂高虎、金森長近、織田有樂、新莊直頼、有馬則頼、山岡景友等心を家康に歸し、毎夜その邸を護る、時に家康の部將榊原康政、本多正信等伏見番衛更替のため西上し熱田に在り、偶々伏見の警を聞き、晝夜兼行江州膳所に達したりしが、伏見の形成未だ兵を用ふるに至らざる事を知りしも、豫め變に備ふべく、こゝに宿陣し、東海東山の往來をとゞめ、三日開關部下を率ゐて伏見に入りたれば、遠近聞く者江戸の大兵至ると爲し、京伏の人心恟々たり。

家康利家の親陸

家康向島城に移る

大阪對伏見の葛藤次第に高潮せんとし、三中老其間に在りて周旋大に努し、二月五日互に誓書を交換し、以て和平を成せりと雖も、これ表面のみ、在阪の諸將は利家を擁し、伏見の諸將は家康を戴かんとするの狀勢顯著たるに至りしが、忠興利家の姻戚たるの故を以て、その不利なるを慮り、家康に親陸を敦ふせんことを勸む、利家之を可とし、二月二十九日疾を推して伏見に抵る、家康遇すること甚だ厚し、利家家康に勸めて、向島邸に移り不虞に備へしむ、蓋し家康伏見邸御宮香は三成家臣の邸と隣接し、地勢低くして利あらざればなり、かくて家康密かに向島邸を修築し、三月十一日淀川を下つて、大阪に利家の疾を問ひ、且つ先日安土桃山時代史編、徳川實記の訪問に答禮し、同夜藤堂高虎邸に一宿、十二日伏見に還り、二十六日向島邸に移れり、武邊咄聞書

第七節

家康伏見城に入る

閏三月三日利家大阪に薨す、諸將の對峙更に紛糾し、家康巧みに其間を謀りたれば、益々其度を高くせり、在韓以來、石田三成に宿怨を有する七將、加藤清正、淺野幸長、福島正則、池田輝政、加藤嘉明、細川忠興、黒田長政相謀りて三成を誅せん

七將三成を追ふて伏見に抵る

家康威望加はる

家康伏見城に入る

せしが、三成大阪に往き日夜利家の疾に侍して機を得ず、利家已に薨せるを以て、三成必ず出で來らん、宜しく之を邀撃すべしとなす、三成怖れ利家邸に潛みて出でず、佐竹義宣三成之を聞きの黨之を聞き、伏見より大阪に馳せ、同黨の毛利、浮田、島津、上杉と議し、密かに三成を女輿に乗せ、浮田佐竹の兵之を護りて伏見に還る、佐竹は向島に至りて家康に謁し、三成の救助を請ひしに、家康諾せしかば之に託す、七將は三成の逸出を聞きて憤怒し、追ふて伏見に抵り、家康に訴ふる所あり、伏見爲めに騒然たり、家康七將に兵を解かんことを諭し、又三成の職を解き、佐和山に歸るを諭す、三成熟慮數日にして命を奉じ、この間上杉の事を約すと十日伏見を發して佐和山に還り、七將も亦家康の命に従へり。景勝と他日

家康の威望次第に加はり、同月十三日を以て向島より伏見城に移る、これより先き黒田長政家康をして入城せしめんと欲し、堀尾吉晴に謀り、吉晴亦之に賛し、諸奉行と議す、長盛正家異議ありしも之に従ひ、大老秀家景勝に告げ、三中老を使者と爲して入城を請ひたり、家康伏見城に入るに及んで、人稱して「天下殿になられた」と曰ふ。

家康の眼中已に豊家無し、諸將の間を策して、事の推移を早からしめしかば、所謂三成派との溝渠次第に深きを加へ、こゝに慶長動亂關ヶ原役を惹起するに至れり、大日本時代史、天元實紀、徳川實紀

第八節

慶長動亂と伏見

同年十月一日家康大阪西城に移る、此年八月上杉景勝伏見を發して若松に歸りしが、漸次敵對の色を濃厚ならしめ、翌五年正月家康上洛を促せるも應ぜず、益々守備を嚴にす、こゝに於て家康意を決して會津征伐の軍を起し、六月十六日を以て大阪を發し、薄暮伏見城に入り、東下中に於ける伏見城の留守を定め

家康東征途次伏見城に入る

伏見城主將
鳥居元忠

鳥居元忠上總矢作城主四萬石を主將に、内藤家長上總佐貫二萬石、松平家忠武藏忍一萬石、松平近正上野三之倉五千石等を副とせり、家康元忠に向つて曰く「留守居の人数少なければ、定めし汝も苦辛を要するならん」と、元忠曰く「東征は重大事なれば、一夫も其多きを要す、家長、家忠も従はしめよ、當城は本丸を某守り、外廓を近正に守らしめば事足るべし」と、家康その理由を問ふ、元忠曰く「主公東下すれば、事不穩なるは必然なり、此城重圍に在らば、後詰の味方なし、たとへ五倍十倍の兵數を増したりとて、これを破るは不可能なり、されば用立つべき人數を空しく戦死せしむるべからず」と、家康元忠の決死を知り深く言はず、過去の物語に半夜を過ごして訣別の情を陳ぶ、十八日家康伏見を發して東す、

増田長盛元
忠を説く

七月に入り三成の異圖漸く發露し、十七日に至り長束正家、増田長盛、前田玄以三奉行の名を以て、家康の罪狀十三箇條を數へて、之を送り、又諸侯に檄してこゝに討徳軍を組織し、家康を狭撃すべく、先づ伏見城を屠らんとす、元忠その情勢を察知し、十五日城守の準備につけり、増田長盛は一應元忠を説きて開城せしむべき事を提議し之が同意を得たるを以て、十八日家臣山川半平意を含みて伏見城に至り、元忠に面して曰く「近日大軍關東へ發向するに就ては、先づ當城を請け取り申すべき内議あり、右衛門尉長儀は内府公家と懇意にして、秀頼公御幼年に際し、かゝる騷擾の惹起するは心外なるも、一存の及ぶ所にあらず、抑も當城は太閤の築かれたるものにして、乃ち秀頼公の本城なり、内府公の城にあらざるを以て、之を明け渡さるゝに於ても、留守居の落度にあらず、今後内府公に忠節を竭さるゝの場合は極めて多かるべければ、何事もなく明け渡さるべし」と、元忠曰く「内府公關東下向の際、當城留守居堅固なるべき旨命あり、内府よりの命ならば格別、然らざるに於ては、斷じて罷り成らず、若し兵力によりて要求さるゝならば、命の續く限り相防ぎ申さん」と、

元忠守備の
部署を定む

此日大阪西城の留守より追はれたる佐野綱正家康の侍妾等を淀に避けしめ、兵五百を率る來り事の急なるを告ぐ、こゝに於て守備を議し十九日朝元忠城外を巡視し、防禦に害ある人家を焼き、左の如く部署を定めたり、城兵凡そ千八百人、

- 本 丸 鳥居元忠
- 西 丸 内藤家長、内藤元長、佐野綱正
- 三之丸 松平家忠、松平近正
- 治部少輔丸 駒井直方
- 名護屋丸 甲賀作左衛門、岩間光春
- 松 丸 深尾清十郎
- 太鼓丸 上林政重

家康は始め木下勝俊若狭小濱城主を留めて松丸を守らしめたりしが、事變起るに及びて、勝俊元忠と議合はず、七月十八日京師に走れり、勝俊は秀吉正夫人北政所の兄木下肥後守家定の嫡子にして小早川秀秋の兄に當る、北政所は家康と善く、従つて家康も亦勝俊を味方と信じてたりしが、動亂勃發とともに、秀秋が西軍に屬せしより、元忠勝俊を怪しみ、城兵一致のために退去を迫りし也、家康は島津維新島津の一族に對し、會津攻伐の際は、伏見城の留守居を依頼する旨を述べたり四月二十七日の頃、故を以て維新は家康關東下向後、入城せんとせしが、元忠之を許さず、更に維新は元忠と昵懇なる家臣新納旅庵を以て交渉せるも、元忠許容する處なかりき、一方三成側の加盟勧誘已まざるより、止むを得ず西軍に屬せり、

西軍來り攻む
西軍の總攻
撃開始

攻城軍東北口の主將小早川秀秋は、木下家定の子にして、木下勝俊の弟に當り、隆景の養子となる、三成と善からず、寧ろ家康黨たるを以て、西軍に屬するを欲せず、頗る決意に躊躇し、表面西軍を装ひて参加す、伏見攻城に先ちて京師に抵り、伯母北政所に去就を謀る、北政所教へて曰く「しばらく諸將と攻せよ、城中に兄勝俊あり、兄弟敵讐とならば妾城中に入り和を議して大阪に要請する所あらん、聽かれざれば死あるのみ」と、秀秋之に従ひて伏見に向ひ、且つ人をして元忠に入城を請はしめしが、元忠疑ふこと島津に於ける如し、秀秋躬ら元忠に面して請ふ處あり、元忠猶聽かず、「閣下の志已むべくんば、直接關東に請ふべし」と、秀秋退きて誓書を送り、而して表面攻城の將となれり、然れども勝俊已に退城の後に屬し、此策は行はれざりき、十九日薄暮西軍來り攻む、二十一日に至つて外濠に逼り、二十二日宇喜多秀家、小早川秀秋、鍋島勝茂等の兵加はり、攻城連日に亘る、城兵一死千軍に當るの勢を以て應戦し、容易に抜く能はず、二十五日秀家來つて攻城諸將を會し部署を定め、南方追手口を除くの外之を重圍し、總攻撃に移る

攻城分屬の諸將左の如し

- 毛利 元康輝元叔父 吉川 廣家 鍋島 勝茂 長曾我部盛親 小西 行長
- 毛利 秀包 太田 一吉 毛利 勝信 毛利 勝永勝信の子 安國寺 惠慶
- 南條 忠成 秋月 種長 福原 長堯 木村 重賢 木下 延俊
- 垣見 一直 杉若越後守 杉若藤二郎 高橋 長行 相良 頼房
- 熊谷 直盛 五島 純玄 石川 頼明 糟谷 宗孝 池田 高祐

東方 宇喜多秀家

東北 小早川秀秋

西北 島津 維新

西方 毛利 秀元

- 平塚 爲廣 宗 義智 松浦 久信 上田 重安 木村 勝正
- 木村 豊統 川尻 直次 木村 重高 織田 信高 織田 信吉
- 織田 信貞 猪子 内匠 桑原甚右衛門 瀧川 豊前守 羽根田長門守
- 熊谷半次郎 山岡 主計 雜賀 重朝 溝口 外記 岡田 直教
- 三吹大和守 矢部豊後守 伊藤加賀守 駒井中務大輔
- 長盛 福西源次郎 同 大岡作左衛門 同 高田小左衛門 三成 高野 越中
- 代理 福西源次郎 同 大岡作左衛門 同 高田小左衛門 三成 高野 越中
- 三成 大山 伯耆 正家 伴 五兵衛 大阪 堀田 勝嘉 同旗 秋田藤左衛門
- 同統 木下周防守 同 伊藤 源助 同 伊藤 長弘 同旗 秋田藤左衛門
- 同旗 秋田藤左衛門
- 頭 弓 河口 久助 同 伊藤 長弘 形 弓 松浦 宗清

兵數 總計 凡四万餘 毛利秀元、吉川廣家は二十六日瀬田に移り以後攻城に加はらず

外濠より西北東は完全に包圍せられ、人馬疊積空地を見ず、二十九日薄暮三成佐和山より至り諸將に令して急に攻めしめ、三十日諸軍大舉して攻撃四回に及び、城兵死力を盡して銃戦し、島津の軍極樂橋城北深草面より入らんとするを撃退し、秀秋の先鋒火箭を放ちて樓櫓を焼き元忠の士加藤九郎右衛門消防に盡力して焚死す、この日西軍斃るゝもの五百人、城兵死傷する者五十餘人、八月一日松丸の守兵甲賀の郷士叛す、初め長束正家部下に命じて、郷士の妻子甲賀に在るを捕縛して磔刑に處せんとす、内應するに於ては之を恕し且つ恩賞を厚ふせんとす、郷士大に驚きて内應を約し、遂に松丸に放火し、城壁を破壊して西軍の侵入に便ならしむ、時に烈風火を煽りて延焼し、西軍之に乗じて松丸名護屋丸を奪ひ、秀秋人を派して和を議せんとしたるが議決せず、西軍更に攻撃し、近正、政重戦死し、島津の兵進撃して治

城兵盡く戦死す

伏見市街大半焼失

部少輔丸を奪ふ、家忠應戦及ばずして自殺し、従兵八百餘人盡く奮戦之に死す、秀秋の部下火箭を發して天守閣を焼く、元忠手兵二百餘人を率ゐて突戦西軍を撃退する事三次、元忠亦數創を負ひ、手兵半を失ひ、本丸に入れば手兵纔に十餘人のみ、西軍已に城中に充滿す、元忠自裁し西軍の士雜賀重朝に首を與ふ、元忠時に年六十二、家長も西丸に在つて力戦せしが及ばず、火を發せしめ屠腹火中に入り、部將安藤定次等奮戦之に死す、乃ち城兵悉く戦死し、西軍の死傷三千に及び、伏見城遂に陥る、時に午後三時、之より先き元忠は大軍の至るや七月十八日濱島無手右衛門をして家康の陣所に遣はし、西軍蜂起の狀を報告し、又子新太郎忠政に遺戒を送りしが、言々壯烈を極めたり、

秀家城將元忠、近正、家忠の首級を大阪に送り輝元長盛之を檢し京橋口に梟す、元忠の忠節に感じ禮を盡して公卿台に載せたり、後ち京都の商賈佐野四郎右衛門之を盗み厚く百万遍に葬れり、かくて戦局は之より擴大し、關ヶ原役となり、西軍敗北、徳川幕府こゝに於て確立を見たり、

伏見城の攻防戦一句餘にわたりたれば市街の焼失破壊されたる狀況想察すべし、關ヶ原役後九月二十日家康は命じて西軍諸將の伏見邸を盡く焼かしめたりしかば、秀吉築城後の盛觀は著しく減殺せり、殊に町民に至りては戦亂を避けて市中に在るものなく、同年九月二十六日家康伏見に入るや、伏見南北の町年寄迎へ出で、戦捷を慶賀せしに、家康町民退散の狀を見て聽く處あり、次いで松平下野守に伏見を支配せしめ、その臣舍人源太左衛門代理して町民を慰撫し、漸次人家は舊態に復するに至れり、日本戦史、徳川實紀 伏見根源記

「鳥居元忠」慶長動亂に當りて壯烈を以て人口に膾炙されつゝあるは細川忠興の室明智氏の大坂館に於ける自盡及び伏見城主將鳥居元忠の奮闘なりとす、藤田東湖は正氣之歌に「或守伏見城、一身當萬軍」と咏じ、安積覺泊は「義氣動天地、精忠貫金石、歴三千年、凛々有生氣、眞所謂大丈

夫者歟」と感激す、元忠は忠吉の第二子、小字は鶴之助、後ち彦右衛門と稱す、參河の人、初め徳川家康に駿府に仕へ、軍に従ひて屢々功あり、永祿三年、桶狭間の役に元忠兵を率ゐて遠州本野原に戦ひ、又廣瀬沓掛の役に従ひて功あり、元龜初年姉川の戦に先鋒を爲し、天正三年長篠の戦に先驅し、銃に中りて股を傷け跛となる、八年高天神城を攻め、翌年春を以て之を陥る、十年武田氏亡びて後ち元忠命を受け古府に次す、會々北條氏勝兵一萬人を率ゐて東郡を侵す、元忠兵六百を以て黒駒に戦ひて大に勝つ、家康其功を賞し郡内の地を與ふ、十四年秀吉の命爵を受けしも應ぜず、十八年三月秀吉の北條氏を征するや之に従ひ、淺野長政、木村重茲を援けて上毛に入り、又本多忠勝、平岩親吉とともに上總を徇へ、佐倉、東金、廳南等の諸城を取り、筑井、岩槻の兩城を攻めて之を拔く、下總矢作莊を賜はりて四萬石を食む、伏見籠城に當り息新太郎忠政に致せる遺戒は古武士の面目躍如たるものあり、左の如し

今度上方蜂起して兇徒の一味大小名數多石田が奸謀に陥て先當城を攻落さんと近日大軍馳向ふべき支度其聞あり、我等に於ては城を踏へ速に討死すべき覺悟也、大阪勢何十萬騎にて攻寄せ千重に圍むと言共一方打破りて退んに手間取る可からず、夫は武士の本意に非ず、忠節とは言難し、我爰にて天下の勢を引受百分の一にも對し難き人數を以て防ぎ戦ひ自覺しき討死して、我上様の御家風は守る處の城を明て難を逃れ命を惜み敵に弱みを見せぬ物そと御家人衆にも覺悟させ、天下の士に義を勸る手始とならんと存する處也、無左所にてすら耻を知る士の死を遁るゝ道はこれなし、况哉主君の爲めに命を没る事常の法也、平生待儲たる處にて、加様の時節に出合事心ある人は羨しかるべし、貴殿能心得らるへきは、我等が先祖代々御譜代と云ひ、取分け亡父伊賀守殿清康公より御奉

公有り、其後廣忠公へ忠勤を勵し兄源七郎殿宗○忠渡理に於て討死して忠節を盡し今の上様御幼少にて駿河に移らせ給ふにも守立申さん爲め伊賀守殿駿河へ御供也、其後上様十九の御歳岡崎へ歸らせ給ひ無二の忠義怠る事なく、八十歳に餘るまで一生別心せず上様にも又と無き者に思食れ又我等も十三歳にて上様十歳の御時始て御前へ出しより今に至て召使はれ御恩を蒙り忝事生々世々忘る可らず、今度關東御進發の時、我々が貞心を能知し召か故に殘し置ると仰出され、左しも大切なる上方の押へ伏見の御城代を承る事武運の名利に叶ひたる處也、天下の士に先達て君恩の爲めに命を没す一家の面目多年の本懐也、予討死の後は我等に替り、久五郎成○成を始め幼稚の弟共を能く寵しみ介抱すべし、弟共は偏に新太郎を我等が如く親と思ひ何事も背く可らず、各長となりて上様の御目に掛其れ々々が天性に應じ、何分にも召使れば面々中能く親み先祖代々御恩を以て家を立子孫をも助けたる有難き事を常に胸に斷さず上様御家と共に盛衰安危を思ひ定め、外に又と主は取らぬ筋目寝ても覺ても忘る可らず、國所領に目が味み又は一旦の不足に舊恩を忘れ、假初にも別心する事人道に非ず、假令日本國中が悉く御敵に組して背くと云共我等が子々孫々盡未來他家に足を入るべからず、唯何事に付けても一家兄弟心を一致にして忠功を盡し、互に助けられつ義を守り勇を勵み先祖代々中にも伊賀殿より高名の武功世に隠れなき家の譽を穢さじと心懸兎に角に一命御爲に捧げ置たると心腹に克々思ひ詰たらんには、千變万化の急難が差來るとも卒共恐れ周章る事あるまじ、予今年六十二歳になりぬ、三州よりして以來萬死一生の事其數を知らず、然れども一度も臆れは取ぬ、人間の生死幸福は時の運に在り、求め好むへきに非ず、老功の家士の言を尋ね馴心得たる者を用て我意の若氣を致されず諫を入る事肝要也、天下は幾程なくして上様御手の下なるへし、左有らは必御

取立を受け大名にもならんと思ひて御奉公する者も有なん、必哉此心など出來らば武道の名利の盡る端そと知るへし、官祿を賜はらん、大名に成んと心欲に引れて食んに命の惜からぬ事有るべき哉、命が惜まれては何の武功を成すべき、武の家に生れて忠を心に掛す只身上の富を思ふ者は外に詔ひ内に奸謀を工む義を捨耻を顧す後々末代武名を汚す誠に口惜き事也、是等の事申に及はざれ共先祖の名を二度揚げらるべし、且家の仕置等の事は兼て申談つる間今更申に及ばず累年來る所見も聞もせられたり、第一行跡を嗜み、禮義正しく主從能く和し下に隣愍を加へ賞罰の輕重を糺して親疎の依估ある可らず、人の人たる道實を以て本とす云々(是濱島が元忠の辞を聞て記し置所也云々)鳥居家中興譜

第六章 德川時代

第一節 德川家康と伏見城

關ヶ原役平定とともに、家康は政局の主權者となれり、役後十月敵對者諸將を處置し、直ちに戰功諸將の賞を行ひ、轉封配置巧みに豊臣系を抑制し、自家の地盤確立を期したり、

是より先家康九月二十七日大阪城西城に入り、秀忠は二十四日より伏見城に在り、家康に従つて大阪城上丸に移り、伏見城の修築成りて十一月十六日伏見に歸り又大阪城に入り、家康とともに六年正月を迎へ、諸侯盡く正を賀す、秀忠此月二十七日伏見に移り大納言を拜して、參内拜賀し、九月江戸に歸れり、家康亦三月伏見城に入り此冬江戸に歸り、七年正月六日從一位に叙せられ、次いで上洛拜賀し、十二月伏見城番の制を定む、翌年二月二十二日征夷大將軍の宣下あり、勅使伏見城に參向す、秀吉文祿三年之を樂

秀忠伏見城に入る

家康將軍宣下

伏見城は徳川氏權力の中心

自慶長八年至同九年日

き、居る事僅に三年にして薨じ、以後家康こゝに居り、慶長八年將軍宣下により、伏見は全く徳川氏の城下となり、伏見城は徳川氏の近畿に於ける權力の中心となれり、大日本時代史、徳川實紀こゝに徳川幕府初期に於ける伏見を日録として掲げん、

慶長八年

二月十二日 内大臣徳川家康を右大臣に任じ、征夷大將軍に拜し、源氏長者淳和獎學兩院別當と爲し、牛車兵仗を廳す、廣橋兼勝、勸修寺光豊を伏見に遣はして宣旨を家康に賜ふ、公卿補任、慶長日件録本郷治部少輔信富は、家世々室町將軍に仕へ、將軍家制度に詳なるを以て、伏見に伺候して奏者役たるべき命あり、伏見城下に宅地を賜ふ、家譜

二月二十四日 公卿殿上人伏見城に抵り將軍宣下を賀す、西洞院記

三月三日 伏見城に上巳の祝あり、烏丸大納言光宣、日野大納言輝資、廣橋大納言兼勝、飛鳥井頭侍從雅宣、勸修寺宰相光豊等參賀す、慶長日件録

三月二十一日 家康將軍宣下拜賀の禮を行はんとして伏見より入洛、吉豊日記二十五日參内す、將軍宣下記

四月十六日 家康二條城より伏見に歸る、當代記

四月十九日 諸國大名伏見城に上り太刀馬代並に酒樽を捧げ將軍宣下を賀す、慶長年録、當代記

五月十五日 家康孫女千姫秀忠の女を豊臣秀頼に妻さんとす、秀忠の夫人淺井氏千姫を伴ひ伏見に抵る、武徳編年集成

五月十九日 勅使を伏見に遣して、白袋を將軍家康に賜ふ、梵舜日記

六月二日 長福丸頼宣の髮置式を伏見城に行ふ、紀藩古書

七月三日 家康伏見城より二條城に入る、西洞院記

七月十五日 家康能樂を二條城に張ること二日、豊光寺承兌を訪ひ、伏見城に還る、慶長日件録

七月二十八日 秀忠の子千姫、伏見より船にて大阪に下り、大阪城に入興す、武徳編年集成

是月 秀忠の第四女初姫伏見に生る、徳川氏系譜

八月一日 公家卿門跡諸大名伏見城に至り八朔を賀す、義演准后日記

八月十日 家康の第十一子鶴千代水戸中納言頼房伏見城に生る、家忠日記

八月二十八日 島津忠恒、薩摩より宇喜多秀家其子八郎秀親を家臣に擁せしめ伏見に護送し來る、創業記

九月二日 山口駿河守直友、島津龍伯入道に書を贈り、宇喜多秀家此日伏見より護送して駿河久能山に下らしむ旨を告ぐ、貞享書上家康、毛利輝元に家眷を携へて國に就くを許し、且命じて領内の要地を相し

て居城を新築せしむ、是日輝元伏見を發す、萩藩閩閩録

九月二十七日 加藤清正の伏見の第火あり、悉く焼失す、義演准后日記清正の邸は肥後橋畔に在り

十月二日 幕府河村與三右衛門、木村宗右衛門に命じ、舊に仍りて淀川の過書船を管轄せしむ、木村先祖書家譜

(交通運輸編参照)

十月三日 家康山岡道阿彌景友の邸宇道阿彌町に臨む、景友子なく兄美作守景隆の子主計頭景以の嫡子新太郎景本此時八歳を伴ひ初見の禮を爲さしめ養子たらしめん事を陳ぶ、家康景本に吉光の脇差を與ふ、慶長日件録

十月十六日 家康將に江戸に還らんとするを以て、勅使を伏見に遣し薫物を賜ふ、是日家康の右大臣を

罷む、公卿補任續本朝通鑑

十月十八日 家康伏見を發す、慶長日件録

此歲 池田備中守長吉、伏見城を修理す、家譜
此歲 京伏見に盜賊横行の聞あり、市街の市人十人を以て一黨とし、黨中一人にても惡事あらば同罪たるの令を發す、慶長見聞録

慶長九年

正月十日 幕府山城紀伊郡富森横大路堤防を修築し、板倉伊賀守勝重之を監す、梵舜日記、慶長年録

三月一日 家康上洛せんとし此日江戸を發す、當代記

三月二十日 福岡城主黒田長政の父如水伏見の邸に卒す、黒田文書

三月二十九日 家康伏見城に入る、諸大名追分に出迎へしが、行列簡素にして知るものなく、伏見に追付きて漸く安着を祝す、行装の簡易真卒に驚嘆す、當代記、坂下齋記

四月一日 武家傳奏廣橋兼勝、勸修寺光豊を伏見に遣はし將軍家康を勞せらる、時慶卿記

四月五日 上方諸大名伏見に往き歳首を將軍家康に賀し、公家衆亦訪問するもの多し、言經卿記

六月八日 結城秀康江戸より伏見に抵る、當代記

六月十日 家康伏見より二條城に入る、西洞院記二十二日參内す、西洞院記

七月一日 家康伏見に還る、言經卿記幕府西國大名に課して伏見城を修築せしむ、當代記

高山公實錄云、此年九年公藤堂高虎神君の命を奉じて、伏見城水の手の丸を繩張し玉ふ云々、又創業記

考證云、七月一日、此比伏見も石垣普譜あり西國衆悉相上普譜仕る、

七月十七日 秀忠の次子江戸に生る、家康之を命じて竹千代家と曰ふ、續本朝通鑑家康結城秀康の伏見第に臨み相撲を見る、後ち諸大名を饗す、當代記

八月二十日 家康伏見の第に京都市民の踊を見る、是より先十四日京都に豊國社臨時祭、豊公七あり豊國神臨時祭、大年記

八月二十一日 是より先き上杉景勝上洛す、この日伏見を發して米澤に歸る、上杉年譜

閏八月十日 家康近日江戸歸還に付公卿殿上人門跡伏見城に至りて辞見す、西洞院記

閏八月十四日 家康伏見を發し江戸に還る、藤堂高虎之に従ふ、言經卿記

閏八月十八日 加藤清正伏見を發して肥後に還る、時慶卿記

十二月二日 渡邊掃部、伏見榎木町に遊廓を再興す、嬉遊笑覽

是歲 長曾我部元親の伏見舊邸を松平隱岐守定行の子に與ふ、松平由緒書

第二節 秀忠征夷大將軍を拜す

慶長十年

正月九日 家康上洛の爲江戸を發す、創業記

二月十九日 家康伏見城に入る、義演准后日記

二月二十日 高倉永孝、飛鳥井雅賢、鳥丸光廣等伏見城に至り家康に謁見す、西洞院記

三月三日 公家衆諸大名伏見城に至り家康に謁す、明日また同じ、慶長日件錄、梵舜日記

三月五日 家康朝鮮の使者孫文政、僧惟政を伏見城に引見し、本多正信、僧承兌をして之と講和の事を議せしめ、又宗義智の功を賞す、朝鮮物語付、柳川始末本

秀吉の韓明再征は其薨去により挫折し再征軍盡く歸國したるが、家康將軍たるに及び未だ全然解決

自慶長十年至同十一年日録

せるに非ず、朝鮮の背後たる明軍の勢力大なるを知らる家康及び諸將は萬一來寇の事なきやを警戒しむるに非ず、家康、こゝに見る處ありて、關原役鎮定後、先づ宗義智對島に諭して、朝鮮との媾和を策せしめたるも朝鮮は未だ半信半疑にして決せず、前年末使僧對島に至り義智に事實を確めに來れるを以て、義智使僧を伴ひて上洛伏見城に至る、家康はその京着より稍遅れて上洛し、且つ秀忠に東北の大名數十人、十數万の同勢を隨從せしめ、續いて上洛せしめ、伏見に入るの日は、近畿、中國、四國の諸大名をして隨從に加はらしめ、行裝盛大を極め、朝鮮使節に之を見せしめ、以て日本、本國の諸大名は悉く豊臣氏の下を去りて、徳川氏に臣服せる實況を會得せしめ、以て和議締結の材料と爲したるが、果して使節の會得する處となりて、成立を見たり、徳川實記、大日本時代史、三月十九日、加藤清正伏見に至る時慶卿記又この前日島津忠恒伏見に至り家康に謁す、家譜、三月二十二日、秀忠二月二十四日上洛の爲め江戸を出發、此日膳所崎の城を發し、前後鹵簿を整へ、粟田口より醍醐を過ぎ伏見城に入る、行裝綺羅を盡し、京伏市中の貴賤之を迎へ、都鄙近國の者之を拜せんとして雲霞の如し、家康朝鮮使者とともに舟入櫓に在りてこの行裝を見る、西洞院記、三月二十七日、朝鮮の使節歸國の途に上る、朝鮮物語付、柳川始末、是月、家康伏見城にて東鑑刊行の事を令し活字版東鑑を印行す、慶長活字、本跋文、四月一日、公家衆伏見城に至り、家康秀忠に謁す、慶長日、四月五日、秀忠、金森法印素玄伏見の邸に臨む慶長年錄此夜吉田重勝織部の第に茶湯會あり當代記此日家康圓光寺元信に命じ活字版周易を印行せしむ、書籍考、四月七日、家康將軍職を辭し、秀忠を以て之に代へん事を奏請す慶長日記將軍家康二條城に入る、言經卿記

四月十五日、家康伏見城に還る、當代記
 四月十六日、征夷大將軍徳川家康を罷め、權大納言徳川秀忠を征夷大將軍に拜し、内大臣正二位に陞し、淳和院別當に補し牛車兵仗を應ず公卿補任勅使伏見城に臨み宣旨を賜ふ慶長日、之より家康を大御所と稱す、當代記
 四月十七日、秀忠伏見より上洛し二條城に入る義演准二十六日參内將軍宣旨の恩を謝し奉る、言經卿記
 四月二十七日、秀忠伏見に還る、慶長日、
 五月一日、諸大名伏見城に至り、秀忠に將軍宣下を賀す、當代記
 五月三日、將軍秀忠能樂を伏見城に張る事三日、以て公家諸大名を饗す慶長日、家康月見櫓より之を見る、慶長日記
 五月八日、家康大阪の秀頼に久しく對面せざれば出京を促し伏見城に謁せんとし、高台院故大間北政所を大阪に使はす、秀頼生母大處院淀殿秀頼不慮の災あらんとし肯かず、京攝の農商之を聞き、戰役近しと爲し大に騒ぐ、當代記
 五月十五日、秀忠江戸に還らんとし伏見城を發す、當代記
 五月二十七日、家康金森法印左近伏見の第に臨む、時慶卿記
 是月、家康池田輝政の伏見の邸に臨む、慶長見聞記
 六月十六日、家康嘉定の儀を伏見に行ふ、鹿苑日錄
 七月五日、幕府伏見城本丸の殿舎を修造せんとす、家康西丸に移る、當代記
 「創業記」五日伏見には諸大名に命ぜられ本丸を修理せしめたまふ、よてけふより大御所西城にう

つりすませ給ふ

「武徳編年集成」七月七日使番安藤治右衛門正次江府より伏見城臨監として上着す

七月七日 家康能樂を伏見城に張る、言經卿記

七月二十一日 家康上洛二條城に入る、慶長日件録

八月十日 伏見の城中法制を下す、慶長日記

法制に曰く、城中無狀のふるまひをなし、禮を失ふ輩見あたりなば、其由その者にことはりて聞へ上べし、殿中一所に會合し、高聲に雜談するものあらば、同じくことはりて聞へ上べし、御前近き所にて高聲の輩あらば、これもことはりて聞へ上べし、御膳役送の輩怠慢せば聞へ上べし、此輩當直の時は必長袴用意すべし、將棊、碁、諷瀝打、扇切、相撲等の遊戯するものあらば聞へ上べし、御内書をはじめすべて右筆等のものかく所へ立よるべからず、仰なくして硯を借用ゆべからず、もしかるふるまひするやからを、そのまゝして置時は、右筆等も曲事たるべし、諸大名着座の席へ塵芥をすつ置べからず、すべて殿中灑掃以下心いるべし、廁の外へみだりに尿すべからず、この條目令せらるゝ後違犯の輩あらば嚴に聞へ上べし、かくし置てもれ聞ゆる時は、同朋權阿彌の罪たるべし徳川實記

八月二十一日 家康伏見城に還る、言經卿記

九月九日 公家衆伏見城に至り重陽を家康に賀す、慶長日件録

九月十一日 武家傳奏伏見城に遣し、宸筆薰香方を家康に賜ふ、公家衆家康の東歸を餞す、言經卿記

九月十五日 家康、松平康次、成瀬久次、松平重勝を留めて伏見城を守らしめて東歸す、言經卿記

「伏見城文書」

伏見城中所々番所相改可申候若油斷仕者於在之可申上者也仍如件
慶長十年九月十五日 黒印

伏見御城御番所の覺

- 一、本丸御門矢倉 松平大隅守、水野對馬守
- 一、同松丸へ出口御門 酒井作右衛門同心、米津清右衛門同心
- 一、御天守御番 水野石見守、成瀬吉左衛門、大須賀五郎兵衛、酒井作右衛門、日下部兵右衛門
- 一、御廣門御番 西尾隱岐守、米津清右衛門、牧助右衛門、山本新五左衛門
- 一、火燒之間御番 松平右京亮、初鹿野傳右衛門、米倉六郎衛門、川野庄右衛門
- 一、西丸御番 水野内匠、同平右衛門小栗又一、内藤四郎左衛門、渡邊忠右衛門
- 一、村越茂助曲輪西御門 筒井紀伊守、神保五郎助山口駿河守、赤井彌平兵衛
- 一、同曲輪東御門 渡邊孫一、高井作左衛門
- 一、大手之御門 春日下總守、坪内惣兵衛
- 一、松丸西御門 横田小三郎、大岡傳藏
- 一、同曲輪東御門 成瀬吉右衛門、同小吉同心
- 一、名護屋丸 大須賀五郎兵衛
- 一、御本丸下曲輪 西尾隱岐守同心
- 一、戸田又兵衛曲輪御門 由良新六、戸田又兵衛
- 一、小笠原次衛門曲輪御門 蒔田左兵衛、小笠原次右衛門
- 右御留守居中、御番無_三油斷_二可_三相勤_一、若懈怠之輩於_レ在_レ之者曲事被_二仰付_一者也仍如_レ件

慶長拾年五月十五日

九月二十四日 圓光寺元佶家康の命により印行せし周易注本を献す、慶長日件録

十二月二十六日 有馬豊氏の伏見の第に火あり、淺野長政、板倉勝重、蒲生秀行の第に延焼し、立賣町民家殆ど全焼す、慶長見聞録 義演准后日記

「義演准后日記」 十月廿七日、晴、昨夜伏見御城の南方大名屋形風甘々所計、其外在家數十間焼失、所司代板倉伊賀守屋形不殘燒了云々

「言經卿記」 十二月廿六日、丙寅、天晴時々小雪、伏見入夜火事也云々、有馬玄蕃宿より江戸町々東板倉伊賀守等四五町也云々

「鹿苑日録」 十二月廿七日、自朝晴天、齋了至伏陽、昨夜回祿、有馬玄蕃殿ヨリ出火、則立賣町西東一間も不殘燒却す云々

「慶長見聞録案紙」 十二月廿六日、於伏見、有馬玄蕃頭豊長屋出火、淺野彈正少弼長政、蒲生飛彈守秀行、松平飛彈守昌忠、彦坂平助、大久保主殿助忠、大久保石見守安長、板倉伊賀守重勝、眞田隱岐守信遠、山民部類焼、其外たちうり町焼亡

慶長十一年

一月 幕府山城淀の堤を修築す、慶長日件録

四月六日 家康上洛伏見城に入る、慶長日件録

四月十一日 公家衆諸大名家康に謁す、慶長日件録

四月廿八日 前將軍家康參内、歳首を賀し奉る、武家の叙位は悉く幕府の吹擧に依らん事を奏請し、伏見に還る、慶長日件録

是月 萬石以下の諸士に命じて伏見城の石垣を修築せしむ、當代記

「當代記」 四月伏見有石垣普請、但一万石取より内の衆勤之一万石より上之衆は駿河爲普請、可下被除此普請

五月七日 勅使を遣し家康の歳首參賀に答へしめ給ふ、公家衆門跡亦歳首を家康に賀す、慶長日件録

五月十三日 伏見城邊怪異あり、凶兆と云ふ、當代記

「當代記」 伏見城邊怪異さまざまあり、古き祠より挑燈のごとき光物いで、飛行し、豊後橋の邊に落ち、また加藤肥後守清正の邸中よりも、行燈の如き光物飛いで、洛中にも光物飛行す、その音車のごとし、都人呼て破車といふ、先年も二度かゝる怪物あり、いづれも凶兆といへり

七月二十七日 家康二條城に入る、言經卿記

八月十二日 家康伏見城に還る、言經卿記

八月二十一日 加藤清正能樂を伏見の第に張る、當代記

九月三日 足利學校三要伏見城に上り家康に謁す、舜舊記

九月九日 公家衆重陽を家康に賀す、當代記

九月十三日 片桐且元、大久保長安、板倉勝重伏見城に上り、豊國社の條約並に社頭石燈籠の事を陳べ許可を受く、舜舊記

九月二十一日 家康伏見城番を更定し、結城秀康を以て留守と爲し東歸す、當代記

「伏見御番古文書」

伏見御番所之覺

一、御本丸御門矢倉

松平伊豫守、水野對島守

一、同松丸へ出口御門

酒井作右衛門、米津清右衛門

一、御天守御番
 水野石見守、成瀬吉右衛門、大須賀五郎兵衛、酒井作右衛門、日下部兵右衛門

一、御廣間御番
 酒井丹波守、米津清右衛門、大久保平助、新見彦左衛門

一、たき火之間
 鈴木久右衛門、保阪金右衛門、初鹿野傳右衛門、齋藤次郎右衛門、山上強右衛門

一、西丸御番
 水野左久大夫、水野備後守、由良新六郎、三浦賢物

一、村越茂助曲輪西御門
 筒井紀伊守、山口駿河守、赤井彌平兵衛

一、同東御門
 高井作左衛門

一、大手之御門
 春日下總、坪内宗兵衛

一、松丸西御門
 權田小三郎、大岡傳藏

一、同東御門
 成瀬吉右衛門

一、同下之御門
 成瀬小吉同心

一、名護屋丸
 大須賀五郎兵衛

一、戸田又兵衛曲輪
 渡邊孫一

一、御本丸下曲輪
 柘植字を脱吉次
 柘植字を脱吉次

一、小笠原次右衛門
 小笠原次右衛門、蒔田左兵衛、神保五郎助

右當番之時一日一夜無懈怠可相勤者也
 慶長十一年九月十五日
 黒印家康

第三節

伏見城の器物を駿府に送る

三月一日 結城秀康病あり、伏見を發して北莊に歸る、慶長日件録

慶長十二年

自慶長十二年
至十六年
日録

三月二十五日 幕府畿内及近傍諸國の諸大名以下に駿府築城の役を課し、伏見城の器用を駿府に輸送せしむ、當代記

「當代記」 駿城修築の爲、畿内、丹波、備中、近江、伊勢、美濃十ヶ國の人夫を召る、五百石に三人の制なり(一説には五百石に付一人)この人夫先伏見にのほり、かしこより駿城に送る所の什器長持以下を運送せしむ云々

「慶長見聞録」 この月中中また伏見城中儲蓄ある所の財寶、器物、布帛、筵蓆の類までことごとく駿府へ運送せしめらる

閏四月四日 伏見城下近習の輩の居宅毀たる此頃京伏見の邊物騒也當代記又此頃伏見より駿府へ金銀五百五十駄を運送し、次いで十九日また金銀八十駄を送る、當代記

閏四月二十九日 幕府掛川城主松平定勝を伏見城代と爲し新地五萬石を賜ひ、掛川城を其子定行に與ふ、當代記

この頃まで伏見城松丸は普第衆交代して警衛し、治部少輔丸は水野石見守、名護屋丸は日下部兵右衛門、江雪曲輪は成瀬吉右衛門、戸田曲輪は松平豊前守、戸田又兵衛、帶曲輪は小笠原次右衛門、其外大須賀五郎兵衛、柘植三之丞警衛し、この輩京所司代板倉伊賀守並に米津清右衛門とはかりあいて諸事を沙汰せしが定勝城代たるに及びこのともがら皆駿府に赴く、伏見町奉行長田喜兵衛、芝山喜兵衛、淀川船奉行は小笠原越中也、徳川實紀

五月二十三日 幕府伏見城三年番の制を定む、慶長見聞録

「別本當代記」 伏見三年番は慶長十二年未より始渡邊山城、其次水野市正、其次松平丹後、慶長

十二未年伏見三年番初る

未、渡邊山城守 申、水野 市正 酉、松平丹後守 戌、山口但馬守
 亥、阿部備中守 子、高木主水守 丑、渡邊山城守 寅、井伊掃部守
 卯、松平丹後守 辰、土岐山城守 巳、高木主水正 午、水野備後守
 阿部左馬助 牧野内匠頭
 「花遷漫鈔」 伏見城、慶長十二丁未三月十九日大御番より伏見在番はしまる、頭一年代り諸組より抜人三十人三年詰、これを伏見三年番といふ、
 「徳川實紀」 廿三日中この日大番頭水野市正忠胤渡邊山城守茂をして、其隊下の番士を引つれ伏見城を勤番せしめらる、これを三年番といふ、番頭は一年にて交代し、番士は三年にて交代す、八月十二日をもて交代の期たるべしと定めらる云々

慶長十三年

十一月 是月家康伏見城代松平定勝の領地を改め近江及び伏見の地を賜ふ、且廩米二万石を與へて士卒の扶助に充てしむ家忠日記補 松山叢談

是歲 幕府伏見の銀座を京都に移す、貨幣 秘録

「銀座由緒書」 慶長十三年申年、伏見之御役所を京都へ御引移被_レ爲_レ成、京都室町通と烏丸通之間、二條より三條迄四町拜領被_レ爲_レ仰付_二御役所相建座人住居仕候

「貨幣秘録」 慶長十三年戌申、伏見の銀座を京都に移され、地所四町を賜ひ銀座を建られ、伏見と兩所にて鑄造す、爰をも兩替町といふ○中

備考家康銀座を伏見に置き貨幣改鑄を命ぜしは慶長六年五月なり

慶長十四年

二月十八日 筑後柳川城主田中吉政所領三十 二万石 參觀の途伏見に卒す當代 記

三月六日 加藤清正伏見を發し江戸に參觀す慶長 年録

七月十七日 大番頭松平重忠、山口重政に伏見城在番條約を授く令條 記 是月重忠重政等伏見に赴任し、八月十二日到着す、前城番水野忠胤以下番士交替歸府す家譜

十一月二十五日 福島正則伏見を發し江戸に參觀す慶長 年録

慶長十五年

三月二日 安藤正次伏見城監使を命ぜられ江戸を發す寛永 系圖

慶長十六年

四月三日 家康三月十七日を以て上洛、二條城に入り、この日伏見城に入り滞留二日にして二條城に還る當代 記

十一月十七日 伏見火あり、諸大名の邸宅多く焼亡す當代 記

「駿府政事録」 二日、この夜伏見より驛次にて、本月十七日伏見市街より火起りて、諸大名の邸宅二十餘宇災にかゝるよし注進す、

「義演准后日記」 十一月十七日伏見町延焼焼失五六町

「當代記」 十七日未刻、伏見新町より火出、兩替町焼其より大名衆屋敷二十計及「類火」、但去夏よりコボシ殘の家共也

「駿府記」 十一月二十二日自「伏見」飛脚到來申云々、去十七日未刻伏見町中焼亡、家千餘宇焼失

餘焰の所移、龜井武藏守[○]益 吉田大膳太夫治[○]重 島津右馬頭興[○]忠 稻葉右近太夫廣[○]方 田中筑後守忠政、池田備中守[○]長 石川長門守、森右近忠政、毛利伊勢守[○]高 加藤佐衛門佐[○]貞 日根野左京亮[○]高 堀久太郎、筒井紀伊守[○]次 松平土佐守忠茂(義)、松平陸奥守政宗、松平伊豫守忠昌、永井右近大夫直勝等宅焼亡云々

第四節 幕府伏見城を廢毀す

慶長十二年三月を以て、伏見城の器具財寶を殆ど駿府に運搬せしは、已に後年廢城せしむる意嚮ありしによるか、同時に大名邸宅も淀川運輸關係を有する西國大名を除きては、漸次引揚げ初めたるものゝ如し、則ち前節十一月十七日伏見大火の焼亡大名邸宅が「去夏よりコボシ^{殘毀ち}の家共也」とあるに徴して明白なり、伏見城は同十八年七月十七日在番制を變更し、同月二十五日井伊掃部頭直孝、渡邊山城守茂在番として江戸を發して着任し、元和三年十二月に至りて、從來の三年番を一年とし、慶長十一年よりの一隊を二隊と改めたり、

慶長十九年十月、豊臣秀頼兵を擧ぐるや^{大阪}家康は軍を率ゐて西上し、二十三日上洛二條城に入り、十一月十日秀忠江戸より伏見城に入る、翌日家康と二條城に對面し、伏見に還り、伏見より軍令を發し、十五日秀忠伏見を進發、枚湯^方に着、十七日住吉に陣し、家康は同日二條城を出で伏見より木津を経て奈良に入れり、兩軍熾和成りて十二月二十五日家康二條城に還り、正月三日東歸の途につき、次いで元和元年正月十九日秀忠伏見城に還り二十八日を以て東歸す、同年四月秀頼再擧を圖るや^{大阪}陣四月家康駿府を發し十八日上洛二條城に入り、秀忠は十日江戸を發し廿一日伏見城に入る、五月五日大阪を攻め、家康^{八日}秀

伏見城在番制變更

大阪冬陣と伏見城

大阪夏陣と伏見城

家光伏見城に入る

家光將軍宣下勅使伏見城に參向

伏見城廢毀に決す

伏見町民の家光東歸するや、松平定綱を召し、伏見を除きて帝都を守護するの地、淀に勝れるはなし、汝今より淀の地に築城すべし」と命じ、伏見城の遺材を以て修築に當らしめ、更に京師の寺社に給附し、こゝに於て伏

忠九日伏見城に何れも凱旋し、次いで二條城に公武の人々を饗す、かくて秀忠は同年七月十九日伏見を發して東歸し、家康八月四日二條城を出で駿府に歸る、家康^{二條}伏見 在留中、諸公伯の京伏往來頻々として織るが如し、秀吉の建設せる伏見城は、却つて豊家を倒滅せしむるの本陣となりしは奇しき因縁と謂ふべし、此兩役に於て徳川軍が淀川を利用したること頗る多く^{經濟編}伏見町民も亦徳川軍の爲めに盡す處ありき元和九年五月十二日秀忠江戸を發し、六月八日上洛す、これ將軍職を家光に譲り、家光の將軍拜任あるがため也、家光は同月二十八日江戸を發し、七月十三日伏見城に入る、諸大名伏見に至りて謁し、勅使として西三條實條參向す、十五日家光二條城に抵り、秀忠と對面し、即日伏見に還る、十六日勅使伏見に參向す、二十七日秀忠將軍を辭し、家光征夷大將軍を拜し、淳和獎學兩院別當に補せられ、牛車兵仗を廳さる、三條實條勅使として伏見城に參向し宣旨を傳ふ、二十八日諸大名伏見城に上り將軍宣下を賀し、八月六日家光將軍宣下拜賀のため參内し、終つて伏見に還り、九日諸大名再び伏見城に將軍宣下を賀し、國持ち十萬石以上は太刀馬代並に時服金銀を獻じ、九万石以下は太刀目錄を捧ぐ、伏見城下は將軍宣下拜賀の諸侯月卿雲客の往來連日相次ぎ殷賑を極む、十九日家光伏見より大阪に赴き二十三日伏見城に還る、閏八月三日暹羅人伏見城に上り家光之を謁す、八日家光伏見城を出發、二條城に秀忠と對面して東歸し、秀忠また廿一日二條城を發して東歸す、

見町は城下町の面目を次第に失ひ、大名邸宅も漸次減少して字に名残をとどめ、伏見山も空しく荒廢に歸するに至れり慶長年録、大阪夏冬陣記、寛政系圖、元和年録、伏見根源記、大阪市史、徳川實記

註「一」 大阪陣徳川と伏見城

慶長十九年

十月一日 家康大阪叛するの報に接し、伏見城代松平隱岐守定勝に伏見城を守るべきの急命を發す、京都所司代板倉伊賀守勝重大阪の地に積置ける米穀五萬石を速に伏見へ輸送せしむ
十月六日 松平攝津守忠政の弟下總守忠明をして、所領加納に至らしめ、西美濃衆の人數を具し、速に伏見に出陣すべきを命ず、伊勢の人數は本多忠政引率して伏見に赴くべしと、
十月七日 此程京職より攝津往來の舟を停め、洛中の米豆塩の商賣を停禁す
十月八日 家康十一日駿府進發に付、本多美濃守忠政に、急ぎ伏見に出陣すべきを命ず
十月十一日 家康駿府を發す、総勢一萬人、此日伏見在番松平伊豆守信一岸和田に至り、小出大和守吉英と謀る處あり、

十月十四日 先手伊勢組人數伏見に着陣す

十月二十三日 秀忠江戸を發す、此日家康上洛二條城に入る、

十一月一日 家康二條城に諸將を召し、敵城攻撃の部署を命ず

十一月十日 秀忠伏見に着す

十一月十一日 秀忠二條城に至り家康に體面し薄暮伏見に歸る、隨行者小姓十人餘、千本通竹田越の路を以てし、後刻本多正純乗物にて総勢を隨へて行装を整へ、秀忠と稱して歸伏す、

十一月十三日 秀忠伏見より軍令を發す、曰く甲乙人等、乱妨狼藉放火及田畠作毛刈取竹木伐とる事堅く禁ず、若し違犯の輩は速に嚴科に處すべし、と

十一月十四日 秀忠伏見城を發し枚方に着す、家康早朝二條城を發し、伏見を経て奈良に至る、

十二月二十五日 (此間對戰遂に媾和成立)、家康茶磨山本陣を出で京都に還り二條城に入る

元和元年

一月三日 家康二條城を發す、(二月十四日駿府に着)

一月十九日 秀忠岡山の營を發し伏見に還る

一月二十七日 秀忠參内翌二十八日二條城を發し東歸す(二月十六日江戸着)

四月四日 大阪再叛の報に接し、家康駿府を發す

四月五日 伏見町奉行長田喜兵衛義正大阪再叛の狀著しく、京伏見之がため騷擾一方ならざる旨を家康に報ず

四月六日 美濃、尾張、三河、伊勢路等の諸軍、速に伏見鳥羽に進發すべきを命ず、

四月九日 秀忠江戸を發す

四月十八日 家康入洛、二條城に入る

四月二十一日 秀忠伏見城に着、伏見城警衛は松平隱岐守定勝の外に、大番頭松平丹後守重忠、土岐山城守定義を加ふ

四月二十日 秀忠上洛二條城に家康と體面し、申刻午後四時伏見に歸る、

四月二十六日 秀忠二條城に至り家康と體面し大阪進發の事を議す

四月二十六日 伏見城を守る松平安房守信吉は、一色宮内大輔義直、管谷左衛門範貞に城を渡し飯森に向ふ

四月二十九日 秀忠二條城に至り家康と體面進發の事を議す

五月一日 諸大臣二條伏見兩城に出仕す、近く家康秀忠進發するを以て也

五月三日 家康秀忠進發後は、松平隱岐守定勝は二條城を、松平河内守定行は、小笠原若狭守政信、一色宮内義直、管谷左衛門範貞、松平外記忠實と共に、伏見城を守るべしと命ず

五月五日 秀忠伏見城を進發し、家康二條城を發す、秀忠は須奈に陣し、家康は淀を過ぎ河内星田に陣す

五月八日 (此間對戰大阪城陷る)家康大阪茶臼山を發し京都に還る

五月九日 秀忠岡山の營を發し伏見城に還る、義直尾頼宣州も從ひ、諸大臣兩城に出仕して凱旋を賀す

五月十一日 秀忠二條城に至り家康に體面す
 五月十九日 家康駿府に還らんとし、秀忠二條城に至り家康に體面す
 五月二十一日 伏見の農人秀頼の男子國松丸が橋下に忍びあたりとて捕へて出訴す國松丸は一説に秀頼の、當年八歳(二十三日六條河原にて首を刎ねらる)、野間金三郎重成、小林田兵衛元長兩人、伏見より二條城に出仕の途中、大阪の大野道犬が大佛邊に匿れみたるを發見して捕ふ家康之を賞す
 五月二十三日 秀忠二條城に至り家康に體面す
 五月二十八日 秀忠井伊掃部頭直孝、藤堂和泉守高虎を伏見城に召し、勳功を賞して金銀の大法馬二箇づゝを與ふ
 六月四日 諸醫伏見城に群參す、秀忠咳氣あるを以て也
 六月十一日 古田織部正重然、伏見木幡にて切腹を命ぜらる、重然は千利休隨一の弟子にして、一世の宗匠として尊敬を受けしが、大阪に内通し、京都燒拂の謀劃をなし事露顯せるためなり、
 六月十六日 二條伏見兩城にて嘉定の儀行はれ在京の諸大名登城す
 六月二十日 秀忠二條城に至り、天台論議を聽く
 閏六月六日 秀忠二條城に至り家康と密議し、次いで眞言論議を聽く
 閏六月十日 飛鳥井中納言雅庸、同左中將雅宣、伏見城に蹴鞠を催す、秀忠之を觀る、
 閏六月十一日 使番青山石見守清長伏見にて切腹せしめらる、大阪城中と内通の事露顯せるためなり、
 閏六月十六日 秀忠二條城に至り、家康に體面す、諸大名も多く出仕す
 閏六月二十一日 秀忠參内す
 閏六月二十二日 廣橋大納言兼勝、西三條大納言實條、伏見城に參向す、昨日秀忠參内せるを以て也
 七月一日 秀忠二條城に至る、申樂の催あり、公武の人々群參饗せらる、大阪凱旋の慶宴也
 七月七日 伏見城に諸大名を召し、武家諸法度を下す、次に猿樂を催して饗應す
 七月十一日 秀忠二條城に至り家康に體面す
 七月十四日 伏見城にて在京諸大名に歸國の暇を與ふ

註(二)

「伏見根源記」

七月十九日 秀忠伏見を發し江戸に還る(八月四日江戸着)此日家康二條城を發し、二十三日駿府に還る
 一、慶長十九年上方筋大地震續而洪水にて以ての外騒敷御座候、此冬大阪御陣にて、兩御所様被遊御出馬、台徳院(秀忠)様は大和街道に御向被遊候處に右洪水に依て大和街道向島堤百二十間餘破損仕往還の通路舟渡しにて難滞仕大軍右の通にては御通難被成候に付其節當地町奉行門奈助左衛門様山田清太夫様被仰南北の町年寄共罷出町中より人夫を出舟橋をしつらい御大軍無滞御通被遊候
 權現様(家康)は河内街道より御發向被遊候處淀牧方之馬次の者郷民共不殘退散仕候に付大阪迄歩路の人馬御用伏見より相勤申候御事
 一、寅卯兩年大阪表御在陣の内當所南北の年寄共年恐奉窺御機嫌、度旨當地御城代松平隱岐守様奉願御馬印を被下置、大阪へ持參仕於御陣所、献上物差上本多佐渡守様御披露にて御目見を被爲仰付、其上兩御所様御機嫌宜難有上意奉、遂候御事
 一、大阪表御平均權現様伏見へ被爲成御凱陣の節當地南北年寄共當初京橋迄罷出奉、祝泰平一の處本多佐渡守様御執次にて兩年の間當地の者共相働候段達上聞に御感被遊候旨、遂上意難有奉、存候其如何にても奉願上儀有之には可申上旨被仰出候得共當分指當發付不申難有候御事
 一、大阪より御江戸へ御下被成候御金銀(元和元年六月二日安藤對馬守重信及び後藤庄三郎大阪より没入の金二万八千六十枚、銀二万四千枚を獻じ、後ち之を江戸に送る)當地へ御上着の節南北の年寄並兩總代共肥後橋迄罷出御宰領の御方様へ御目掛り御宿御本陣迄致參上、御金銀の御府相改請取御一泊の内自然紛失仕候上は相辨可申上旨年寄總代共一札の證文仕指上年寄總代並伏見中より大勢人夫を出し御相勤翌日御發足迄無油斷勤番仕候御事

註(三)

「伏見根源記」

一、元和七年當地の御城京都へ御引被爲に付伏見中の者共力を落し申候然れども先年大阪御凱陣の節本多佐渡守様被仰渡候趣に隨ひ其節當地御奉行山口駿河守様へ奉願上候處早速達上聞、大阪仙波口にて新地拜領仕、則堀をほり町を取立申於、今伏見堀伏見町と申所御座候當地にて身上宜敷者共大阪へ罷下り住居罷在候

御事

註(四) 伏見町民の大阪移住

大阪城はもと本丸二ノ丸三ノ丸の三より成りしが、忠明^{松平}移り住むに及び、本丸二ノ丸を城地に當て、三ノ丸を壊平して新に市街を開かんとせり、然れども二ノ丸以外東横堀川及空堀に至る間の面積は、多大の空地を保存するも、尙數十町歩に上るを以て、天満船場の人口を移すも不可なり、自然の充實を待つも容易ならず、是を以て忠明伏見町人の移住を求めしに、廿三町卒先して之を諾し、爾後引續きて移住するもの多く、合計八十餘町に及び、其一部なる伏見京町の町人は遠く下船場即ち今の京町堀附近に移れり^中畧彼等は箇々獨立的に來りたるにあらず、相團結して同時に轉住し來りたるは、新市街の町名が、概ね伏見の旧町名を稱せるを以て知るべし^{大阪}市史

第五節 德川中世に於ける伏見

三代將軍家光の將軍宣下の禮を最後として伏見城を廢毀したるは、德川氏に取り相當警戒を要したる、豊臣氏が、已に元和夏陣に於て滅亡したるが故なるべし、豊臣氏の勢力衰滅に近くとも伏見城も亦勢力を失ひたるは、往年豊臣氏の根據地たりし關係よりすれば當然の結果と見るべきか、大阪城代の設けられたる以上、伏見城を以て豊臣家を抑制監視するの必要を見ざる也、然れども伏見町にとりては、伏見城の廢毀さるゝ影響は、可なり甚大なりしを想像すべく、失望落膽の狀は、前掲「伏見根源記」の一節によりても明瞭なり、大名邸宅も家康駿府城に移りてより次第に其數を減じ、たゞ參觀交替に際し、淀川を上下する西國大名が、必要上伏見に邸宅を留めたるに過ぎざりしを以て、寛永中期より正保、慶安の年間は、恐らく寂寥を示したるなるべし、然れどもその時代より淀川水運の發達は、伏見をして貨物の一大集散市場化せしめ、旅客蟻集の一大宿驛たる生命を一層重からしめしかば、交通方面よりの殷盛はやがてこ

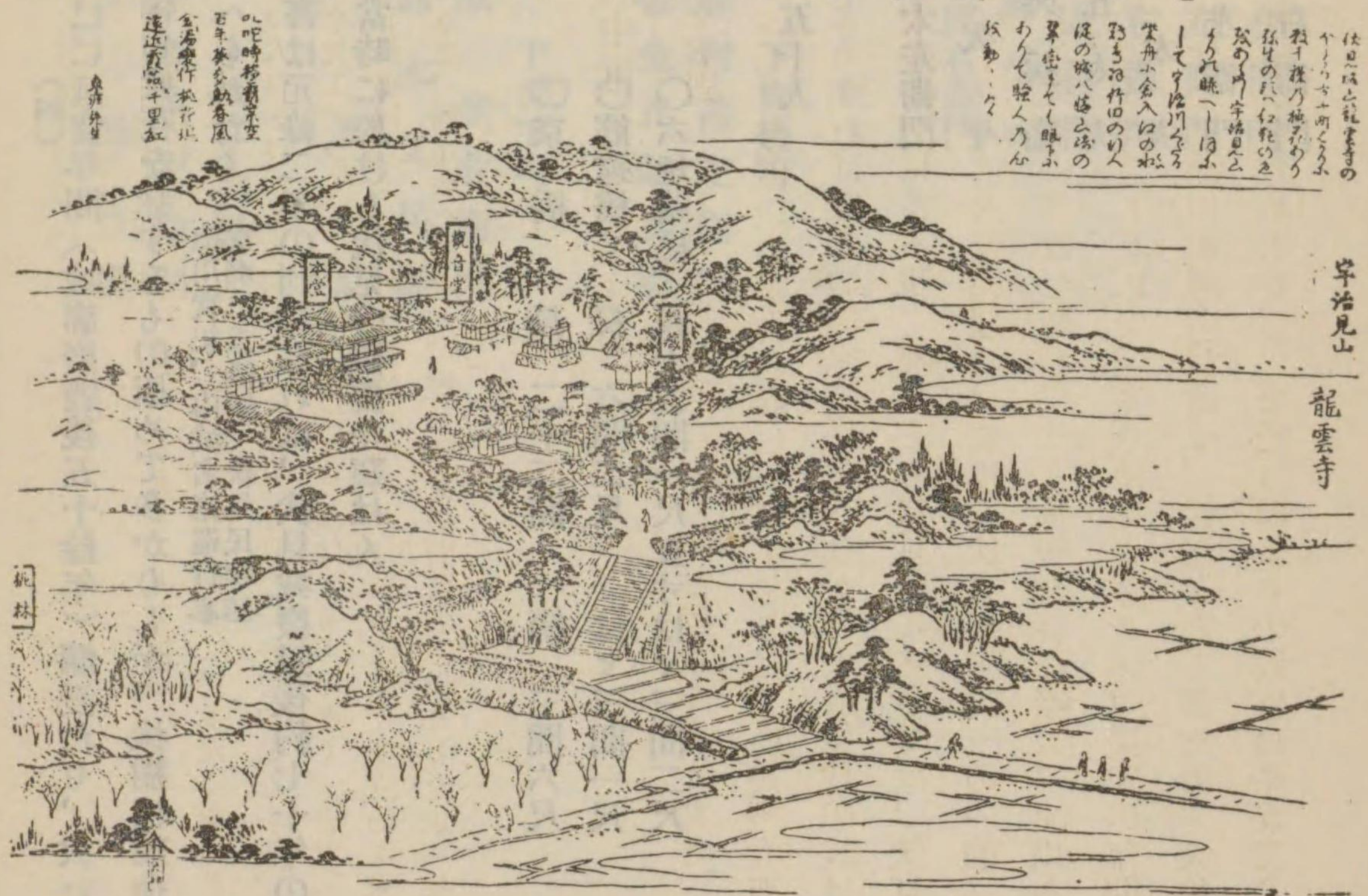
市街漸次大となる

の寂寥を回復せしめたり、^{經濟編}参照

然して又廣大なる大名邸宅址は、次第に民家軒を連ぬるに至り、現今の堀内村も亦伏見城廢毀の後に於て一村を形成せり、大名邸宅が如何にして民家に移りしやは不明なるも、伏見奉行中^(一)に市街を實現せしめ、繁榮上に供するの策を取りたるものあり、幕府に於ても収公せる大名邸宅をして、開放したる例ありたるを以て、星霜の經るに隨ひ町民の有に歸したるものと解せらる、伏見築城直後(紀元二二五五)に於ける伏見市街の中心は南北兩組本町二十八町なりしが、寶曆四年(紀元二四一四)には、町數二百六十三とあり、勿論寶曆年代に於ける市街の廣袤は現時紀伊郡の東部殆どを占めたるを以て、町數は多かりしが、大體に於て中世に至りて増加せるを知るべし

伏見城廢毀後の伏見山は如何なりしか、地味膏腴ならず、石瓦放棄の荒地なれば、桃樹の繁茂に適するを以て、多く之を植むたり、かくて伏見山は「桃

伏見山は桃花の勝地



元祿二年の
伏見大觀概

花一の勝地となり、「桃山」の名を冠せらる、桃樹は已に延寶年間（城廓廢毀後五十餘年）爛漫たり、次いで貝原益軒の紀行文によりて其名喧傳し、爾來詩歌俳句桃花を咏するもの極めて多かりしが、桃樹は短命なるを以て、漸次梅樹に移り、梅花の勝地として傳へられたり、徳川實紀、山城名迹巡行志
京羽二重織留、伏見民政誌
京羽二重織留卷六に「城州伏見大概」を掲ぐ、同書は元祿二年の刊行なれば、伏見城廢毀後約七十年の頃にして、徳川初期の末に當る、全部を掲出して、當時に於ける伏見の概要を窺はん

城州伏見大概

○御公儀橋

八間 ○豊後橋 長 百四間 幅 四間五寸

五間 ○肥後橋 長 十五間半 幅 四間

三間 ○常圓橋 長 三間一尺 はゞ二間二尺

○御町奉行

○岡田豊前守殿

與力 十騎 同心 五十人

知行七千石

家老

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

日根野 源太左衛門
柴山 久平
齋藤 與兵衛
津田 五太夫
林 權太夫
廣澤 茂左衛門
長瀬 久右衛門

○京橋 長 二十二間 幅 三間六尺
○筋違橋 長 六間二尺 はゞ三間一尺
○六地藏橋 長十五間一尺五寸はゞ三間二尺

大鹽 彌右衛門
舊井 五左衛門
藤林 三右衛門
横田 彦左衛門
伊丹 彌平次
星野 五郎右衛門

下板橋町
森村 甚左衛門
帶金 五郎兵衛

下大手町
原 半右衛門
鈴木 又兵衛
喜 助

下板ばし行當
平島市 左衛門
清 兵衛

○細川越中守殿

御屋敷

留主居

名代

御屋敷

御留主居

同

同

同

同

同

同

屋敷
 留守居
 ○松平相摸守殿
 屋敷
 留守居
 ○松原安藝守殿
 屋敷
 留守居
 ○松平伊豫守殿
 屋敷
 留守居
 ○稻葉右京亮殿
 屋敷
 留守居
 名代
 ○中川佐渡守殿
 屋敷
 留守居
 名代
 ○加藤遠江守殿
 屋敷
 右之南隣
 土橋町濱がわ
 牧田惣兵衛
 阿波橋村上町西がわ
 杉山彌源治
 村上町西がわ角
 上坂三郎兵衛
 村上町東がわ
 梶田喜太郎
 土橋町濱がわ
 吉田彌太右衛門
 五兵衛
 土橋筋肥後町角
 中尾庄左衛門
 又助

留守居
 ○島津飛彈守殿
 屋敷
 留主居
 名代
 ○松平土佐守殿
 屋敷
 留守居
 ○水野美作守殿
 屋敷
 留守居
 ○伊藤出雲守殿
 屋敷
 留守居
 ○松平右衛門佐殿
 屋敷
 留守居
 ○有馬左衛門佐殿
 屋敷預り
 屋敷
 ○平野丹波守殿
 屋敷預り
 仙石次郎左衛門
 右之むかひ角
 海老原源太左衛門
 伊丹屋源右衛門
 京橋壺屋町
 武本小平
 京橋立石
 伊藤傳兵衛
 京橋元材木町
 成合孫右衛門
 問屋町森橋上ル町
 天川屋七兵衛
 京橋元材木町
 丹波屋長兵衛

○船越左門殿 留守居 敷
 ○船越左門殿 留守居 敷
 ○平野九左衛門殿 留守居 敷
 ○秋月佐渡守殿 留守居 御殿なし
 ○京極備中守殿 留守居 御殿なし
 ○松平周防守殿 留守居 御殿なし
 ○小出備前守殿 留守居 同
 ○松平淡路守殿 留守居 同
 ○水野土佐守殿 留守居 敷
 大手筋伯耆町角
 吉見次郎兵衛
 森橋筋三町東
 高田彦作
 板橋さし物町
 加茂宮利兵衛
 丹波や長兵衛
 傳吉
 車屋中兵衛
 上田源兵衛
 木津屋與左衛門
 大手すぢ

留守居
 ○相良遠江守殿 留守居 敷
 ○松浦肥前守殿 留守居 敷
 ○小川藤左衛門殿 留守居 敷
 ○船手支配 角倉與市手代 同 斷
 木村源之助手代 同 斷
 ○高瀬番所
 ○船賃定 三石
 奥田市右衛門
 南はま町
 いづみや久左衛門
 丸屋五兵衛
 南はま町
 土橋ごぶく町
 三雲四郎右衛門
 井内長左衛門
 廣瀬太助
 木村又三郎
 今村吉兵衛
 乙羽小兵衛
 宇野新兵衛
 大阪八間屋迄
 四匁四分

四十石	五	匁
五十石	六	匁
六十石	七	匁
七十石	七	匁五分
八十石	八	匁
九十石	八	匁五分
百石	九	匁
百五十石	十	匁三分
二百五十石	十四	匁四分

○高瀬船賃

▲伏見よりより京七條通迄十五石つみ舟ちん七匁五分七條より上の分は舟ちん八匁五分なり
(次に寺院を記す、今之を各宗別數にすれば左の如し)

○眞言宗 二
○禪律宗 一
○禪宗 九

○御茶詰御奉行宿

新町毛利橋かど

茨木屋市兵衛

○本陣宿

京橋南濱町	木津屋與左衛門	京橋南濱町	大津屋小兵衛
京橋丹波町	北國屋新右衛門	京橋尼崎町	富田屋四郎兵衛

○鍛冶

上板橋	兼常	甚左衛門	上板橋佛師小刀名人兼升	長次郎
下板橋三丁目	包光	奈良文珠總兵衛	新町四丁目	包守源四郎
新町六丁目	包守	清兵衛	南部町	包守孫左衛門
竹中町	南方	毛貫庄左衛門		

註(一) 伏見奉行建部内匠頭(元祿十二年—正徳四年)協阪中務の邸宅址を拓きて東柳西柳に分ち泥町の遊廓をこゝに移したり、

註(二) 寛永五年六月、加藤肥後守忠廣(清正の子)肥後一國を幕府に收公せらる、同十一年三月忠廣の伏見邸(肥後橋畔)は、幕府に移され、その跡に宇治上林峰順勝盛の宅地構造を許し、茶庫並に番所たらしめ、伏見奉行小堀遠江守政一及び小堀權左衛門政尹之を監す家譜

註(三) 山城名迹巡行志(寶曆四年著)伏見町數二百六十三町、屋敷六千二百五十軒、橋十所、寺院九十三所、社五所云々

註(四) 「天王山佛國寺草佛國詩偈輯要」佛國寺十二詠

延寶戊午六年御香宮右京大夫以古寺地捨徒于雷州享請予重新開剎蓋百年廢地也當寺二六景

梅花塙 在二山門外左偏古來所植傲雪凌霜有孤山風致

仙子邨 在寺前一里許有桃花數萬樹居民以畊種爲業有武陵風致 (以下畧)

註(五) 京城勝覽(寶永三年貝原篤信(益軒)著)

○伏見 京橋より河舟にのりて大阪に下る、御香の宮は神功皇后なり、山に秀吉公の城跡あり、伏見山は春は桃花多くして吉野の櫻に對すべし、盛の時見るべし、竹田の邊遠所より見たるがもつともよし
また花時を賞したる益軒の文に曰く
それより伏見に至る、城のふるあとの桃花を見る、今日さかりは稍過ぎかたにて、花の色うすく見ゆ、然

れども、いまだちりもせず、十分に爛漫たり、つねにみしよりも花の時は桃林ひろくみわたる南北十町余東西二三町四五町の間數千萬樹の紅桃山野をてらす、かくの如く花多き所、凡日の本の内にはなしと云ふ、吉野の櫻多しと雖も、此所の如く數万株一所よりしげくむらがりあつまりたるにはあらず、然れども都の人遊觀するは稀なり、今の人桃花を愛せざる乎、又其境遊觀の地によるしからざるにや云々

伏見鑑、名所圖繪、同拾遺にも桃花の勝を記し、中井履軒の元忠論にも之を記す

註(六) 竺顯常大典の「城山觀梅記」は寶曆十年(紀元二四二〇年)の作にして、伏見城廢後百四十年を経たり、文の初めに「城山の跨る所七八里、樹るに桃を以てす、而して梅三の一に居る」とあり、大典觀梅の行程は、御香宮神社より東行す「歴る所の林野、往々梅花競發し、飄たること素練の如く、抹すること朱霞の如く、雙眼既に遠近に眩す」と叙し、かくて龍雲寺に入り宇治見臺の眺望を恣にし、次いでこの東方石田治部少輔邸を過ぐ、この邊梅花多きもの、如く、叙して曰く「上廣平、隴畝を爲し、梅花益々多く芳香人を襲ふ」と、城山に登り三軒家を過ぎ、清涼庵に入る、庵西は梅壑にして「是梅の最も多き處なり、故に名づく(中畧)恍として雪中に行くが如く、馥郁以て人の肝腸を滌蕩す」と記す、當時に於ける梅花の勝地を想像せしむ

第六節 安永年代の伏見

「伏見鑑」によりて、徳川中世を過ぎたる頃の伏見を觀んとす同書は上卷安永八年(紀元二四三九)下卷は九年春を以て刊行せるものにして、當時の伏見を髣髴せるものあり、重要部分を摘録して叙述に當つ奉行所、水運關係、諸仲間各關係編に引用せるを以てその以外を摘録す

○當時の市街大觀町

伏見堅町

京町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、大黒町、京町五丁目、同六丁目、同南七丁目、同北七

安永八年現在
の町名

丁目、同南八丁目、同北八丁目、同八丁目横町、同九丁目、同十丁目、堀之上町、南鑓屋町、北鑓屋町、升や町北のかどたかひに煮賣屋有、東角井筒山村町、鑓屋町、南蓮池町、北蓮池町、七瀬川町、寺内町、飯食町、極樂町、京通新町、玄蕃町、十九軒町、

直達橋片町、同南一丁目、同北一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、稻荷御前町、中之町、榎木橋町、最上町、樋ノ上町、出雲町、松下町、七十軒町、

兩替町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、銀座一丁目、同二丁目、同三丁目此三丁は元銀座、兩替町八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、同十三丁目、同十四丁目、同十五丁目惠美酒町俗にしゆもく

新町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、同十三丁目、同十四丁目、

御堂前町、新大黒町俗にせともの、竹中町、指物町俗にはこや、木材木町俗にこへ、鐘木町、伯耆町、下南部町、上南部町、鷹匠町、帶刀町、下風呂屋町、上風呂屋町、紺屋町、御駕籠町裏通濱かは俗に七軒町といふ

新中町、西濱町、械屋町俗に船大工町といふ、東濱町、表町、京橋、京橋町、丹波町、村上町、片原町、南裏町俗に畑中、角倉橋北より、三栖一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目此所大阪口三栖が鼻と柳町俗にとろいふ、大文字町、八幡町、帶屋町、西尼ヶ崎町、東尼ヶ崎町、堺町、松屋町、成ル町、

右八丁を木挽町筋といふ

三栖半町、山崎町俗に材木、過書町、革屋町、
鹽屋町、大津町、聚樂一丁目

右三丁間屋町と云米間屋數多有

聚樂二丁目俗にかし、西八丁目、聚樂町、条之町、東八丁目、朱雀一丁目、
土橋、大宮六丁目俗に御いせ、海老や町、樽屋町、七丁目、菊屋町、神泉苑町、加賀や町、雁金町此二丁竹

田口

上惠美酒町、下惠美酒町、上西新町、下西新町、吳服町、南尼崎町、北尼崎町、大文字町、白銀町、
朱雀四丁目、榎町俗に馬責、塚町、升形町俗に上材木、鍛冶や町、

朱雀二丁目俗にや、等安町、黒茶や町、丹波橋町、清水町、升や町、越前町、小豆や町、鍵屋町、
住吉町、飛越町、

京町筋より 平戸橋、平戸町、向島茅町、同下之町、同中之町、同橋詰町、豊後橋南詰を東へ行ば宇治道西

東にて 此所煮賣茶や旅籠等數多有、又北詰東へ行ば六地藏醜酬

木幡黄檗に至、又北へ行ば京道此筋を大和街道といふ

豊後橋町、玄蕃町、常盤町、鍋島町、

是より北へ大和海道野路なり

道阿彌町、觀音寺町、

是より横町

三栖向町金井戸、肥後橋、上中町、下中町、上北濱町、彈正町、立石通、丹波町、馬借前御傳馬所、南

道阿彌町といふ

濱町、山崎町俗にあたら、牢之町獄や

立賣一丁目、同二丁目、同三丁目、讚岐町俗に札之、大阪町、上油掛町、中油掛町、下油掛町、周防

町、阿波橋、杉本町、彌左衛門橋、六軒町、

立石前町、宮前町、新七町、備後町、下大手町此五丁大手

馬懸場、今町、御小人東町、同西町、菱屋町、毛利橋、毛利橋西ノ町、坪井橋、肥後町、土橋町、板

橋二丁目此筋東へ行ば三、下板橋、濱側町、石屋町、紙子や町、風呂や町、丹波橋、米屋町、海老や町

、東大黒町、西大黒町、田島町、堀詰新町、上板橋町、中之町、住吉町俗に糶や、勘介町、津ち橋、菱

屋町、神泉苑町、鳥羽町此西丹波海道

京町筋北東にて西頭

鍛冶や町、魚屋町、山崎町、伊達町、墨染横町、七軒町此處茶屋常芝居

大龜谷堅横交

鳥居崎町、壹丁目、越前町、風呂や町、坂口町、千本町、升屋町、南寺町、中寺町、北寺町、大谷橋

、久寶寺町、谷口町此所江戸、伊勢総て

櫻町、笹屋町、五郎太町、敦賀町、

六地藏堅横とも

新町、大津町、西町、東町、見付町、中島町、六地藏、壹丁目

札之辻町金ヶ辻といふ御傳

茶屋町、車町、畑町、石田町此所だ、柿木町、紺屋町此所木幡口、柴屋町此所炭

道

黄檗宇治道

大津海道

一四七

堀内村之内

江戸町一丁目、二丁目、三丁目、半町、四分一、清水谷、伏見坂、三軒家、
中書島寶來橋
今富橋

當時に於ける諸大名屋敷留主居名代及び用達を記せるもの左の如し(一) 前節掲出元祿二年現在より九十年を経たり
對照して自ら推移を知るべし

諸御大名方

名代

尾張中納言殿

御屋敷紙子や町
留主居

尾州名護屋 六十一万九千五百石

名代

兩替町一丁目

柴屋 善兵衛

紀伊中納言殿

御屋敷片原町
留主居

紀州和歌山 五十五万五千石

名代

小川 源之進

名代

加藤 仁左衛門

京橋南濱町

津國屋 喜三郎

同 下板橋堺町

留主居

薩州鹿兒島 七十七万八百石

留主居

相良市郎兵衛

御駕籠町

名代

伊勢屋 十右衛門

同 土橋町

留主居

肥州熊本 五十四万石

名代

聚樂町

牧田 友之進

名代

中野屋 伊兵衛

同 京橋東濱町

留主居

藝州廣島 四十二万六千石

留主居

千々石 三四郎

留主居

下油掛 笹部 又市

同 村上町

因州鳥取 三十二万五千石

留主居

河田 佐助

名代

笹部 又市

同 村上町

留主居

備州岡山 三十一万五千三百石

留主居

寺崎 源右衛門

名代

下油掛

錢屋 五兵衛

同 丹後町

筑後久留米 二十万石

久留米少將

留守居 小林賢治

京橋上北濱町

名代 油屋市郎右衛門

同鹽屋町

土州高智 二十四万二千石

留守居 山地源介

名代 山田彦三郎

同肥後町

豐後岡 七万石

留守居 加藤兵五郎

名代 伊賀屋彦兵衛

同肥後町

豫州大洲 六万石

留守居 近藤管之助

名代 塩屋町 富山や九兵郎

同肥後町

日州佐土原 二万七千七十石餘

留守居 佐藤官治

名代 林屋善介

島津但馬守

松平土佐守

中川修理太夫

加藤遠江守

伊藤大和守

同御駕籠町

日州領肥 五万八千石

留守居 伊勢屋八兵衛

名代 御駕籠町

同土橋町

豐後臼杵 五万六千石

留守居 鶴田伴藏

名代 魚屋町 油屋五兵衛

同京橋南濱町

肥後人吉 二万二千百石餘

留守居 春木忠介

名代 京橋山崎町 板屋領八

阿州德島 廿五万七千九百石

留守居 木津屋與左衛門

名代 同伯耆町

和州田原本 五千石

留守居

伊藤大和守

稻葉能登守

相良壹守

松平阿波守

平野中務

秋月山城守

名代 上油掛 若狹屋七郎兵衛

留主居 日州高鍋 三万石

名代 下油掛 笹部治左衛門

京極能登守

留主居 讚州丸龜 五万五千五百十二石

名代 京橋丹波町 大塚屋庄兵衛

水野

同下大手町 奥田丈介

留守居 名代 奥田丈介

仙石彌兵衛

同新町九丁目 伊庭治郎兵衛

名代 新町九丁目 堺屋忠左衛門

諸御大名方

用達

紀伊中納言殿

紀州和歌山 五十五万五千石

立花左近將監

筑後柳川 十一万九千六百石

立花出雲守

筑後三池 一万石

永井日向守

攝州高槻 三万六千石

津輕越中守

奥州弘前 四万六千石

毛利和泉守

豊後佐伯 二万石

用達

京橋町 津國屋喜三郎

松平阿波守

阿州徳島 廿五万七千九百石

松平越後守

濃州西北條津山 五万石

松平出羽守

雲州松江 六万六千石

松平隱岐守

豫州松山 十五万石

松平左兵衛督

播州明石 六万石

龜井能登守

石州津和野 三万石

井伊掃部頭

江州彦根 三十五万石

山崎幸之助

同南濱町 木津屋與左衛門

用達

松平讚岐守

讚州高松 十二万石

宗對馬守

對州府中 十万石

牧野豊前守

丹州田邊 三万五千石

京極備後守	丹州峯山	一万四千四十四石
松平遠江守	京橋山崎町	北國屋新右衛門
毛利大和守	攝州尼ヶ崎	四万石
黑田千之助	防州徳山	三万石
木下肥後守	筑州秋月	五万石
久留島信濃守	備中足守	二万五千石
石川日向守	豊後森	一万二千五百石
片桐石見守	勢州龜山	六万石
小笠原飛騨守	和州小泉	一万千石
本田彦三郎	南濱町	大塚小右衛門
九鬼長門守	越前勝山	二万二千七百七十七石
伊藤政之助	信州飯山	三万五千石
松浦壹岐守	攝州三田	三万六千石
毛利甲斐守	備中岡田	一万三百石
建部内匠頭	京橋山崎町	富田屋四郎左衛門
毛利讚岐守	肥前平戸	六万七千七百石
牧野備前守	長州府中	六万石
	播州林田	一万石
	長州清末	一万石
	越後長岡	七万四千石餘

内藤備後守	南ハマ町	丸屋五兵衛
永井大學	日州延岡	七万石
遠藤下野守	濃州加納	三万二千石
堀丹波守	江州三上	一万石
内藤雅之助	越後村松	三万石
吉川賢物	奥州長屋	一万五千石
松平安藝守	南ハマ町	丹波屋仁兵衛
松平相摸守	防州岩國	同
秋月山城守	同	岩國屋三郎兵衛
松平龜丸	藝州廣島	四十二万六千石
松平伊豫守	因州鳥取	三十二万五千石
有馬中務太輔	日州高鍋	三万石
酒井左衛門尉	因州新田	三万石
安藤對馬守	丹後宮津	七万石
	下油掛	笹部又市
	筑州久留米	二十一万石
	羽州鶴岡	十四万石
	奥州岩城平	五万石
	京橋上北濱	油屋市郎右衛門

松平内藏頭
池田信濃守
池田永次郎
藤堂和泉守
酒井雅樂頭
森山城守
森對馬守
關備前守
阿部備中守
佐竹右京大夫
松平大和守
酒井修理大夫
大久保加賀守

備前岡山 三十二万五千二百石
備前新田 二万五千石
備前新田 一万五千石
下油掛町 錢屋五兵衛
勢州津 三十二万三千九百石
京橋南濱町 木津屋猪右衛門
播州姫路 十五万石
播州赤穂 二万石
播州三ヶ月 一万五千石
備中新見 一万八千石
下油掛町 布屋十左衛門
備後福山 十万石
京橋丹波町 さゝや市左衛門
羽州秋田 二十万五千八百石
同町 さゝや太兵衛
武州川越 十五万石
若州小濱 十万五千五百五十八石餘
相州小田原 十一万三千百廿九石餘
京橋山崎町 布屋喜内

松平肥前守
榊原式部太輔
小笠原左京大夫
小笠原彈正少將
小笠原信濃守
松平大膳大夫
松平甲斐守
脇坂淡路守
本多伊豫守
細川越中守
細川和泉守
五島大和守
鍋島和泉守

肥前佐賀 三十五万七千石
越後高田 十五万石
下北ハマ町 さが屋七右衛門
豊前小倉 十五万石
豊前新田 一万石
播州安志 一万石
京橋表町 橘屋新右衛門
長州萩 三十六万九千石
同町 長門屋善兵衛
和州郡山 十五万二千二百八十八石
塩屋町 丹後屋善左衛門
播州龍野 五万八千九百石餘
勢州神戸 一万五千石
京橋南濱町 伊賀屋藤右衛門
肥州隈本 五十四万石
肥州宇土 三万石
肥州五島 一万二千六百石
肥前鹿島 二万石
京橋上北濱町 肥後屋清兵衛

青山大膳允
加藤能登守
板倉伊三郎
堀大和守
淺野甲斐守
鍋島加賀守
鍋島常丸
奧平大膳太夫
大村信濃守
松平長門守
久世出雲守
板倉攝津守
溝口主膳正
安部攝津守
松平右京太夫

濃州郡上 四万八千石
勢州水口 二万五千石
奥州福島 三万石
信州飯田 二万石
京橋南濱町 新屋 彌一右衛門
肥前小城 七万三千石
肥前蓮池 五万二千八百石
東八マ町 寺澤 忠 八
肥前中津 十万石
肥前大村 二万七千九百七十石
豐後府内 二万五千五百石
京橋表町 大黒屋源兵衛
下總關宿 六万三千石
備中廣瀬 二万石
越後新發田 五万石
京橋町 針屋庄九郎
上州高崎 七万二千石

松平飛彈守
板倉左近
水野左近將監
牧野越中守
阿部豊後守
戸田因幡守
秋元攝津守
松平主計頭
永井信濃守
土岐美濃守
戸田玄蕃
岡部美濃守

肥前島原 七万石
京橋表町 醍醐屋八兵衛
備中松山 五万石
南八マ町 越前屋庄兵衛
肥前唐津 六万石
常州笠間 八万石
同町 久我屋文右衛門
武州忍 十万石
京橋表町 越前屋平左衛門
下野宇都宮 七万七千八百五十石
羽州山形 六万石
上州館林 六万石
和州新庄 一万石
上州沼田 三万五千石
下野足利 一万石
京橋表町 池田屋七郎兵衛
泉州岸和田 五万石
北村善右衛門

土橋健次郎	常州土浦	九万五千石
三浦志摩守	作州勝山	二万三千石
用達	京橋表町	河内屋庄兵衛
稲葉丹後守	城州淀	十万三千石
用達	京橋北濱町	淀屋 傳右衛門

參觀交代大名の往還

伏見本陣

泰平的色彩

大名屋敷並に用達が何れも伏見川支に沿へるは、則ち水運關係による、諸問屋旅宿は京橋を中心として軒を並べたり、交通運輸「伏見鑑」の凡例に記したる「諸國より京大阪への往來運送船附として先此地に依る、諸大名參勤交代家中替り合旅人の上下皆此地と要舎とすれば、此書にて伏見の事をよく考しるへし云々」とある如く、京阪上下旅客は殆ど伏見を通過し、參觀交代の西國大名はすべて淀川を利用せり、その行装の華麗なるは、諸侯は泰平の化に隨ひて、參勤交代御家格の行粧善美を盡し、御參府は肥後橋より御行粧を正し御先道具は白熊黒熊を御用ひありて御吉例には赤熊もあり、或は金紋の御先箱奇羅美やかにして御本陣に入らせ給ふ、御門外には京大阪近國の御館入出向ひ奉り、御歸國には藤の森より御行粧御參府の如く御本陣に入給へば、夫よりして御多分は川御座船に召され、御下阪あり、右の面々御見立て上げ奉り、御召御座間には、總金砂子極彩色花鳥、或は山水等の名畫、御床違ひ棚、地袋まで善美を盡し、御船の四方は重戸金の御萬閉良前後の樓船には、金銀の御指物緞子緋紫御幕を張り櫓棹數十挺にて欸歌を諷ふて乗船なし玉ふ、寔に諸侯たりしも太平なる後に、其餘榮土地の潤色となる、實にこれ伏見の飼澤なり」

註(一) 「伏見本陣」

京橋南濱	木津屋與左衛門	京橋山崎町	北國屋新右衛門
京橋南濱	大塚小右衛門	京橋山崎町	富田屋三左衛門
脇本陣			
京橋	針屋庄九郎	南濱	丹波屋仁兵衛

「本陣」公認の旅館にして、名字帶刀を許さる、泊り客は侍以上の資格を要す、本陣の外に脇本陣あり、本陣の泊り客満員に際しては、こゝに泊る、大名は皆定まれる本陣あり、大名が宿泊する場合は、必ず本陣へ先觸を出し、休息する時も亦同じ、大名が本陣に到着する當日は、入口玄關へ紫縮緬に白の紋を染出せる幕を張り、本陣の主人は、大名出迎のため町の入口まで出で土下座して迎ふ、布衣以上は主人案内し、侍は手代に於てなす、(藤田明氏江戸時代の交通)

註(二) 泰平伏見役付鑑に曰く「御名代は更也かほる」とよ御用達は通也かようと、御名代御用達は御扶持頂戴して生涯を送るあり又産業を専として助業に用達を勤る人多し堂上方高位玉敷の庭近く往來し是積善餘慶の家に生れ常々用達の徳をもつて國産の御米頂戴する事容易の事にあらすや云々」用達は五六人扶持乃至三人扶持を受けたり、天保十二年(紀元二五〇一年)現在の諸侯屋敷及び用達は左の如し

諸侯方	御屋敷	御名代		
尾張大納言殿	尾州名古屋	六十一万九千五百石	兩替町二丁目	柴屋善兵衛
紀伊大納言殿	紀州和歌山	五十五万五千石	京橋丁	針屋庄九郎
薩摩宰相殿	薩州鹿兒島	七十七万八百石	下板橋二丁目	兼春市之丞
細川越中守	肥後熊本	五十四万石	北濱丁	肥後屋清兵衛
松平安藝守	藝州廣島	四十二万六千石餘	下油掛	山崎屋平八
松平伊豫守	備前岡山	三十一万五千二百石	京橋山崎丁	錢屋五兵衛
松平阿波守	阿波徳島	廿五万七千九百石餘	南濱丁	木津屋與左衛門
松平土佐守	土佐高知	廿四万二千石	塩屋町	打物屋

有馬玄蕃頭 筑後久留米 廿一万石
嶋津又之進 日向佐度原 二万七千七十石餘
仙石彌三郎 江戸小石川 四千七百石
角倉船番所
同 船小屋

一六二
南濱丁 木津屋與左衛門
肥後町 河内屋 宗兵衛
平野屋 矢兵衛
三栗吉次郎
山城屋 善兵衛
木津屋與左衛門

御大老職

近江彦根

三十五万石

井伊掃部頭

前出

有馬玄蕃頭

出雲松江

十八万六千石

松平出羽守

伊豫松山

十五万石

松平隱岐守

豐前小倉

十五万石

小笠原大膳太夫

作州津山

十万石

松平三河守

石州津和野

四万三千石

龜井隱岐守

備中成羽

五千石

山崎主祝助

讚州高松

十二万石

松平讃岐守

對馬府中

十万石已上之格

宗 對馬守

毛利山城守

黑田甲斐守

久留島伊豫守

三宅土佐守

片桐石見守

富田屋三左衛門

酒井若狭守

若州小濱

寺社御奉行

濃州大垣

松平伊賀守

信州上田

御奏者

攝州三田

九鬼長門守

越前勝山

小笠原土用大丸

信州飯山

右大將様御若年寄

江州大溝

本多豊後守

備中岡田

分部若狭守

御定府

伊東播磨守

越後高柳

貞享頃伏見御奉行

備前岡山

岡田 將監

備前岡山新田

酒井隱岐守

備前新田

松平伊豫守

吉川 監物

池田信濃守

防州岩國

池田山城守

右同 斷

吉川 監物

堀田豊前守

右同 斷

堀田豊前守

立花左近將監

筑後柳川

筑後柳川

十一万九千六百石

一万三千石

六万石

二万五千石

二万五千石

一万五千石

五千石

二千石

二万石餘

二万石

一万三千石

諸家方用達

木津屋與左衛門

河内屋 宗兵衛

平野屋 矢兵衛

三栗吉次郎

山城屋 善兵衛

木津屋與左衛門

北國屋新右衛門

大塚小右衛門

津國屋 喜三郎

岩國屋 三郎助

相坂左兵衛

岩國屋 三郎助

津國屋 喜三郎

右立花家 旧臣由緒有之後伏見住シ

用達相勤

元代々岩國家臣當地へ罷越し岩國

屋と相改用達相勤格別由緒も有之

相坂左兵衛

岩國屋 三郎助

津國屋 喜三郎

右立花家 旧臣由緒有之後伏見住シ

用達相勤

元代々岩國家臣當地へ罷越し岩國

屋と相改用達相勤格別由緒も有之

相坂左兵衛

岩國屋 三郎助

津國屋 喜三郎

右立花家 旧臣由緒有之後伏見住シ

用達相勤

元代々岩國家臣當地へ罷越し岩國

屋と相改用達相勤格別由緒も有之

相坂左兵衛

岩國屋 三郎助

津國屋 喜三郎

右立花家 旧臣由緒有之後伏見住シ

用達相勤

元代々岩國家臣當地へ罷越し岩國

屋と相改用達相勤格別由緒も有之

相坂左兵衛

岩國屋 三郎助

津國屋 喜三郎

右立花家 旧臣由緒有之後伏見住シ

用達相勤

元代々岩國家臣當地へ罷越し岩國

屋と相改用達相勤格別由緒も有之

相坂左兵衛

岩國屋 三郎助

津國屋 喜三郎

右立花家 旧臣由緒有之後伏見住シ

用達相勤

元代々岩國家臣當地へ罷越し岩國

屋と相改用達相勤格別由緒も有之

相坂左兵衛

岩國屋 三郎助

津國屋 喜三郎

右立花家 旧臣由緒有之後伏見住シ

用達相勤

元代々岩國家臣當地へ罷越し岩國

永井飛彈守	攝州高槻	三万六千石
毛利伊勢守	豊後佐伯	二万石
立花主膳正	奥州下手渡	一万石
松平肥前守	肥前佐賀	三十五万七千石餘
榊原式部大輔	越後高田	十五万石
寺社御奉行註進役	越後高田	十五万石
稻葉丹後守	城州淀	十万二千石
松平大膳大夫	長州萩	三十六万九千石餘
佐竹右京大夫	羽州久保田	廿万五千八百石餘
酒井雅樂頭	播州姫路	十五万石
森 信濃守	播州赤穂	二万石
關 備前守	備中新見	一万八千石
森 佐渡守	播州三日月	一万五千石
脇坂淡路	播州竜野	五万八千九百石餘
朽木河内守	丹州福智山	三万二千石
内藤能登守	日州延岡	七万石
松平和泉守	參州西尾	六万石
大阪御城代	丹州笹山	八万石
青山下野守	攝州尼ヶ崎	四万石
松平遠江守	濃州加納	三万二千石
永井肥前守	越後村松	三万石
堀 丹波守		

佐賀屋七右衛門

錢屋善兵衛

雜候屋 太兵衛

布屋 十左衛門

木津屋 源三郎

丹波屋 仁兵衛

木下肥後守	備中足守	二万五千石
坂御定番	江州三上	一万石
遺藤但馬守	勢州津	卅二万三千九百五十石
藤堂和泉守	雲州廣瀨	三万石
松平佐渡守	日州高鍋	二万七千石
秋月筑前守	下野足利	一万千石
戸田長門守	河州狭山	一万石
大御番頭	肥前平戸	六万七千七百石
北條遠江守	長州府中	五万石餘
松浦壹岐守	播州林田	一万石
毛利甲斐守	肥前平戸新田	一万石
大御番頭	駿州小島	一万石
建部内匠頭	肥前平戸	御分家五千五百石
松浦大和守	肥後人吉	二万二千石餘
松平丹後守	奥州弘前	十万石
松浦 大膳	筑前福岡	五十二万石餘
相良遠江守	奥州白河	十万石
津輕大隅守	藝州廣島	前 出
松平美濃守	ヒロシマノ内備後三原	三万石
阿部能登守		
松平安藝守		
淺野 右近		

木津屋伊右衛門

丹波屋 長兵衛

丸山 瀬平

吉野屋 仁兵衛

油屋市郎左衛門

津島屋 彌平

雜候屋市左衛門

山崎屋 平八

備前屋敷 岡山 前出
 土州用所 前出
 雲州用所 前出

用達集會は本陣を順頭とす 丑夏改

御奏者番

久世大和守 下總 宿 五万八千石
 安部攝津守 武州阿部 三万二千五百石餘
 板倉攝津守 備中庭瀬 二万石
 五島左衛門尉 肥前五島 一万二千六百石
 松平因幡守 因州鳥取 三十二万五千石
 加藤大藏少輔 大洲内分豫州新谷 一万石
 細川越中守 肥後熊本 五十四万石
 稻葉能登守 豊後臼杵 五万六千石餘
 細川豊前守 肥後宇土 三万石
 五島左衛門尉 肥前五島 一万二千六百石
 松平甲斐守 和州郡山 十五万二千八百八十八石
 松平伊豆守 參州吉田 七万石
 中川修理大夫 豊後岡 七万四千四十石餘

針屋庄九郎

笹部善九郎

龜甲屋 善九郎

右御用達分屋號ニ而相勤申候

肥後屋 清兵衛

丹後屋新吉

中村左一

野村又左衛門

松平銳之助 石州濱田 六万千石
 松平兵部大輔 播州明石 六万石
 松平周防守 奥州棚倉 六万四千石餘
 井上河内守 上州館林 六万石
 阿部内膳正 泉州岸和田 五万三千石
 鍋島紀伊守 肥前小城 七万三千二百五十石餘
 鍋島攝津守 肥前蓮池 五万二千六百石餘
 松平市正 豊後杵筑 三万二千石
 松平圖書頭 丹後宮津 七万石
 御老中 太田備後守 遠州掛川 五万卅七石餘
 御老中 水野越前守 遠州濱松 七万石
 小笠原豊松 播州安志 一万石
 小笠原近江守 豊前小倉新田 一万石
 阿蘭陀人用所
 稻葉丹後守 城州淀 十万二千石
 井伊掃部頭 江州彦根 三十五万石

齋藤新藏

兼松新左衛門

北村善右衛門

寺澤忠八

北村善右衛門 齋藤新藏

山崎屋半右衛門

鍵屋彦兵衛

問屋藤藏

天王寺屋次郎右衛門

門屋種次郎

加藤遠江守	伊豫大洲	六万石
伊東修理大夫	日向御肥	三万八千石餘
京極長門守	讚州丸龜	五万五千石
京極壹岐守	讚州多渡津	一万石
水野土佐守	紀州新宮	三万石
御代官用達		
御所司代		
牧野備前守	越後長岡	七万四千石餘
土岐英之助	上州沼田	三万五千石
永井信濃守	和州新庄	一万石
松平若狭守	豫州今治	三万五千石
木下大和守	豊後日出	二万五千石
松平信濃守	豊後府内	二万二千石
鍋島安治郎	肥前鹿島	二万石
牧野越中守	常州笠間	八万石
雲州用所		
松平大和守	武州川越	十五万石
有馬玄蕃頭		

富山屋	松之助
伊勢屋	八兵衛
笠置屋	利兵衛
津國屋次郎	兵衛
大和屋	勘三郎
加賀屋安右衛門	
綿屋	長左衛門
久我屋文右衛門	
布屋	喜助
布屋彌兵衛	
越前屋	庄兵衛

御老中	下總古河	八万石
土井大炊頭		
御奏者衆	備中松山	五万石
板倉周防守		
松平 健吉	上州高崎	八万二千石
松平又八郎	肥前島原	七万石
酒井若狭守	若州小濱	十万三千五百五十八石
稻葉兵部少輔	房州館山	一万石
因州用所		
松平壹岐守	因州鳥取新田	三万石
松平長門守	因州新田	一万五千石
松平越前守	越前福井	三十二万石
松平讃岐守	讚州高松	十二万石
伊達遠江守	豫州宇和島	十万石
三浦順之助	作州勝山	二万三千石
西御丸御老中		
間部下總守	越前西鯖江	五万石
稻垣對馬守	志州鳥羽	三万石
石川近江守	常州下館	二万石
大久保加賀守	相州小田原	十一万三千百廿九石餘
有馬其太郎	越前丸岡	五万石

醍醐屋	八兵衛
柴屋長兵衛	
木屋太兵衛	
因幡屋奈良之助	
酢屋	伊右衛門
池田屋	六良兵衛

土屋相摸守 常州土浦 九万五千石 水屋六兵衛
 御奏者衆 本多兵部少輔 江州膳所 六万石
 水野六之助 御定府 六千石
 松平安藝守 御館入 前出 鳥羽屋清兵衛職 武藤吉次郎
 酒井左衛門尉 羽州庄内 十四万石餘 大黒屋 源兵衛
 松平越中守 勢州桑名 十万石
 奥平大膳太夫 豊前中津 十万石
 大村丹後守 肥前大村 二万七千九百七十石餘
 ○ 伏見上野太守邦家親王 御家領 千十六石九斗 今出川北御門前 津國屋 小兵衛
 上皇御猶子 三品 御家領 二千八百六十石余 公家御門通北行當 伊原篤次郎
 近衛内大臣忠熙公 從一位 御家領 二千四十三石餘 堺町御門内西側 庄屋 塩屋彦左衛門
 九條右大臣尙忠 從一位 橋氏は定 右近衛大將 七百五十石餘 西殿町下ル東側 大喜屋祐右衛門
 同 中納言幸經卿 正三位 左近中將 右馬寮御無 二百石 新在家御門内下ル東側 大津屋 玄け
 花山院大納言家厚卿 正二位 大歌所別當
 清水谷大納言實揖卿 正二位
 同 右中將公正朝臣 正四位下 上總權介

同 從五位下 實陸

水無瀬三位有成卿 正三位

六百卅石餘

攝州廣瀬

芳野屋 仁兵衛

同 侍從教成朝臣 從四位下

千八十石餘

京師東山御里坊西院恭町

針屋庄九郎

御宗旨淨土 智恩院尊超入道親王 一品

大樹公御有子

千六百卅三石餘

大佛御里坊院恭町

木津屋與左衛門

御宗旨眞言 三寶院御門跡高演 前大僧正法印准三后 醍醐

御領 六百五十石

御里坊 梨木町

宮原太郎兵衛 門屋 藤藏

同新御門跡定演 前大僧正法印

御領 六百十二石

御里坊 寺町荒神口下ル

吉田善次郎

御宗旨眞言 隨心院御門跡增護 前大僧正法印

小野

山崎町 近江屋 小兵衛

伊原傳兵衛 木津屋與左衛門

本願寺御門跡光澤 前大僧正法印 六條 俗稱西六條 三百石餘 號廣如 自開山二十代

七條 俗稱東六條

伊原傳兵衛 木津屋與左衛門

鮮屋 伊左衛門

東本願寺御門跡光朗 自開基九代

攝州平野大念佛

大佛院家

寺澤 忠八

勝安養院 少僧都法印

金地院

大通寺

吹田屋 傳兵衛

第七節 伏見奉行小堀政方の暴政(上)

徳川中世に至りて伏見の地は幕府創業時代に於て見たる如く、その關係密邇ならざりしと雖も、奉行を置きて直轄地となせるは、依然重要視しつゝありたるを知るべし、されば歴代の奉行は、支配下の政治に對しては大に留意し、安永時代小堀和泉守政方着任以前及び政方以後に於て悪政を布きたるものなく、極めて圓滿裡に推移せり、小堀政方の着任するや、漸次其暴政言語に絶し、伏見町民は離散荒亡の外なき窮状を示すに至り、遂に文珠九助以下所謂伏見義民の崛起となり、此悪奉行を驅逐し、以て町民を塗炭の苦しみより救ひたり、

實曆、明和、安永、天明に至る凡そ四十年間は、田沼意次が専權を恣にせる所謂田沼時代にして、士風頽廢、政道墮落、其極に達す、小堀政方の伏見奉行となれる恰も此時代に屬せしかば、又以て「田沼の濁り」が伏見に浸透し來れるものと見るべし、政方は政峯の五男、政峯故あり少子政方を立て、嗣となす、知行一萬六百三十石、安永七年十一月八日大番頭より伏見奉行に任せられ和泉守に改む、初め備中守然して伏見奉行たるは田沼意次の推挽にかゝり同列を越わたるものとせらる、政方時に三十七歳、翌八年二月二十七日伏見に着任す、伏見町民は政方の着任を歓迎し、大に期待する處ありたり、蓋し小堀家中與の祖遠江守政一及びその五世和泉守政峯ともに伏見奉行にして、今政方に至りて三代に亘るを以て也、政方着任するや、三月末より四月にわたり支配下を巡察し述懐して曰く「往時我父祖此地に奉行たり、余亦こゝに生れ然してこゝに奉行たること、恰も第二の郷里に入れるの感あり、而も今見る處によれば、市街の状況衰微するの傾向を有す、宜しく對應するところあらざるべからず」と、町民之を聞いて大に喜ぶ、

田沼時代

町民政方に
期待す赴任當初の
態度

政方着任の當初、京橋脇本陣に家産の傾くものあり、前奉行本多對馬守は町民に命じて之を扶助せしめんとせしが、町民は前例となる事を怖れ、許諾に躊躇し、未だ決せずして本多氏の卒去を見たり、政方の裁斷に當つて即決以て本多氏の説を破壊し、町民の反對を是とし、忽ち喝采を博す、次に前奉行時代嚴重なりし宗旨調を緩和し、又小堀家の伏見奉行たるの時、封地の貢米を大津の穀倉に貯へ、之を伏見に轉輸するに當り、定額の賃錢を給せざるを以て、怨嗟の聲を放つもの多かりしが、政方着任とも之を廢止せり、その他巨椋池漁業區域の解放を圖りし如き、伏見奉行支配下の漁民は大に之を徳とせり、然れどもこは當初のみ、又表面に過ぎずして、この惠政的措置の裏面には、漸く鋭牙を現はし來り、町富豪に對して用金を命じ、苛斂誅求、日を経て甚しきを加へ來れり、

政方かつて大阪城勤番の職にありたる時、一遊妓を寵し、某日門限に遅れて還る、家臣大に憂慮し、同僚に賄賂せんと欲し、小堀家の重寶たる「在中庵茶壺」を千金に典し之を以て苞苴の資となし、漸くにして其怠慢を掩ひたり、「在中庵茶壺」は足利義政が、かつて明國より獲たる珍寶として名あり、政方伏見奉行たりし後、京都所司代久世出雲守に見ゆるの際、談偶々茶器に及び、小堀家重寶にかゝる件の在中庵茶壺を一覽せんことを望む、政方大に驚き、歸つて家臣に謀りしもその策なく、困惑の色深かりしが、政方の妾に芳子なるものあり、江戸の鬻半井立仙の女、政之を聞きて近臣宮川庄太夫公用を招き、「直に大阪に至りて需め、其入費は部内の富民に課して可なり」と、政方之に従ひ出雲守の望みに應ずる事を得たり、これ政方が伏見の富民に御用金を命ずるの發端にして、妾芳子寵を得て權勢日に熾んとなるや、佞徒相集り、政方の奢侈淫逸は次第に甚しく、同時に苛政は其度を深くし、奉行着任基年ならずして町民の怨嗟漸く高しと稱せらる、然れども政方暴政の發端は、必しもかゝる一些事に因するにあらずして小堀家財政の窮

暴政の端緒

小堀家財政の窮迫

迫を中心とし時代の悪風潮浸染を傍系とすべし、而してその傍系が次第に擴大されたる也、蓋し小堀家の財政は政峯時代に至りて益々窮迫し、極めて慘澹たるものあり、享保十二年末頃には、あらゆる手段を講ずるも、徹底的整理を爲す能はず、借財數千兩に達し、久しく御用を奉じたる三井も亦對手をせざるに至る、家臣を解職し、減給を命するなどの彌縫策に出で、果ては、「部内の者共に御用金を申付けて可然哉」の状態を示す、政峯伏見奉行たるに及び稍々緩和したるものゝ如きも、政方時代に於ても依然苦痛を脱せず、着任早々其年四月に入り金貸手代等の往來頻々、伏見年中費用其他雜費を名として一千兩を小室領内十三ヶ村に割付けて借金を引受けしめ、而も、これと前後して老中田沼主殿に「氷蒔蕪献上」をなせる如き、早くも時代相を示せり

着任半歳後己に用金

着任後未だ半歳ならずしてその六月末已に伏見町民榊屋源兵衛より銀四貫目の御用金を命ず、これ伏見町民に命じたる最初にして、この當時政方は支配下巡察を終りたるも何等施設をなすにあらず、各富豪の邸宅に至りて饗せられ、或は之等と體面するに日も足らず、奉行所の走狗八方に手を延ばして、用金の調達に努力し、八月十六日大津和泉角兵衛、木綿屋善右衛門より各百兩宛、京いせや彌太郎爲替にて之を納め、十九日京都錢屋次郎兵衛出頭せるに付之を饗して百兩出金を引受けしめ、二十一日針屋太郎兵衛、富永次郎右衛門、五百兩を出金す、同時に藤屋惣八、升屋六兵衛、庄屋勘兵衛、升屋徳兵衛等は奉行より召集を受け御用金調達の事を申聞さる。何れも奉行側腹心の面々にして、後來政方に加擔して、大に努す處あり、常に奉行所に入りて密談し、同九月側室芳子江戸より着伏して以後、愈惡辣を加ふるに至れり、之より先御銀貸付會所方竹内新衛を取上げ、奉行の腹心疊屋新藏に命じ九月三日庄屋勘兵衛また之に加はる九月四日十月二十三日に至り掛屋新右衛門、吉村勘三郎貸付方を命ぜられ、之が禮として肴代三兩を贈る、當時奉

側室着伏後漸く惡辣

賄賂公行の縮圖

行所に對する町民よりの提供物頻々として枚擧に遑あらず、然して之等は何物かの利權を得又は得んとする表示にして、その状態は宛然老中田沼に對する諸大名との間に於ける賄賂公行の縮圖の如く、又政方等が各方面に招待を強要し第に臨みて宴を張るの状亦田沼が諸侯の第に臨みて招宴を強要するに髣髴たり十月二十七日安永八年政方芳子を伴つて宮川庄太夫家老の第に至りて宴を張る、長瀬五左衛門相相伴し、家臣太田垣伊右衛門用、大月只右衛門公用、小堀兎毛用等斡旋し、酔興に時を移す、芳子同伴の宴遊は家臣より延びて、やがて町民に及べり

第八節

伏見奉行小堀政方の暴政(中)

政方の苛政日を追ふて、更に甚しく、天明元年五月待醫水島幸庵人物編の諫死となりしも、何等省みる處とならざりき、今、義民文珠九助等の籠訴状及び追加書によりて、暴政を窺はんとす、圖點及び註は編者の加へしもの也又訴状は杉山本雄氏所藏を基とす、本文傍に記せるは文珠爲吉氏所藏のものと對照して著しく相異なる點を示せり、然して訴状寫は伏見十六會長人見喜三郎氏所藏のものに據れり

乍恐書付を以奉願上候

一、山城國紀伊郡伏見驛下板橋式丁目元年寄九助同所京町北七丁目同九兵衛申上候伏見之儀は往古より一町に年寄壹人宛有之相立順番に御年頭拜禮に罷出候處いつの頃よりか北本町にて貳人南本町にて貳人隔番に拜禮に罷出候者相極り毎年出府仕候砌惣町中より相應に宛行ひ遣來候然る處四年以前寅年十一月二十八日(註天明二年)下村惣左衛門平井喜左衛門山本治郎右衛門柴垣五兵衛四人共苗子御免惣年寄之名目被下役料壹人宛六百目宛惣町中より割渡し候様御用人長井彌次兵衛門殿當番與力衆御立合にて被仰度候得は前々より出府之砌夫々宛行遣來候處此度新規に被仰付惣町中壹ヶ年に銀貳貫四百宛宛町役に差出

義民籠訴状に現はれたる暴政

餘分の町役

餘慶差出一同難儀仕候

御用金の仰付

取逃無盡取立

參府の用金 千五百兩

取逃無盡加入強要

惣年寄の横領

一、當御奉行様七年以前亥年(註安永八年)より御勤役被遊惣町中分限相應成者共へ御用金被仰付差上來押而御斷申上候得は同心衆外(註安永九年)に森奥十兵衛殿と申者來帳面等を取上土藏に封印附候に付無是非金子差出し申候然る處子年(註安永九年)に至右御返濟として取逃無盡御取立之由にて町役之者御用人衆と馴合身上相應之者茶屋に相招き用人衆より直々御頼有之一枚に付十匁廿匁と札料相極地持六千二百五十六軒(註三間間口を一軒役と稱し大間あるものは二軒役といふ)え割付に成伏見中にて六百枚程毎月一度宛百會滿にて取集今以出銀仕罷在候處又々御參府之節御用金壹軒に付拾三匁五分七厘宛之割當にて都合千五百兩被仰付候旨御與力三輪源太左衛門殿津田順右衛門殿御懸にて被申渡候に付四百七拾匁程惣町中より可割出旨申上候得共半金にも不相當候旨御叱りに付左候は家別に貳匁五分つゝ兩度に差上度旨申上候得は御聞届有之右之割合を以て金九百兩相納候處猶又殘六百兩之儀は身上宜敷者共より強而御取立被成都合千五百兩に相成候

一、當六月中(註天明五年)御勝手方御用人太田垣伊右衛門殿より被仰付候由にて町役之者共併堀内村庄屋勘兵衛伯耆町馬借年寄六兵衛下南部日用頭十助より町中身上相應之者え取逃無盡加入之儀強而申付被取立難儀仕候

一、毎年御年頭拜禮之節兩御丸様え献上物代銀四貫貳百六拾匁宛例年茶屋四郎治郎え相渡し來候處亥年(註安永八年)は大納言様(註徳川家基)薨御被爲遊候に付西御丸之献上物代銀は不用に相成候處勘定帳面に例年之通相認差出現在貳貫百三拾匁押領致し候に付町々行事年寄共より調に掛り候處右勘定帳は御番所え差上候由申立去年拜禮之節も御懸り御奏者番様御目附様えの進物代銀凡三百匁相掛り候旨書出し惣町懸り

し候へ共前々より例無之殊に遺物之賣上も不持歸候に付疑敷御調之儀相願候處臨時進物は可有之
事之由於御白洲被仰渡候

年寄中

一、右惣年寄四人義押領等有之候上橋之御渡初之節諸入用勘定高之内五百匁程押領致其外町方年中勘定仕上も紛敷事共有之併石錢方より葭島新田起返し賃錢百貫文葭島名主に可相渡處是又取込不相渡我意權高に相成町中難儀に及候間前書之御用人中へ立入候七瀬川佐渡屋次郎右衛門に相渡候處金子貳百兩差出候は四人共役儀取立元々之通に可被成下旨申候に付御用人財滿平八郎殿に金百五十兩差出し惣年寄四人は隱居被申付候得共銘々忤共跡役に被申付役料等は有來通忤え可渡旨被申渡町中費相止不申候

一、諸色運上願致し候佐渡屋次郎右衛門、紙屋嘉右衛門、河内屋伊右衛門苗字御免被仰付候右願人は名目計にて町中に困らせ置跡より髮結惣右衛門林藏を以御内益御詫禮式祝儀杯と名付分量に過候金子のすり取候手段之由右次郎右衛門自身申聞候右體之儀は御奉行様には一向御存知不遊土地靜謐に可有之思召候處御家中並與力同心中之任業にて町人共難儀之事共數多有之及騷動候事至而數敷事共に御座候

一、伏見中肥(註糞尿の事)之儀是迄近在并攝河之百姓取來り候處油掛通紙屋嘉右衛門と申者に引受に成り以前より請合之以外より受合候者共難儀に相成申候

一、右佐渡屋次郎右衛門義近在より出候米問屋願相叶候處古來より有來る米屋並造酒屋共難儀之旨申上候へは御用人長井彌次右衛門殿當番御與力衆御取計御内益と名付金子百五拾兩御取立右問屋御潰し被成候

金子のゆすり取

米問屋許可取消料

質屋會所と大金取立

一、大阪町駿河屋伊右衛門義質屋會所改相叶候處質屋共差支候旨申上候得は相止み又候去年右伊右衛門義質屋古手屋會所支配人に相成候に付質屋共差支之旨申上候へは大金御取上支配人御止被成却て質屋年寄樋口町八幡屋半右衛門苗字御免被仰付候

一、古手屋之儀は金子出し不申候に付當時伊右衛門支配受罷在候

一、右之外見世に商物差置候へは何に不限運上願人有之町方より差支候旨申立候へは役人中に被取立候事數多御座候

一、右古手屋會所差配人伊右衛門古道具屋も同様差配人被仰付候處兩仲ヶ間より不得心之旨申候へは御用人財滿平八郎殿より金子百兩差出候は元之通に可被成下旨被申出候

一、伏見髮結の儀は下賤之者にて床株を持捕者有之節或は牢屋へ罷出勤來り候處此度惣右衛門註博徒に肥後橋三柄側船大工と申者目明しとなり新規に床株壹軒被下右惣右衛門並林藏と申髮結兩人は旅に出候節は帶刀御免被成候に付權高に成寺院方並聚樂組年寄傳兵衛を其身宅へ呼付敷蒲團に居り罷在應對致し不法之事共に御座候

一、周防町に博奕會所建度旨髮結惣右衛門林藏より申候得共家主甚嫌ひ店借し不申候然る所御家中森與十兵衛參後難請合之手形を渡し候に付無據借し候處近藤小八郎殿と申穩密同心衆より吟味に逢候節右十兵衛より遣し候證文差出候得は證文は用に立不申旨被申家主を町預にいたし詫金取相濟し並大文字町にて博奕會所取建度旨申候に付斷申候得は御家中岡本文助參右會所にて御部屋様之御自分金貸付候間是非借し候様申候得共右周防町之例も有之候に付家主得心不仕候處左候は金貳歩出し候様申右金子を取會所之儀は相止み候

博奕會所設置の儀

見徳博奕會所の繁昌

一、御内々の御免を蒙り候旨惣右衛門林藏等申渡し中書島に於て見徳博奕之會所相建冥加金差上候由にて日々繁昌仕町方之若き者共並手下人に至迄晝夜入込罷在家業を忘れ金銀を費し候に付勘當御願申上或は欠落等仕候者夥敷土地之迷惑限り無御座候

一、博奕會所に不參寶引等之慰致候者有之候へは御用人長井彌次右衛門殿御同心近藤小八郎殿並手先惣右衛門林藏參彼是六ヶ敷申坪井組鹽屋町より金七拾兩御駕籠町より四拾兩ゆすり取此四拾兩之割金九助註文珠九助の町内下板橋町内よりも差出し申候

一、川筋堀端之濱地無年貢之場所候處佐渡屋次郎右衛門願出濱之間數御改有之御大名様御藏屋敷は相除き町人共へばかり過分之御年貢被仰付難義之旨申上候へは詫金と名付金子三百兩程懸り御役人衆に取候上少分之御年貢にて相濟申候

一、竹中醫山本元順兩替町森元立宣北村淳仙三人御奉行様被召抱銘々居宅之分諸役御免之段御用人中より被仰渡御除地同前に相成右之分役銀町中より惣割にて相勤申候

一、高瀬川筋に罷在候墓所之煙亡市兵衛長兵衛御用金差出候に付苗字御免町之駕籠にて往來被仰付候一、京橋邊革荷物引請候問屋三軒當春非人之手下に被仰付御仕置者有之節拔身之鑓を持候様被申渡大に困り御役人衆に相敷き候へは壹子御取立にて元之町人に被成下候この字句なし

一、先年仲右衛門と申者升形町材木屋茂兵衛方金四拾兩預ヶ置茂兵衛よりも用立金並貸遣之色品等有之差引相濟候由其後茂兵衛跡式退轉いたし末葉之者尼ヶ崎へ居候處近藤小八郎殿宅に呼寄右金子元利百兩に相成候間早々相濟し候様被仰付候得共壹錢も可出休之者に無之候間無是非ニヶ崎町より金五拾兩差出償候由其外古借金半分わけ之相對にて嚴敷取立之儀度々御座候

煙亡が苗字御免

一、中書島湯屋源四郎義理性院様御名目銀之貸付候處右銀子御取上に成銀拾四貫匁を三ツ割借り方一分にて四貫六百目餘貸方に致返濟候様御同心近藤小八郎申渡禮金之儀は双方より金百兩宛急に差出候様同所河内屋新七申開候

釣錢取引の停止

一、六地藏村清水と申酒屋え御與力津田順右衛門殿御同心近藤小八郎殿參酒三升買候而代金に壹兩相渡候に付つり金三步と錢と差戻申候然る處右酒屋御呼出し兩替儀は仲ヶ間之外御停止に候處いつの頃より仲ヶ間へ入候哉之旨嚴敷御吟味之上金貳拾兩差出候様被_レ申候に付無_レ是非相納候由其外少分之買物に貳朱銀を渡しつりを取歸り候跡へ惣右衛門林藏參吟味致五兩七兩宛ゆすり取候事度々候間町人共こり釣錢取引相止め候處漸先日釣錢遣候事不_レ苦候御觸有_レ之候

一、革屋町佐渡屋次郎右衛門貸家に居候者之悴京都より家出いたし歸居候所主人方詫相濟候間御訴不_レ申上_レ差置候處御與力津田順右衛門並隱密方同心中より察斗有_レ之右次郎右衛門並同人甥彌助兩人は相除其外之町人共より割合を以金三拾兩差出候様申渡右金子御取立被_レ成依估最負なる取りはからひに御座候

首代と入墨代の取立

一、新町四丁目久太夫離縁之娼盜賊に入候由にて入牢被_レ仰付候處前書惣右衛門林藏より首代金五拾兩入墨代三拾兩差出候様申付右金子取立相濟候由
一、伏見之儀は何品によらず代物銀子取遣いに候間自分に目方改候天秤所持致來候處御停止被_レ仰出候然る處町方惣代友田太郎八外貳人其外町役之者より達て相勧め天秤壹丁に付金貳百足宛之割にて百兩程取立候上内々天秤相用候様御役人中より被_レ申渡候
一、伏見所々に有_レ之候寺方境内町役地之分永代除地に可_レ被_レ成候間壹軒役に付金貳拾五兩宛差出候様

石錢騒動

御用人長井彌次右衛門寺院方え被_レ申渡右地所除地に罷成候へは其町に出銀多く罷成候處寺院方其儀を被_レ察候哉強而御斷被_レ申除地之沙汰相止み申候

一、町方道造之儀御與力三輪源太左衛門殿より被_レ申渡古來より之道幅小路狭く候間居室建物伐取候様可_レ相成候旨近藤小八郎殿宅へ其町々呼付申渡候上金子取立切取候事相延並下南部町森橋通東町え新規に道付候間居室切取候様被_レ仰出候旨にて近藤小八郎殿兩町間數御改に御出被_レ成候節前書林藏金三拾兩を差出し御免相願候様下南部町え掛合申候此金子も盆前に少々取立候由に御座候

一、伏見宿役人足方石錢と名付大阪より登り船壹石に四文宛壹人に付四文宛之積りを御免被_レ成下取之一年冥加銀五貫目宛上納仕宿役人足方勤來候處五ヶ年以前丑の年註天明元年請負人河野新吾申出し右石錢御取立に相成候様子に付町方騒動いたし同七月六日御歎願に大勢罷出候處御聞届有_レ之新吾義請負御止め被_レ下新吾借銀拾三貫目町方引受に被_レ仰付今以年々利足差出申候然る處四ヶ年以前寅年註天明二年二月右人足方請負に致度旨惣町中より相願足し銀一ヶ年拾貳貫目余宛町方より差出し來候處同九月被_レ召出前書新吾願置通三ヶ年之間石錢壹錢増に御免被_レ成下候間右新吾方え名前料貳貫四百目御内益金貳拾兩差上候様被_レ申渡候

一、御役所御用人足日々差出賃錢凡千貫文余つゝ相懸り右之内御役所より出候分百貫文餘宛有_レ之候處一向不_レ被_レ下置一町々より辨へ罷在難儀仕候御役所廻り垣結並掃除人足等は此外に差出し宿役之外に御座候

一、右繼人足之儀鐘木町平野屋傳六為_レ請負惣町中より銀拾壹貫三百匁宛渡來候處御用人長井彌次右衛門殿より町役惣代友田太郎え申付損毛有_レ之候間町中え可_レ相渡旨右彌次右衛門殿差圖之由太郎八申に

付請取町方にて相勤居候處間もなく御用人財滿平八郎殿より右請負南組本町車町店借信右衛門え爲致町々壹軒役に銀五匁つゝ貳ヶ年分銀高六拾貫匁餘一所に致し信右衛門え相渡し爲借付右利分を以永代請に可致旨被申聞候得共町々より手賄に致度旨相願候處取用無之是非信右衛門え相渡し候様被申せり合に罷成大勢罷出御免相願候は徒黨仕候旨平八郎殿より被申出嚴敷御吟味有之候

一、此度道中筋宿々相續之ため宿繼人馬賃錢四割増被仰付内貳割は上納殘貳割は馬借人足所之益に仕候様被仰出候趣伏見御役所におゐて被仰渡難有仕合に奉存候然る所貳割町中之益に相成候に付金五拾兩差出候様財滿平八郎殿より被申渡町中より金五拾兩差出し外に平八郎殿え金五兩御勝手御用人太田垣伊右衛門殿へ金五兩取被申候御公儀より所々御救に割増之儀被仰出候處右躰大金被取立候ては却て迷惑に罷成申候

一、所々橋々御普請御入用之由にて古御城山諸木伐採山荒し候に付去年松苗千本餘植候様被仰付銀壹貫七百目落札に候處貳貫五百目之札え被仰付候旨山林方御與力三輪源太左衛門殿より申付目前に八百目之費相立其上山林方御役人申え夫々禮式取被申候

一、六地藏橋此度御掛直し貳貫六百目之落札にて日野屋喜兵衛茨木屋五郎兵衛え請負被仰付候然る處右請負高之内金貳拾兩可差出旨御内意有之候旨にて喜兵衛義大に困り候由申聞候

一、前々より御川漁有之候節取揚候諸魚御入用之分相納殘りは御用相勤候漁師え被下候處當時は右残り候分入札にて御拂に成り漁師共助成無之様罷成申候

一、伏見御役所南東御門は切北西御門は番所有之隈に出入不相成候處右番所相止み四方之御門明放しに成候間御内に行倒者兩入有之右入用町懸りにて差出し殊に身元不宣者日々御家中に立入及密

七ヶ年間に
十ヶ年の取
立

談又は晝夜に不限藝子舞子被召呼御用人衆與力衆同心中其外御家中に至迄慾心增長町人共をせひり或は無躰之申掛けゆすり取いたし七ヶ年之間に凡拾方兩ほと被取上此節町中立行不申此上に兩三年もか様之目に逢候は伏見町離散仕亡訴同前に可罷成と歎敷御事に御坐候

一、穩密方同心衆並佐渡屋治郎右衛門宅え御奉行様御部屋様共被爲入旨申僞り舞子藝子京都より呼寄其内近藤小八郎殿方にては藝子遊女之類呼寄輕薄仕候者共寄合晝夜酒宴にて奢に長し其上藝子舞子之乗り候駕籠は往來共人足所より宿役にて相勤候様被申付格別之失脚相懸り町中難義に罷成申候

一、伏見貳拾石船支配人淀屋傳右衛門義何之譯に候哉船支配並年寄役被召上候旨御用人長井彌次右衛門殿當番與力衆立合被申渡跡役同町之者え被仰付無商賣に罷成暮方無之候に付奉公稼に罷出可申と路用才覺致候由及御聞遠國は勿論他所へ參候義差留候様町内え被申渡足留に罷成及竭命罷在候一、當七月九日九助九兵衛村上町年寄市右衛門兩替町十三丁目年寄清左衛門直達橋九丁目年寄權兵衛右五人思召有之年寄役年行事被召上京町年寄伊兵衛大文字町年寄傳兵衛兩人は年行事被召上候段御用人財滿平八郎殿御與力横田彦兵衛殿立合被仰渡奉恐入候然る處何之譯に候哉御吟味等も無之候間相考候得は右七人之者共人足方永代請並四割増之禮金惣町中之爲に不相成旨押て御斷り申張候間七人之者共役義勤置候ては佞人共之妨に罷成候に付南組本町年行事年寄鐘木町傳六同帶刀町作兵衛北組本町京町通十一丁目町人市兵衛聚樂組年行事年寄城通町八兵衛兩替町十五丁目年寄庄右衛門京橋町町人庄九郎並南組本町東町車町店借信右衛門義金子貳拾兩可差出候間七人之者を役義取放貫度旨財滿平八郎殿え内々相頼右金子は銘々町中え割懸ケ取立盆前に差出候由に御座候

小堀和泉守様

表御用人

長井彌次右衛門殿
財満平八郎殿

御勝手御用人

太田垣伊右衛門殿

同御與力

三輪源太左衛門殿
津田順右衛門殿

同穩密方御同心

近藤小八郎殿
小林小十郎殿
勝野十藏殿
勝島嘉助殿
武井佐左衛門殿

兩替町十五丁目年行事年寄

庄右衛門
庄九郎
信右衛門
京本町町人
車町店借り

(註 勝島、庄右衛門、庄九郎、
信右衛門、杉野氏文書になし)

右の方々奸佞邪智之者共告知らせ候に任せ御威光を借候而無躰之差圖申付等被_レ致其下働候者

右之者は兩替町筋指物屋九兵衛と申者にて平日御立入仕候處新規に被_レ召抱_レ候

右之者は虚無僧退虚と申候者に候處新規に被_レ召抱_レ候

右之者は下風呂屋町京屋と申多葉粉入屋に候所新規に被_レ召抱_レ候

髮結目明し
惣右衛門
同
林藏

右兩人之者御用人中與力衆同心中と馴合種々の儀聞出し御内益御詫金御禮金杯と名付金子ゆすり取又は御免之由申僞博奕倉所相建我儘仕其上少々の儀を尋搜し無躰成義申懸候發起人に御座候

右之通に御座候當御奉行御初入以來七ヶ年之間に右躰新規之儀相始り其度々御奉行様より被_レ仰出_レ候旨申僞又は御益願仕候而仲ヶ間を極候に付商賣手狭に罷成殊に夫々運上取揚候に付おのつから諸式直段も高直に相成下々之困窮に罷成或は種々の儀相工み金子ゆすり取御公儀様御政道を不_レ奉_レ重御奉行様を蔑

にいたし下々違背難_レ成儀を吞込御奉行様より被_レ仰出_レ候旨申僞り御名前を穢し我儘不法之儀申出し或は慾心増長仕此上兩三年も此儘に成り行き候は、伏見町之町人立行難_レ成離散仕亡訴同前に相成候は目前に御座候左候へは恐多も御公儀様を奉_レ恨候様に相成御奉行様之御越度にも可_レ相成_レ哉と數敷何卒佞

暴政に諸式
昂上す
伏見町民
難_レ立行_レ

人を退け土地之風儀相直り候様仕度候得共御役所へ申上候ては御取用ひ無之剩へ非道成責に逢候は治定に候間江戸表え罷出候得共其所之御奉行様より御添管無之候ては御取立無之沙汰に付京都え罷歸り町御奉行所え御添管可奉願と大津邊迄罷越候處追々江戸表え御歎願に罷出候旨訴人有之私共兩人之家内は町預けに成其外一所に退役致候五人之者共も被預私共呼戻し候様町内え被仰渡京町北七丁目四郎右衛門外兩人迎ひに出候所右四郎右衛門義は九兵衛と心易仕候者に付呼戻し候様申付候由
一、八月十四日にも三輪源太左衛門殿津田順右衛門殿より米屋年寄え御部屋様御頼之由申僞金子三拾兩用立候様申付無致方二十兩差出し並樵木屋仲ヶ間儀に被召呼候跡右仲ヶ間之内土橋町日野屋喜兵衛堀詰邊津の國屋勘兵衛下材木町天王寺屋三郎兵衛方之帳面御取上げ其中に太田垣伊右衛門殿より御用金百五拾兩差出候様御部屋様より金廿兩御頼之由申懸け候由

右躰之噂追々途中にて承並私共行方を嚴敷御吟味有之京都大阪えも手配致し捕人出候由風聞仕候上は容易京都へ御添管願にも難罷越所詮國元え罷歸り怖敷糺明に逢ひ犬死致し候より迎も御仕置に相成候事に候は、江戸表え有之儘に御注進申上置伏見え罷歸り候へは命捨候ても其内には江戸表より此趣御沙汰に罷成自然と伏見中靜謐に罷成交易等も無心置仕候様町人共一同安堵仕御公儀様御政道明き故騒動も相鎮候と難有仕合に可奉存候私共儀は存詰候事に候間大津より直に引返し申候今日此訴狀差上置早速伏見え罷歸り糺明に逢候覺悟に御座候間私共搦捕御仕置に成候跡にても何卒御慈悲を以土地之困窮御救被下置候様備奉願上候以上

天明五年九月

伏見下板橋貳丁目

願人

九兵衛

同所京町北七丁目

同

九兵衛

御奉行様

以上は九助九兵衛が、天明五年九月十六日寺社奉行松平伯耆守邸前に於て駕訴せる政方暴政の内容にして、伏見町民の困窮想察すべく、奉行一味の奸曲言語同断なり、九助等の願意達し訴狀は則日評定所に上りしかば、更に伏見同志より致せる其後の秕政を追書提出し採納せらる、その主なるもの左の如し

- 一、直違橋八丁目加賀屋忠兵衛義藤森神主古借金取替遣し右神主より物之年貢にて濟崩に取立候然る所此度氏子兩替町拾五丁目年寄庄右衛門申出勘定仕上候處忠兵衛方に少々請取過有之由にて忠兵衛入牢被仰付、金子千兩差出候得は御免可被成旨隱密方同心衆並下役人より申掛忠兵衛入牢跡は目付役同心石田村友右衛門殿付立に被參候由其後無是非手を入候處金三拾兩差出宿預りに相成其上貳百兩禮金差出相濟候筈に相極り候由右一件に直違橋八丁目米屋半兵衛義は長々町預け罷成候
- 一、京町六丁目近江屋彦太郎義商賣筋に付不行届有之に付町預け相成ゆすり候得共江州日野よりの出店候間都て驚不申候處町内五六軒も御預け相成金子五百兩出し候へは相濟相遣とゆすり候由
- 一、御家中市場吉兵衛(註元俳優坂東米五郎、政方側室芳子の情夫)義江戸表へ罷下り路用伏見惣中へ可被仰付趣候處當番與力衆より觸狀を以此方共より申付候へは御用金に有之其外より申付候は御用金にて無之候間差出候及不申候旨申渡候に付右路用金百兩相調候様博奕會所へ被申付候處髮結惣右衛門御詫申上候五拾兩にて相濟毎日壹兩宛日割を以て五十日に相濟候由
- 一、車町新右衛門義九月十四日にも今町河内屋與兵衛格子出張候由建物切取候様申掛困入候よし

一、御用人財滿平八郎殿樽代金百五拾兩差出し遊女請出し其後京四條大芝居取寄其外松茸狩に御出諸雜用惣右衛門林藏より差出し候由

一、小林宗五郎義御貸付金餘程取込九月廿二日夜家内不殘出ほん致京都出店も仕廻候由右此節江戸表御奉行様御訴申上候由承り惡事可顯之逃去候義と相見へ申候

一、九月廿二日伏見町々年寄不殘札之辻え被呼集役人並年行事年寄隱密方へ被呼江戸表へ罷越可申合せ候義無之候旨御尋候に付一統何之義も不存候段申上候得は其段請印取被申其外町々の年寄は札之辻にて印形取差出し候様被申渡候處新町筋高田組印形不致廿五日迄日延之義は何分御免相願候處印形不爲承知之上は同類に付入牢被仰付候由被申候に付無是非廿六日之朝町々不殘印形仕候然る所伏見町人之内邪佞之者一兩人右連印之以書付江戸表へ罷越伏見中當時難澁致者は一人も無之候御訴申上私共兩人罪科おこなひ候様巧み候由に付万一連印を以書面を御尋有之候共伏見中困窮難儀及候筋無相違押取逢ひ候手形を以御訴申上候義候間御疑も有之候は伏見表にて何れの町人成共被召呼御尋被遊候は明白に相知れ候義乍去一通りに被仰遣候而は御用人衆取計を以手先町人御下し可被成候は必定にて候間伏見與力中より表向にて被仰付有之候様に仕度旨申越候前書伏見町中印形仕候證文之寫三通指上申候私共義堂強附仕候筋には毛頭無之全土地之難義を見兼兩人存詰御訴申上候義にて御座候然る處私共當御奉行様え御申上候趣伏見も相聞候義と相見へ難有仕合に奉存候此上何卒御慈悲を以土地之困窮御赦被爲成下置靜謐に相成候様偏に奉願上候

(以上天明五年十月付第一回追書)

一、先月八日夕方隱密方と申役名御取立被成以來は此役名は御取止め被遊候段被仰渡候乍然勤方

第二回追書 狀

は是迄之通相働き仕掛有之候御用向は四人共取計之旨被仰渡候

一、御奉行様より髮結惣右衛門え金百兩御貸付壹ヶ月に拾兩宛濟崩相納候様に被仰付候由財滿平八郎殿先達而受出され候遊女髮結惣右衛門へ預被置候處此度妾宅物好に普請有之右之女住居候由右之通京町南八丁目元年寄伊兵衛より書狀を以申越候に付此段申上候

(以上天明五年十一月付第二回追書)

一、此度道中筋御吟味御勘定方神戸近藏様御留役大原四郎右衛門様先月十二日京都より伏見へ御出去年人足高御改之處往送用四千餘人御役所御用人足八千人餘場帳御取上げ取調被成候處芝居道具持運び並役者迎か人足等有之候に付伏見本陣小右衛門被召呼内譯之義委細申上候様被仰付候得共小右衛門義有躰之御聞申上候義御免可被下相願候由

(以上天明五年十一月付第三回追書)

第九節 伏見奉行小堀政方の暴政(下)

九助等の苦心酬ひられ義民の行動は、此歳十二月五日願書採納獄を理すべきの命あり、且つ宿預を免じ東海道より歸郷勝手たるべしと、同月九日伏見奉行小堀和泉守政方に對し、急遽東下すべきの書達し、政方に大に狼狽、十三日出發中仙道を経て江戸に至る、二十七日其職を免じて菊之間詰とし、私第に就かしむ、後任伏見奉行久留島信濃守は、本事件のため赴任を早め翌六年一月二十一日着任、直に京都東町奉行所に於て、丸毛和泉守と立會關係者の吟味に着手し、奉行側及び町民の取調を受くる者二百餘名の多きに達し、入牢中死亡する者多し、年末に至りて漸く取調及び處置を終り、十二月十五日江戸に護送されたるも

第三回追書 狀

政方に東下の状達す其職を免ず

關係者の吟味

江戸に護送
するもの
二十三人

の左記二十三名なり、

奉行側與力

三輪源太左衛門

長瀬五郎左衛門

小野三十郎

杉山郷右衛門

同 同心

近藤小八郎

小林小十郎

小堀和泉守家中

小堀權左衛門

宮川庄太夫

加藤又兵衛

太田垣伊衛右門

長井彌次右衛門

浅山紋右衛門

財満平八郎

森奥十兵衛

七瀬川町 佐渡屋 次郎右衛門

以上十五人網掛乗物

板橋貳丁目元年寄

文珠九助

京町北七丁目元年寄

丸屋九兵衛

北八丁目元惣年寄

下村宗左衛門

(註奉行側)

北組銀治屋町元惣年寄

平井喜左衛門

(註奉行側)

堀内村

庄屋勘兵衛

(註奉行側)

鐘木町年寄

平野屋傳六

(註奉行側)

帶刀町年寄

伊賀屋作兵衛

(註奉行側)

髮結惣右衛門

以上七人腰繩旅手鎖四ツ手籠

京都東西奉行與力同心十四名附添

一同二十八日を以て江戸に着、二十九日寺社奉行勘定奉行江戸町奉行等龍ノ口評定所に審問し、越えて翌年五月六日に至り獄始めて定まれり、この間死する者相次ぎ、九助、九兵衛、下村宗左衛門、平井喜左衛門、小堀氏の臣にありては小堀權左衛門、長井彌次右衛門、淺山紋右衛門、杉山郷右衛門、宮川庄太夫、長瀬五郎左衛門何れも死亡す、小堀政方以下の處置左の如し

小堀和泉守

政方以下の處置

其方儀伏見奉行勤役中彼地町人共出訴之儀有之候に付答書被_レ仰付_二候處彼地不取締成趣にて先達て御役御免被_レ成追々被_レ遂_二吟味_一候處借用銀返濟之手段支配之町方之者頼母子無盡之儀近年相止め候を承置其分に致置き且又金子借り請候儀組與力同心に爲_二取計_一並濱地に不_レ限取立候儀に付不束成取計致候與力同心且家來共右謝禮受用致候内其方勝手入用に差加へ候由右體不埒成義を家來取計に相任せ候上町人共へ無_レ故苗字差免又は年來立入候者に候とて支配の町人方へ度々相越饗應請候儀奉行職之有_レ之間敷義不行跡之至に候殊更伏見御役屋敷惣圍之内北西之門番差出夜分には出入を改め來候處其方御役間も無_レ之明放しに致し番人相止め候段取締にも拘り候義重々不埒之至に思召候依_レ之領地被_二召上_一大久保加賀守へ永く御預被_二仰付_一候もの也

但其方家來共無_レ罪候者路頭に迷ひ候義可_レ爲_二難義_一候に付三ヶ年之間身上片付候迄は飢喝凌き候ため扶助之義御手當有_レ之候難_レ有存すべし

(註 和泉守の子)

其方義和泉守不埒之儀有_レ之候に付大久保加賀守え御預被_二仰付_一候依_レ之改易被_二仰付_一者也

「遠藤下野守に御預け」

中追放	與力	三輪源太左衛門
押込	同	小野三十郎
中追放	同心	近藤小八郎
押込	同	小林小十郎
死罪	和泉守家來	財滿平八郎
同	用人	森奥十兵衛
遠島	用人	太田垣伊右衛門
同	家老	加藤又兵衛
過料五貫文宛	納屋町	伊賀屋作兵衛
同	本鐘木	平野屋傳六
江戸拂 _二 伏見共 _一	七瀬川	佐渡屋次郎右衛門
重き叩き拂	髮結	惣右衛門
無御構	庄屋	勘兵衛

政方側室芳子は政方江戸出發後京都の小堀但馬守家に入りて越年し、其後江戸に召致せられ、政方等獄定まるとともに、門前拂に處せられ、小堀家領所江州小室は伊井掃部頭に處置し、小堀家正統は茲に斷絶す、又京都所司代戸田因幡守、京都町奉行丸和泉守は本件取調遷延の咎により差扣に處せられ、事件は大團圓を見たり、蓋し政方の暴政は田沼時代の副産物にして、彼の暴狀が幕府の注視する處となり斷乎た

る處置に出でたるは、また田沼意次の威勢失墜せるの表徴とされたりき、吳竹騷動記、一件吟味噺集、訴訟寫民傳、田沼時代、德川實紀、

第七章 幕末時代

第一節 寺田屋事變

勤王の士四方に起りて、徳川幕府の威勢次第に薄し、十四代將軍家茂に至り、安政戊午の大獄となり、天下の志士を刑せしと雖も、却つて激生せしむるの因を作り、萬延元年三月、櫻田門外の變となり、志士の氣勢益々昂り、風雲急を告ぐ、伏見は京都の咽喉に當るを以て、志士の往還極めて頻繁なり、幕府また大に警戒し、伏見奉行所は嚴重に之等を監視する處ありしも、大勢は如何ともなし難し、徳川幕府の餘勢が最後を遂げし明治戊辰の役が、伏見鳥羽を中心とせるに先だち、此地屢々志士活劇の舞台となりて天下の人心を刺戟せしこと少からず、その先驅として著名なるは文久二年（紀元二五二二年）四月二十三日に起れる寺田屋事變となす、

寺田屋事變
發端

文久元年春、中山家の士田中河内介綏猷、其弟嘉猷とともに九州に遊び、豊後、肥後に入りて有志と交を結びて歸京す、四月薩州の志士是枝柳右衛門眞至、大久保正助利通、西郷隆盛菊池源吾、伊地知貞馨彌仲左衛門、海江田信義時次、奈良原喜左衛門、同繁喜八郎、吉井友實仁左衛門、税所篤喜三右衛門、森山棠園、柴山愛次郎、橋口壯助、有馬新七、田中謙助等、朝廷より特命を以て、一橋慶喜、松平春嶽を起用し、要路に立たしめば、尊攘の道開け得べしとなし、是枝柳右衛門を上京せしめ、田中河内介に傳へて、中山家に謀らしむ、時に忠愛忠熊の子幽居中に在りしが之に賛し、是枝に面接して種々謀議する所あり、當時關白九條尙忠及び所司

代酒井忠義政を執り、和宮降嫁の約を成就せしめたる後なりしかば、朝紳諸有志之を憎むこと甚し、之を除くを先決なりとし、更に田中等と議して西下せり、關東諸有志の間に於ても、幕府の措置に關して憤激し、また中山忠愛に謀る所あり、宜しく西國の有志を上京せしめ、連繫以て事に當るべしとなし、肥筑の間に同志を募り、且つ平野次郎福岡が薩人に誼あるを以て之を同地に向はしめ、次郎は其著尊攘英斷錄及び培覆論を島津久光和泉守に獻じ、久光其志を嘉し金十兩を與へり、二年正月閣老安藤對馬守坂下門外に於て浪士に邀撃せらるゝや、京都の浪士亦大に逸り、之に應じて義學を斷行せんと欲し、宮部鼎藏、蒲生太郎熊本の兩名は中山及び田中より檄文を得て西下し同志を募り、同志は島津久光の東上を機として兵を舉げん事を謀る、西郷隆盛等も大に動く處ありて上京の途に就きしも、久光之を阻止して歸國せしめ、熊本藩に於ても亦輕舉を戒めて有志の上京を止めしが、檄に應じて上京に就きたる薩藩士及び浪士等は大阪京都の薩邸、大阪中の島旅宿魚屋太平方等に在りて機を窺ひたり、

島津久光の上洛
朝幕の警戒
嚴重

之より先き久光は三月十六日を以て鹿兒島を發し、四月十日大阪薩邸に入りしが、已に不穩の舉あるを察し、藩士を戒めて諸浪士との私會を禁じ、十三日大阪を發して伏見の藩邸に入れり、浪士及び大阪薩邸在留の士は、従つて伏見に至らんとせしも、伏見の藩邸狭小なるを以て、暫く大阪に留るべきことを命ぜしかば、彼等の計畫は聊か齟齬を來せり、幕府亦久光上京に伴ひ不穩の狀勢を察知する折柄、中山忠愛より田中に送れる密書幕吏の手に入る處となり、町奉行は中山家を警戒するとともに田中を探索し、所司代は廣橋坊城兩傳奏に暴擧の計畫あるを傳へしかば、朝幕の戒嚴一層加はるに至れり、久光は四月十六日を以て入京し、議奏中山忠能、正親町三條實愛に見えて書を上つて意見を陳ず、近衛左府を關白に就かしめ、一橋慶喜を將軍の後見役に、松平春嶽を大老に擧げ、閣老久世大和守に上洛を命ずべしと言へるを

久光に浪士
鎮撫の勅旨

志士等謀割
決行を期す

一行寺田屋
に入る

薩藩鎮撫使
寺田屋に入る

主要とす、兩議奏は直に上奏に及びしが、之を嘉せられ且つ勅旨を賜ふて曰く「浪士共蜂起不穩企有之候處、島津和泉取押候旨、先以三勸感三思食候、別而於三御膝元、不三容易儀於三發起三者、實に被三惱三宸襟一事に候間、和泉當地滞在鎮靜有之候様思食候事」、久光此命を拜し大に感激したるが、若し暴徒の薩藩より出づるに於ては一大事なりとし、更に鎮靜に従事し、命によりて家臣は大阪に下り、逸める藩士を説諭し、又浪士にも鎮撫する處ありしが、血氣の士容易に服せず、寧ろ久光の態度を緩慢なりとし、愈々二十三日の夜を以て、九條殿及び酒井所司代邸の襲撃を決心せんことを期し、二十三日黎明、富田孟次郎兵器を船に積み、薩邸より有馬新七、田中謙助、西郷眞吾道、三島彌平通、大山彌助巖、岩下勇助平、柴山龍五郎景、是枝萬助、谷元兵右衛門通、橋口吉之丞、白石休八等の諸士、魚屋太平に止宿せる柴山愛次郎、橋口壯介、同傳藏、伊集院直右衛門兼、弟子丸龍助、西田眞五郎、森新兵衛、阪本吉右衛門、益満新八郎、永山萬齋等及び浪士田中河内介、眞木和泉守、小河彌右衛門其他總勢八十餘人、小舟數艘に分乘し、薄暮伏見京橋に到着、一行は寺田屋に入り、薩藩の士は二階に、眞木和泉等の一行は奥の下座敷に座を占め、有馬新七等は方略を議し、伊集院直右衛門は義舉の起草し、同盟の連判状を作り、各自姓名を署す、

之より先き一行の大阪を發するや、高崎左太郎正は直に大阪より馳せて上洛し、事の次第を告ぐ、久光曰く「今や余鎮撫の命を蒙り洛中に滞在す、然も我藩より暴舉を企つる者あるに至つては、何の面目ありてか朝廷に見えんや」と、奈良原喜八郎繁、鈴木勇右衛門、大山格之助良、森岡善助昌、江夏仲右衛門、道島五郎兵衛、山口金之助、鈴木昌之介の八士を選び、鎮撫を命じ、若し聽かずんば上意討を爲して可なりと、八名は伏見街道及び竹田街道の二道に分れて亥の刻（午後十時）伏見に入り、一行が寺田屋に在

薩藩志士に
會見主命を
傳ふ

乱闘起る

殞るゝもの
十名

同志漸く沈
靜

眞木和泉の
日記

るを知りて至る、奈良原、道島、江夏、森岡等内に入り取次を以て有馬新七に面會を求めしが、橋口傳藏大聲を發し「新七は居らず、面會など稱するは何人なりや」とて出會せず、江夏、森岡は階上に至り、先づ出會せる柴山愛次郎を階下に誘きて、主命を告げんとするや、有馬新七、田中謙助、橋口壯介等、事起れりとなし共に階下に至る、奈良原等交々鎮撫し、主命を傳へしと雖も、決心牢乎たるものあり、「然らば君命に従つて切腹せよ」と勸告せしに、大に憤り斬りかゝらんとする勢を示したれば、道島機先を制して上意なりと叫び、田中謙助を斬れば、有馬はまた道島を斬り伏せ、こゝに亂闘を起す、騒音に驚きて弟子丸龍助、橋口傳藏、西田直三郎、森山新五左衛門等階下に至りしが、事急激に起り、身に寸鐵を帶ぶもの尠く、奪闘せしも遂に討たれたりき、有馬、西田、柴山、兩橋口、弟子丸の六人及び鎮撫使一行中の道島何れも死し、田中、森山の兩名は重傷を蒙り、翌日錦小路藩邸に於て背命の罪によつて自刃す、山本四郎は伏見着後、病の爲め京都の藩邸に入りて臥しるたるが屠腹し、奈良原、鈴木、森岡、山口、江夏の五士も負傷せり、

薩藩の志士は亂刃の裡に殞れしが、猶四十餘名の同志あり、之等の士は階下の騒音を聞き、伏見奉行より襲えるものとし、直に對應準備に着手したるが、時に奈良原右肩に劍を蒙り、朱に染みつゝ此座に至り、久光の命を述べ、且つ言を盡して輕擧を戒むる處あり、一行なほ奈良原等の誠意を疑ふより、奈良原兩肌を脱し刀を抛ち、合掌以て他意なきを示せしかば、西郷眞吾、伊集院直右衛門等刀を棄て、階下に至り、次いで志士は協議する處ありしも議論百出容易に決せず、奈良原また田中及び眞木に面して、鎮撫の理由を述べ、且つ諸士の説諭を依囑し漸く鎮撫し得たり、眞木和泉は當夜の光景を記して曰く「日暮伏見に達し、寺田屋に憩ひ、此に飯し且つ餉を命ず、予、一杯を命じ、弦等と酬酌し、竊に以て決別となす、已

に飯し、餉を袖にし、鞋を着けて立つ、前堂忽ち擾して聲あり啼くが如し、予等以爲幕吏來り捕ふと、相聚りて坐す、聲愈々高し、之を窺ふに皆白刃を挺きて相鬪ふ、又相撃ちて火を出し、其光電の如し、漸く薩の相鬪ふを知る、酒井傳進で曰く、先生盍ぞ之を靖せざると、予未だ諾せず、鬪罷り、原曰く、後房人あり面を傷き血を被りて臥すと、予之を省れば田中謙なり、眉間破傷し、肉腫脹して出づ、乃ち巾を以て其創を裹み、又原等をして水を進め藥を與へしむ、又鬪ふこと始めの如し、予乃ち徂て靖す、人あり刃を提けて來りて曰く、獨り田中河州に面せんと、予唯々として退き河州を遣はず、姑くにして河州眞木々々と呼ぶ、予徂くに死尸狼藉、血滑にして座すべからず、河州奈良原喜八郎と相對して語り、予等に樓上を靖するを囑す、乃ち河州と共に樓に登りて之を諭す云々」かくて上意打となれる八士及び山本四郎は大黒寺鷹匠に葬られ、鎮撫使中の死者道島は東福寺即采院に埋葬せられ、爾餘薩藩の志士は二十七日歸國を命ぜられ、田中及び眞木は薩邸に拘禁せらる、二十四日早曉義舉の後陣小河彌右衛門等凡三十人伏見に上陸し、伏見の薩邸に至りしが、前夜の跡始末中に屬し、始末を聞くに及んで意圖を擲ち、久光の命に従ひて、伏見に滞在せり、

この亂鬪伏見に傳はりて、町民は一時恐怖したるも、次第に事の判明するに至り、その跡を見物せんとするもの大に雜開せり、久光は寺田屋に金百兩を與へて、狼藉を償ひたり

此事件ありて後、天下の形勢更に變轉し、尊王攘夷黨勢力を占め、翌三年二月幕府攘夷期限を奉答し、三月四日將軍家茂上洛、七日參内勅旨を奉戴、四月二十一日攝海巡視のため大阪城に入り、越て五月十一日大阪城發、橋本、淀を経て淀川北岸を伏見京橋より伏見奉行所に入る、奉行所は林肥後守なり、小憩の後竹田街道より入洛す、次いで六月九日二條城を發し、伏見街道より伏見奉行役宅に着、今留橋より乗船

將軍家茂伏見往還

淀川を下りて大阪城に入り、十三日海路東歸せり、大日本時代史、伏見殉難士傳、眞木和泉守遺文、續徳川實記、文久三年御用留帳

第二節 元治甲子の變

急進組企圖の爆發

長藩禁門を解かる

寺田屋事變ありて後二年、伏見津頭は兵火に裏まれたり、則ち長州燒の稱、これ也、寺田屋事變は薩藩の士を中心とし、眞木和泉等の志士が主唱により、一舉以て事を決せんとするに在りしが、島津久光の鎮壓によりて、事なきを得たり、然れどもこの餘勢止まるべきにあらず、元治甲子の變も亦之等急進組の企圖が爆發せるものと見るを得べし、當時長藩は急進組の首領にして、廷議を以て天下に卒先外夷を掃攘せるの殊勳を賞せらるゝに至り、意氣大に昂り、寺田屋事變によりて計畫失敗したる殘黨眞木和泉等入京するに及び、相連繫して事を謀れり、かくて八月文久三年大和行幸攘夷親征の議成らんとせしが、俄に中止せられ且つ堺町御門に屯集せる長藩に退去を命ぜられしが、守衛隊長益田右衛門介施命を奉ぜず、薩兵之に對峙し、市中次第に騷擾を極む、昨日まで寵遇諸侯に冠たりし長藩が一朝斯の如きに至れるは、姦徒天聽を蔽ひ奉るものとして、藩士激昂其極に達し、須く君側の姦を卻くべしとの論議出でしも、久しく屯集するに於ては、椿事惹起するの恐れあるを以て、藩兵二千七百人漸く退き、長州出奔の七卿また之に従ひ、大佛妙法院に入り、次いで京地を引拂へり、長藩の逆境とともに公武合體黨勢ひを得るに至り、更に長藩志士の憤激する處となり、同志とともに密かに京都に集合して事を謀りしが、遂に池田屋事件の勃發あり、尊攘黨の志士多く瘖れ又は獄に下り、之等の報長藩に達して一層憤激の度を高め、寧ろ幕兵の追討を受け、賊名を蒙らんよりは、自ら進んで路を開くに如かずとなし、閩藩主戰論に決し、六月十七日老臣福原越後元は三百餘人を卒る、江戸に使用して幕府に歎訴する處あらんと稱して發途し、二十四日伏見薩邸京橋表町に

長藩老臣兵を卒めて伏見に入る

眞木和泉等
山崎に屯す

長藩一隊天
龍寺に屯す

長藩退攘の
議

二〇〇
入る、之より先き土州の志士及び眞木和泉を始め佐久保佐兵衛遊撃隊の諸氏、久坂義助、中村圓太等二百五十餘人を卒るて東上し山崎に屯す、長藩士諸國の浪士を卒るて來れりとなし、京師の人心恟々たり、朝議また毛利父子の入京を許し、七卿脱走の罪を許さば事平穩に歸すべしとなし、之を決せんとせしが、幕府に於ては斯の如きは兵戈に恐れて願意を聽許するものにして、延ひて威信に關す、宜しく一旦兵を退かしめ、代表者を召致して、徐々に寬典を議すべく、若し尙ほ命を奉ぜずんば、在京諸藩の兵を以て擊攘すべしと爲せるを以て、朝議亦之に決せり、幕府は危期迫れるを看取し、監察戸川鉾三郎、小出五郎左衛門兩人を伏見奉行所に趣かしめ、長人の動靜を偵察せしむ、二十七日京師に潛伏せる浪士は、未明伏見長藩邸に移り守備を修め、遊軍力士の二隊を編成し、來島又兵衛總督となり、隊兵百數十、弘勝之進隊長たり、隊伍を整へて伏見を出で、上鳥羽川勝寺村を経て、上嵯峨に出で天龍寺に屯す、守護職所司代松平越中守兵を卒るて禁門を警護し、諸藩警報に接して、宮門の守衛を嚴にす、二十九日伏見に滯留せる福原越後、京都長藩邸留守居乃美織江、勸修寺家を經て愁訴狀を上りしが、一橋慶喜宸翰を賜ひて、長藩退攘の謀を議し、七月三日朝廷大監察永井主水正、小監察戸川鉾三郎を伏見に遣す、行裝極めて簡單、徒士目附小入目附及び會桑淀三藩の公用方數人隨伴するのみ、兩名伏見奉行の廳に福原越後を召す、越後病と稱して出でず、四日出でたるを以て「此頃所願有之趣に候得共携兵器出張之由甚以不穩仕方候元來於其藩一は勤王之志情深厚に候處右様之次第にては事實齟齬致し候間天龍寺其外へ罷出候輩早々令歸國越後儀少人數にて伏見表滞在願之趣は穩かに其筋に申出重而之御沙汰相待候様可致事」の命を下す、之に對し越後は「過刻被仰出候趣難有奉得其意候旅宿へ引取役方之者へも熟談仕候處何れにも山崎始めへ扣居候者共篤と申諭し候上にて無御坐候而者何分御受難申上」と衆議仕就而者私始早速御達之趣精々懇諭相

退去を諭す
も肯かず

加追而申上候様仕度奉存此段御聞濟奉願候」の書を呈して延期を請ふ處あり、然れどもこは一時的遁辭なりとし、七月六日總督諸侯を會して長藩士の處分を議し、八日を期し退兵することを説かしめしが、越後命に服せんと欲するも、天龍寺天王山に屯する藩士及び浪人組之に服せず、之より先き七月九日長の中老兒玉小民部兵四百を卒るて京師に着し山崎の營に投じ、翌日國家老國司信濃兵三百を卒るて山崎に來り、十四日家老益田右衛門介兵六百を卒るて男山に着し、嵯峨、山崎と相對す、十一日慶喜再度永井戸川の兩監察を伏見に遣して、長兵の退散を説かしめしも、固より應ぜず、十七日薩藩諸士西郷吉之助薩藩諸藩の重臣を三本木清輝樓に會して越後等猥りに兵衆を卒るて京師に迫り、強訴を企つるは、天朝を蔑如するの甚しきもの、その罪決して赦すべからず、須く之を卻くべしと論ず、此日永井主水正伏見に至り、更に越後を伏見奉行の廳に召致したるが病と稱し出でず、十八日漸くにして兵二十餘人を從へ、肩輿に乗じて來る、主水正乃ち勅旨に抗し、猶兵を退けざるを責むるや、越後曰く、謹みて命を奉ずるも、從兵死を決して敢て肯んぜず、故に遷延せりと、主水正は明朝之行はずんば違勅の罪を責めんと嚴命し、越後低思久しく今夜八ツ時を限りて兵を卻くべしと答へて去る、越後退兵を欲するも、遂に之を抑制する能はず、眞木、久阪等は鷹司第に潛伏し、此夕を期して事を謀らんとし、又長藩士川端龜之助本名格彌十郎長州留守居役緘書四通を所司代松平定敬に呈す、要旨は西奔七卿及び慶親父子の冤を訴へ、攘夷の朝議を去秋八月十八日以前に翻へし、且つ君側の奸を除くため、其師已に山崎を發すと云ふに在り、こゝに於て慶喜は追討の部署を定め諸藩に令す、伏見方面の部署左の如し

慶喜追討の
部署を定む

伏見

一ノ先

戸田采女正氏彬病氣に付重臣名代

大垣藩

二ノ先 井伊掃部頭直憲

彦根藩

但掃部頭は禁闕を守るべし且桃山は井伊家にて只今より取布べし

二ノ見 松平肥後守容保

會津藩

松平越中守定敬 桑名藩

但職柄に付方面の諸軍を令し進退を司るべし

伏見長州屋敷へ入る

時田相摸守廣孝京見廻組

備中淺尾藩

遊兵 有馬遠江守道純

越前丸岡藩

小笠原大膳太夫朝幹

小倉藩

但伏見勝利の後戸田有馬小笠原の三手地形をしめて爰に備へ其餘山崎の奇兵たるべし

伏見土州屋敷

山内土佐守豊範

土佐藩

豊後橋 間部元治

越前鯖江藩

小出伊勢守英尙

丹波園部藩

但宇治橋も心得べし

長藩及び急進組は、追討決定とともに三營齊しく兵を發す、伏見滞留の福原越後は兵五百大砲二門、鐵砲五六十挺を卒る亥の刻午後十時伏見を發せり、隊兵を指揮する主なるものは、熊谷勇記、吉田岩雄、兩人福原民之助、三分利徳三郎、宍戸久之進、出羽孫四郎、田中誠助、浦忠三郎、飯田熊三郎、桂勝三郎等にして、後陣は

長藩伏見軍の進發

深草寶塔寺前の衝突

長軍敗る

隊長福原越後負傷

長軍横大路村に退く

追討軍京橋長藩邸砲撃

長州征討

隊長中村九郎兵衛之を固め京師に入らんとす、この方面の追討軍は大垣藩先鋒となり、彦根、會津、桑名諸藩後續たり、大垣藩は小原仁兵衛鐵心と稱す隊長たり、伏見街道稻荷南方を警す、息小原主計、高岡兵衛に二百人を分ち、街道の左右に篝火數ヶ所を設け、民家の壘を積んで楯とし、架燈を掲げて兵の所在を隠す、仁兵衛は殘餘の二百人とともに第二陣となり、二町餘の後方に控ゆ、長州勢は一路直達橋を寶塔寺前に至りしが、突如大垣勢の發砲せるに驚き、直ちに應戦し、第一陣を破り、第二陣に迫りしが、二陣よく防戦して之を撃退す、此時伏見豊後橋を警衛せる鯖江越前勢急を聞いて走せ、竹田街道に陣せる會津勢、桑藩隊長久徳五兵衛、新撰組隊長近藤勇等も稻荷黒門邊にて合して大垣藩を援けたれば、長州勢更に窮地に陥り、桂勝三郎、田中誠助、出羽孫四郎等相次いで重傷を負ひ、隊長福原亦肩先を打貫かれて落馬し、兵に擁せられて退却す、彦根藩隊長印具徳右衛門は藤ノ森に屯す、砲聲を聞くや進撃し、長州勢の後陣に迫りたれば、愈々混亂し、福原は民家より駕籠を徴して伏見藩邸に引返し、更に敗兵を進めて再舉を圖り、三百餘人を卒るて丹波橋邊に進みしが、彦根、鯖江、大垣、會津、桑名の各藩要所を堅めて入らしめず、遂に横大路村に退き、山崎方面に走り、彦根藩以下勝に乗じて京橋表町なる長藩邸今富橋西、現在京都區裁判所伏見出張所の一帯を襲ひ、京橋北詰に砲五門を列ね發砲せしかば、邸は忽ち燒盡し、餘炎民家に及び、燒亡三十數戸に及び、嵯峨より進める長州勢は國司信濃之を卒る、山崎の屯兵は眞木和泉之を卒る中立賣門、蛤門、堺町御門に迫りしも、撃退せられ、二十日會桑二藩の兵千餘人新撰組とともに山崎を攻む、之より先き益田右衛門天王山に敗亡の報を聞いて兵を撤して西奔し、福原、國司また西走す、眞木和泉等十七人こゝに止まりて奮戦遂に屠腹せり、長州は此舉によりて、禁闕に對して發砲し、其罪輕からずとせられ、長州征討となりしが、毛利敬親の謝罪にて終結せしも、慶應元年に入り、主戰黨擡頭し、幕長の確執再び生じ、幕府長州再征を決し、將軍

將軍家茂伏見より大阪に赴く

家茂西上五月二十二日入洛直に參内し、二十四日二條城を發し、伏見奉行所に入る、翌二十五日伏見奉行所より歩行今留橋より三十石に乗船大阪に發す、九月十四日大阪城發途淀川より伏見に入りて豊後橋に着、伏見奉行所に入り十六日二條城に着す、次いで九月二十三日また伏見を経て淀川より下阪し、十月三日大阪を發し陸路伏見奉行所に入り、伏見に滞留、四日二條城に入り、次いで十一月三日二條城發伏見奉行所に入り、豊後橋より乗船淀川より大阪に着、征長從軍諸大名の部署を定めたり、大日本時代史、元治夢物語、京都守護職始末、續德川實記

第三節 阪本龍馬の遭難

薩長聯盟に努力せる土州藩士阪本龍馬、長州藩士三吉慎藏は、慶應二年（紀元二五二六年）正月十日馬關を出帆し、十七日神戸より上阪す、細川左馬介、寺内新右衛門亦阪本に隨行し一行四人なり、十八日大阪薩州邸に入りしが、已に幕府之を知りて探偵嚴密なり、一行は薩州藩士と假稱し、十九日薩州の川船印しを建て、伏見に上陸寺田屋に入る、二十日阪本及び細川寺内等先づ入京、京師の事情を探索す、幕府新撰組廻番晝夜嚴重人別を改め、寺田屋に残れる三吉は、その都度階段夜具入れ、物置等に身を潛めたり、阪本は二十三日寺田屋に歸り、明二十四日三吉とともに入京薩邸に同道する事に決し、兩名は王道回復に至る近きに在りとして一酌快談時を移す、時に幕吏兩名がこゝに至れるを知り、之を捕ふべく寺田屋を圍み、數名は將に樓上に登らんとす、折柄入浴中の龍女後に龍馬の妻となる、勤王の士槍崎將作の娘にして將作下獄後、阪本に助けられ、寺田屋に寄食す。は之を察し、直に阪本に急を告ぐ、阪本は短銃、三吉は手鎗に身を構へ覺悟を決す、一吏刀を携へて兩名の室に入り、嫌疑の筋を訊問せしが、兩名は我等は薩藩士なり、疑ひあらば當所の薩邸に就て聞くべしと答ふ、幕

幕吏の包圍

四士寺田屋に入る

幕吏の訊問

龍馬三吉奮闘數名を燈す

西濱材木小屋に潜伏

薩藩伏見邸に入る

吏また曰く、兩人武器を携へ居るは如何と、兩名曰く、これ武士の常なりと、幕吏階下に去るや、兩名は樓上の建具を除去し、來襲に備ふる處あり、忽ちにして階下より數人各自獲物を携へて押上り、「肥後守京師守護職の上意なり」と稱し捕縛せんとす、兩名銃鎗を以て發打し、大に奮闘數名を燈し、阪本氏また傷く、捕吏の避易する隙に乗じ、三吉阪本を肩にし、裏口物置を切り抜け、民家兩戸の戸締を破りて車町に出で、暫く意氣を休め、また走つて西濱の材木小屋元江崎氏所有小屋に入り、棚上に伏て、以て敵の目を脱したり、三吉曰く、最早逃道なし、捕吏の手に死するよりは潔く割腹自刃せんと、阪本曰く、然り、今や活路なし、されど死は易く生は難し、此地薩邸に近し、下板橋東堺君希くは命を賭して往きて告げよ、途上敵に逢へば夫まで也、我も亦此處に自刃せんと、時已に曉となりたれば、三吉其言に従ひ、川端に染血を洗ひ、草鞋を拾ふて旅人を装ひて此處を出で、薩邸の在所を問ひ、漸くにして至る、留守居大山彦八出て迎へて曰く、昨夜の模様は阪本氏の妾來りて注意す、今兩氏の行衛如何を念ふ所なり、阪本氏は無事に連れ歸るべし、貴下は此に留り居らるべしとて、大山自ら船に薩徽を掲げ、有志兩三名と棹して、阪本の潛所に至り、迎へて還る、大山は兩名を救護するとともに、京都の薩邸に此事情を報ずる所あり、吉井幸輔乘馬にて走せ付け、又西郷吉之助盛隆より兵士一小隊、醫師一人を差添へて伏見に派し、阪本の療治手當に盡し、且つ兩人を護衛す、一方捕吏は同夜三度寺田屋に兩人を探索せるも所在を得ず、遺殘の短銃手槍書類等を押収して引揚けたるが、後薩邸に入りたるを聞知し、伏見奉行所は留守居に糺問し、その引渡を交渉したるも、薩邸に於ては知らずと答ふ、探索更に嚴を加へ、兩人は二十九日迄伏見薩邸に滞在し、二月一日西郷の命にて兩人上京阪本の妾龍女も從ふ西郷の宿所に入り、之より薩長連盟の事に從ひ二月五日二藩聯合の盟約を爲し、阪本三吉等は一先づ京師を去る事となり同月二十九日夜伏見に着、三吉は馬關へ、阪本は鹿兒島に向へ

「寺田屋おとせの書面」 寺田屋家婦おとせは其後當夜の光景を阪本に通知すべく、殊更に他人の筆せしが如く装ひて送り、よく遭難前後の様様を知り得べし、

扱て鳥渡よそにて咄しを聞き候儘申上候、あの宿の内にはあるじなく、後家にて御座候處、其夜どうゆふ事やらんか、夜は八ツ時に風呂に入り、あがりて火鉢のふちに居り候處へ、表の方より一寸たのみますとゆふてたゞ候故、なに事と内の男あけ候へば、其後家に表まで鳥渡おいで被下と申故何事やらんといで見れば、うしろはちまき拔身の槍にて大よそ百人計もならび居り、誠にびくり致し居り候へ共、何事にて御座候と尋ね候へば、其方の二階に兩人のさむらひが居るよししかに聞き候、ありていに申すべしと申すゆえ、もはやかくす事もならず、其通り二階においでなされ候と申候へば、どうして居ると尋ね候故、まだねずにおはなされ候と申し候へば、それより捕手の人が大いに心配致し、どうしよふと、いろ／＼おそれ、だれいけかれいけとそのこんざつ云はんかたなく、其女が思ひ候にはこんな人が幾萬人捕手にかゝるも其兩人の人には、しよせんかなわすといふ事、心の内に思ひ、此だん安心致し居り申候、それより其女はうちにはひる事ならず、表につかまへられ居り候處、大かた捕手の人が内にはいりしと思ひ候へば二階が今にもをちるよふな音がいたし、又た鐵ほうの音がいたし、やれ／＼こわい事と恐れながらそとに居候へば、皆な／＼にけてでるやら二階から落る人やら、さん／＼にて其まぎれに其女は内にはいり候へばはや其人も居ず二階には煙が上り候故こわさを忘れて見るとふとんが燃へてあり、それからどうぞして品物をかくさんと思ひ候へども思ふにまかせず、かくする内にもはや其兩人がいぬといふ事知りて又々皆参り内中さん／＼さがし、殘の品物取揃り候、其時其女も誠に／＼此様なざんねんな事はないと思ふても何分仕方がなくそれから其女をよび色々尋ね候へども唯だ何事も申さず

お尋ねなされたくば薩の御屋しきにてお尋ね被下と申候へばそれならよひと申其儘にて相濟み商賣もいたし居り候、これも全く其おんかたに少しのくもりなき事ゆへと存じ誠に／＼有がたくおもひ候と申候、まだ／＼おもしろきはなしもれき／＼まし候へども筆にまかせずおん目もじの上委しくおはなし申上候かへす／＼もよろしき便り御待ち申上参らせ候これのみたのしみくらし参らせ候

かしく

尙藤○印よりもくれ／＼もよろしく御便り申上参らせ候

血の藥 御存じより

龍君様御元へ

第八章 王政維新

第一節 明治戊辰鳥羽伏見役 (上)

二百六十餘年間諸侯を抑壓し、政兵の權を掌握したる徳川幕府は、防長再征の不結果に愈々威信を失ひ、薩長藝其他各藩の排幕連盟更に鞏固なるに至り、形勢日に非となり、遂に慶應三年十月十四日將軍慶喜大政奉還を奏上し、翌十五日奏請允許の御沙汰を拜す、次いで二十四日將軍職を辞するの書を上り、十二月九日王政復古の大號令煥發せられ、慶喜の辭職を許す、二十五日洛中洛外山城國中に萬機御親裁の沙汰ありき、之より先き毛利敬親父子並に七卿赦免の令出で其入京を許し、薩長二藩の兵を以て禁闕の護衛に充てしむ、前將軍麾下及び會桑諸藩は薩長を憎む事甚し、時に朝廷にては、岩倉具視等前將軍の退官納地の實行無きを以て、彼より之をなさざれば、則ち我より命すべし、既に草案成れりと傳ふ、徳川麾下の士之を聞き益々憤激し、城の内外に屯集するもの一万人、將に薩長二藩を撃たんとする勢あり、慶喜不測の

王政復古大
號令煥發
薩長と會桑
諸藩

變を慮り、一旦大阪城に退き、衆心鎮靜に復するを俟つて再び入京し、退官納地を奏請するに決し、十三日大阪城に入る、此月晦日大目付瀧川播磨守、勘定奉行小野友五郎江戸より大阪に着し、江戸に於ける薩邸潜伏浪士の暴狀を具申する處あり、城中の議論また沸騰し、薩賊を掃蕩し、君側の姦を清めざるべからずとの議勢力を占め、明治元年正月朔前將軍入朝せんと欲し、部署を定む、先づ瀧川播磨守を先發として、討薩表を携へて上京せしむ、部署左の如し

河野佐渡守 歩兵二大隊
安藤鏐太郎 砲兵四門
今堀攝津守 遊撃隊百三十人
遊撃隊百三十人
騎兵三騎
築造兵四十人
會藩四百人
砲一座

右攻撃前日黒谷江出張之事

一、大佛 高力主計頭

横田伊豆守

歩兵二大隊

砲兵二門

騎兵三騎

築造兵四十人

會藩四百人

松平讃岐守人數八小隊

右攻撃前日大佛に出張之事

一、二條城 大久保主膳正

徳山出羽守

歩兵二大隊

砲兵四門

騎兵三騎

佐々木只三郎

見廻組四百人

本玉寺二百人

築造兵四十人

築造兵四十人

右攻撃前々日出張操入之事

一、伏見城 和泉守

窪田備前守

歩兵一大隊

大澤顯一郎

同

間宮歙太郎

砲兵四門

新撰組百五十人

騎兵三騎

築造兵四十人

右攻撃前日より出張之事

一、鳥羽街道 竹中丹後守

秋山下總守

歩兵一大隊

小笠原石見守 步兵一大隊
谷 土佐守 砲兵二門

桑名四中隊
砲二門
騎兵三騎
築造兵四十人
三十人

右攻撃當朝鳥羽江出張東寺江向候事

松原右近將監

一、淀本宮 松平豊前守出張、差圖守次第京師江操込之事

松平豊前守 一小隊四十人
室賀甲斐守 二小隊

一、橋本關門

戸田采女正人數五百人
酒井若狹守人數
松平下總守

一、西之宮

須田 雙 一

撤兵半大隊
砲兵二門
會藩二百人

一、兵庫

會藩二百人
松平阿波守人數

一、大阪藏屋敷

天野加賀守 撤兵九小隊
塙 健次郎 砲兵一座
會藩四百人

一、大阪御城御警備

大久保能登守 奥詰銃隊八小隊
戸田肥後守 同
松浦八郎五郎 銃隊四小隊
三浦新十郎 撤兵四小隊

但御城御門勤番

小林端 一 步兵一大隊

一、御城外廻り關門十四ヶ所

市中巡邏
御門々之勤番

一、紀伊殿人數天王寺並 眞田山

一、松平刑部大輔

但戸田采女正と交代

一、御城廻り巡邏酒井雅樂頭 板倉伊賀守人數

一、松平伊豫守

天保山

一、稻垣平左衛門人數

大佛 兵糧護衛

一、井伊掃部頭人數

黒谷 同

一、福王駿河守庄勘之助附屬一大隊
右は天津より三條大橋迄操込之事



會津藩先發隊京橋上陸之圖

會藩先發隊
京橋上陸

黒谷、大佛、二條城、伏見、鳥羽街道の部隊は先陣にして、伏見鳥羽両道より入京せんとす、總指揮役は陸軍奉行竹中丹後守にして、二日夕刻會藩兵二百人は舟路伏見京橋に上陸し、伏見奉行所本願寺掛所別院に分宿し、後續部隊の到着を俟つ、伏見は忽ち戰時状態となり、この報京洛に達し人心恟々たり、
維新史、續徳川實紀、錦之御旗

第二節 明治戊辰鳥羽伏見役 (中)

慶喜大阪に退くや、京阪の物情騒然たり、伏見奉行所は林肥後守死後、慶應三年七月より京都奉行永井主水正の支配となり、新撰組近藤勇、土方歳三等此處に居り、幕府の歩兵隊また屯集す、十二月二十一日之等の者民家を侵掠し、京中を横行するの報達せしかば、二十五日を以て朝議尾州藩土田宮如雲を伏見驛取締參與となし、尾州屋敷に出張し且つ薩長藝土四藩に巡邏の命あり、市民に安堵すべき旨を通達せり、

各通
薩州
藝州
長州
土州

伏見表今度御變革彼是多端の虚に乗じ狼籍者横行人心不安趣相聞候に付急度巡邏鎮定可有之御沙汰候事

但伏見市在取締の儀は田宮如雲へ兼勤被仰付候、尙又巡邏之儀は長州土州藝州同様被仰付候間爲心得相達候事○但書藩名は互に用ひたり

薩長二藩の
伏見巡邏

巡邏隊の屯
所

土藝二藩は辞して兵を出さず、薩長二藩は之に任じ、長州第二奇兵隊軍監兼參謀林友幸は兵百二十五人を卒るて伏見に入り、指物町玄忠寺、下板橋新町泉經寺等に分宿し、薩軍は總督島津式部、參謀吉井友實、中原猶介、隊長鈴木武五郎等指揮し、藩邸に本部を置き、御香宮神社、瀬戸物町源空寺等に屯す、(後に川村純義、篠原國幹等加はる)、然して伏見街道は長軍本營を大佛に置きて山田顯義等之を守り、鳥羽街道は薩軍本營を東寺に置きて參謀椎原小彌太、山口仲吾等之を守る、薩長藩は已に干戈を以てするにあらざれば、到底眞の大改革は爲し難しとの確信を有するも、徳川氏大政を奉還し、威勢昔日の觀なしと雖も、猶麾下に擁するの士多く、之が討滅は至難に屬す、随つて一戰によりて勝利を得ることを豫想せず、萬一の場合は主上を奉じて山陰道より遁れて廣島に出て行在所となし、以て幕府討滅の業を大成せんとする決心にてありき、この間薩長及び慶喜との間を和解せしめ、且つ慶喜の上洛を諫止せしめんとするの策行はれしも遂に及ばず、鳥羽伏見の戰を惹起せり、

正月二日夕幕軍先發隊會兵二百人伏見に入るや、亥の下牌(午後十時過ぎ)薩藩淵邊直右衛門其他六名は伏見御堂大阪町別院に抵る、この時會兵已に堂中に滿ち殆ど立錐の餘地なし、よつて玄關に於て會兵重役林權助等と體面し、其來意を詰問す、林等曰く「徳川前將軍勅命を奉じて明三日陸路上京せんとす、故に某等前驅の命を受けて此處に來り、將に命を待つて京師に至らんとす」と、淵邊等曰く「勅ありとは蓋し誤りにあらずや、我等此處を守るは、徳川諸士の上京を止むべきの勅を奉ぜるが故也、大政歸朝日猶淺く人心恟々たる時に當り、子等武裝して入京せば、闕下を動搖せしむるの虞あらん、暫し退くに若かず、強て入らんと欲せば、我等申請中にかゝる事あり、命降るの間滞留して時を待たれよ」と、林等曰く「この事に關して丹後守竹中の指揮を受くべきを以て、その旅館に至り談ずる所あらん、確答は後刻に讓る」と、

會兵先發隊
と薩長側と
の應接

淵邊等六人去り、三日の朝となり猶應接に時を移す、午刻に至り丹後守より書状來る、曰く「昨夜松平肥後守陣營へ上京御差止の應接有之候處右は前内府勅命を以て致參内候に付滞在難相成是非通行致候間關門の場所煩ひなく御通し有之度此段申入候」、よつて薩長側にては「既に前以て申述候通強て御通り於有之而者及異議候共差止可申候間右様御覺悟御通行可然此段御答申入候」の答書を送る、相方往復の間に日暮に及びしが、この時鳥羽方面に砲聲殷々たり、

第三節 明治戊辰鳥羽伏見役 (下)

二條城に出張すべき大久保主膳正、歩兵頭徳山出羽守以下の幕軍凡七百人は三日申刻^{午後四時}鳥羽街道より入京せんとし下鳥羽中島附近に至る薩州藩第五小隊野津鎮雄及第一遊撃隊小倉壯九郎等凡二百四十人は砲數門を備へ、城南神社^{宮司鳥羽肥後守}に屯して此關門を守り、豫め變の生すべきを慮り、兵を分つて鳥羽街道附近の竹林中に伏す、幕軍先發大目付瀧川播磨守は兵七八十人を卒るて上鳥羽村に至りし時、薩藩第五小隊軍監椎原小彌太は手兵數人を隨へて瀧川播磨守に面接し、その通行を阻止す、播磨守は「前將軍勅命を以て入洛さるゝに付我等之が先發なり」とて肯かず、椎原も亦我等は其御沙汰を拜せざれば通し難しとて應接に時を移し、播磨守は村岡氏宅に入りて休息し、最後の確答を待ちつゝありしが薩軍の戦備を整へるを看取し、變あるを察して、一旦引退けり、後續部隊の關門に達するや、薩軍との應接例の如く、幕軍また戦備を整へ砲列を布かんとするや、機先を制して秋山に砲陣を布ける薩軍より一發を發射し、第一陣を粉碎せり、幕軍は地の利を得ざるを以て二三丁退却し、陣容を整備して應戦せしかば、薩軍は不利の形勢に陥れり、此時東福寺に本營を移せる長州藩には山田顯義、整武隊田村甚之助、遊撃隊參謀後藤新藏、三浦梧樓、片野十郎等ありて情報を接受しつゝあり、田村は鳥羽方面の急なるを知り、斥候五十人を隨へて赴き

幕軍鳥羽街道を進む

薩軍の陣地

鳥羽關門の應接

薩軍先づ發砲

幕軍陣容亂る

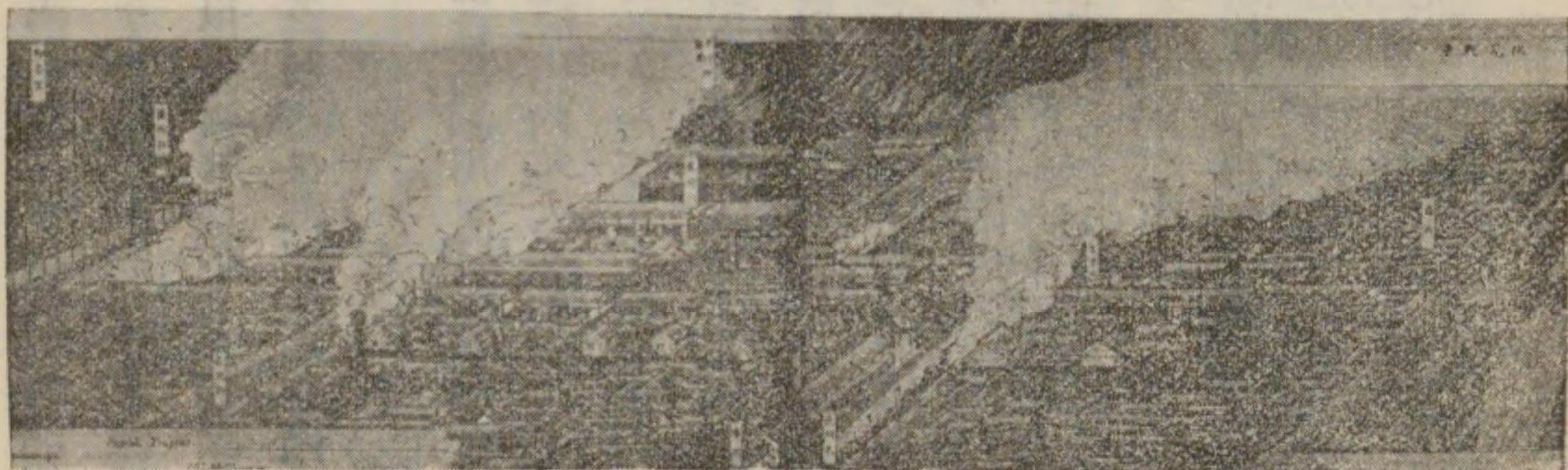
伏見市街戦

兩軍主なる死傷者

しが、折柄戦闘開始せられたるより、直に指揮して敵の右翼を攻撃せしかば、幕軍は正面側面の攻撃により次第に陣容を亂せり、

伏見に先着せる幕軍と薩軍との交渉は前述の如く遷延せしが、薩軍にあつては豫めその變に備ふべく、第一小隊鈴木武五郎、第二小隊篠原國幹、第三小隊邊見十郎太、第四小隊川村純義、第六小隊市來勘兵衛等凡そ八百人は、御香宮東方及び大手筋を堅め、長軍と協力して京師に入るを防ぐの方略を以てし、第一砲隊^{半小隊}は御香宮東方の丘に陣地を布き、奉行所を下瞰しつゝ時の移るを待てり、幕軍は奉行所を本營とし佐久間近江守、城和泉守等の卒ゆる會藩及び新撰組凡そ七百人、未だ戦備を整ふに至らざりしが、鳥羽に砲聲起るに及び、薩軍先づ此好陣地より大小砲を打ち込みしかば、奉行所は忽ち火を發す、幕軍の混亂に乗じ、直に進撃し一大接戦を演出せり、幕軍また好く戦ひ、容易に退かず、薩軍危地に陥らんとす、報に接して大山彌助巖第二砲隊を卒るて來援し、猛射を加へ激戦數時間、子の刻^{午後十二時}に至り幕軍漸く敗退の色を示し、次第に淀方面に走れり、薩州伏見邸は此時幕軍の攻撃を受けて焼亡せり、

市街戦は伏見奉行所を中心とせしかば、此附近の市街は全く修羅場と化し、南濱京橋方面民家の焼亡多く、且つ至る處白兵戦を演じたり、區域は大手筋以南大阪町南濱通りを主としたり、幕軍側にありては、陸軍奉行佐久間近江守、大澤顯一郎重傷を負ひ、窪田備前守の戦死せるを始め死傷者頗る多く、薩軍に



伏見戦争之圖

ありては、第三小隊小頭市來喜之助、堀矢之助、西藤次郎、平岡彦九郎、加次木清之丞、伊集院金次郎等戦死し、山田忠次郎、二木清次郎、平原喜八郎等其他三十餘名傷き、長軍にありては遊撃隊參謀後藤深造、第二奇兵隊長三浦龍輔、相木岡四郎、宇佐川熊太郎等戦死し、遊撃隊司令宮田半四郎、第二奇兵隊長隊司令末永良太郎、小隊司令相木又兵衛等其他三十餘名負傷せり、三日夜西郷吉之助盛は部下數名を隨へて伏見薩長の陣所に至りて兵卒を慰撫す、

高瀬川堤防の戦

鳥羽方面より退ける幕軍は高瀬川堤に據りまた伏見奉行所を退ける會兵の一部は高瀬川口伏見菊亭倉廩前に屯し、四日曉に至る、薩長土三軍は之を撃退すべく、午前四時頃土州藩隊總督山内軍人兵數十人を卒るて竹田口より進み、長州第二奇兵隊參謀林友幸、同中隊司令鳥尾小彌太等は百餘人を卒るて伏見街道より進み、兩軍は毛利橋に會し、幕軍の疲勞に乘じ、一氣に衝かんとす、時に濛霧咫尺を辨せず、長土の軍已に幕軍の陣中に在りて、敵と相去る數十歩のみ、兩軍こゝに接戦せしが、衆寡敵せず、長土軍は鳥尾小彌太の傷くを始め、死傷續出し全滅の危機に陥りしが、後續部隊の來援により勢を挽回し、漸く之を撃退し、幕軍は淀に向へり、薩軍も此日黎明、市來勸兵衛、野津七二等百餘人を卒るて高瀬川附近の會津軍に當りしが、會兵砲數門を擁してよく戦ひしも、桑名高松軍の敗報に接して意氣沮喪し、支ふる能はずして横大路より淀に走れり、かくて伏見は全く薩長側に歸せり、

征討大將軍進發

前日を以て仁和寺宮嘉彰親王は軍事總裁となられ、四日征討大將軍として錦旗節刀を賜ひ、薩長二藩の兵を卒ひて進發せられ東寺に陣す、官軍大に意氣昂り、鳥羽、淀堤兩方面より進む、淀に據つて兵力を集中し、逆襲に轉せんとせる幕軍も、征討大將軍進發の報に接し、全く戰意を失ひ、大阪に退き、慶喜は海路より江戸に去れり、大日本時代史、錦之御旗、續徳川實紀、御香宮神社史

幕軍潰走す

幕軍側の戦況報告

「幕軍側の戦況報告」
過刻申上候通、今夕刻手配り圖面取調中、先方打掛り、俄に戰爭始り、只今最中、所々放火、何分手配中相始り、意外に手間取困り申候、乍去勝利は無疑候間御安心可被下云、々三日夜五時五分、竹中丹後守

一筆拜呈、然ば伏見鳥羽兩道、五ツ時比、一同大戰爭に相成候處、手負討死も多分有之、伏見之方は桃山を取切候而、上々下江見分、大小砲に而伏見元奉行屋敷を取巻候に付、丹後守殿竹中も大怪我に而京橋詰江引請、諸手を惣轄、終夜大戦闘、兩道共未勝破之儀は不相知、只々寒夜之儀に付、何分幕々數不參候に付今曉丹後守殿、本宮淀江御出に而、軍御評議有之、然る處今日晝後は、疲兵之向は休息のため引上げ候も有之、尤會兵は前夜大戦故疲兵御察し、丹後守殿御差圖に而今朝引揚げ小橋淀に而休息致し居、扱賊兵少々援兵致候儀と察し候哉、大砲小砲連發追々進撃來、鳥羽街道之方、小橋近く進襲、藪之中方雨のごとく連發大丸小橋に飛來候位、一時少しく心配致し候處、會藩奮發に而一出打出し、必至之大苦戰、終に手詰に相成候處、土手下所々江兵を配り置、尤場合を見計、槍を入れ大に闘、突立突伏、暫時之間三十人打取、首引下げ突立大聲に闘を揚追討、大勝利に相成候間、鳥羽街道之賊兵共、大概追詰、此大勝に乗じ候はゞ、獨追討之出來可申處、日も夕景におよび候に付強而追討は不致候「正月四日、瀧川播磨守、保田鉦太郎、岡部三左衛門發」

「幕軍死傷」會藩は八百人之内五百人餘討死手負之由、右之外兵隊役々は別而手負討死夥數、大に苦戰に有之實

伏見市民困窮救助

慶喜大阪に退くや、正月八日小舎人雑色の名に於て、慶喜及び其麾下が闕下を騒がしたる罪狀を擧げ、且つ徳川支配の地所を天領と稱するは言語道斷なるを以て、爾今往古の如く總て天朝の御料に復し眞の天領に歸したる旨を通達し、同時に賊徒と謀を通じ、大義を辨へざる輩は、朝敵同様嚴刑に處すべしと令せられたり、伏見市中取締役所は丹波橋通石屋町勝念寺及び堀詰新顯正寺等に出張所を開き届出を受理し、九日町役人は其筋の命により伏見奉行支配下市民に對し、兵難に會ひて死亡せるもの及び負傷せるものは同日中に丹波橋東詰町方係會所に申出すべき旨を通知せり、又兵亂による町民困窮を思召され、皇室より

救助として大阪町本願寺に於て救米の下附あり、五月二日役所に於ては、上の思召を以て兵燹によりて家屋を焼失せしめたるものに對して一人に付金貳歩宛の救恤金を交附せり大日本時代史、錦之御旗、續徳川實紀御香宮神社史、慶應三年及び明治元年御帳

第九章 維新前後の政令

第一節 慶應三年

徳川慶喜大政奉還の後、諸制乃ち新にして、奉行支配下の伏見町及び廻り八ヶ村葭島新田は、やがて幕府領を離れて、王政の下に置かれたり、慶應三年以降明治元年末に至る政令を見るとき、いかに變轉の急にして、且つ王政維新の意義を一般に徹底せしめられしかを知るに足るものあり、本章は町政編に屬すべきなれど、特に「王政維新編」を飾るため、二年間に於ける主なる政令をこゝに一輯することとせり慶應三年御用留帳、慶應四年(明治元年)御用留帳

山城國內禁裏御賄御料取締

山城國內禁裏御賄御領取締

今般山城國之内

禁裏御賄御領と相成候に付而は別紙之通青山左京太夫本多主膳正松平圖書頭江御取締被_レ仰付一時々見廻り等いたし候間國中のもの共末々迄心得違無_レ之様可_レ仕者也

右之趣山城國中不_レ洩様可_レ被_レ相觸_一

九月

右之趣被_レ仰出候伏見寺社在町へ不_レ洩様可_レ相觸_一もの也

卯九月 主膳主計

青山 左京太夫

西方南北加茂川南者宇治川を堺として紀伊郡宇治郡加茂川水上愛宕郡鞍馬より同郡之内久多庄迄東北とも近江國堺限り持場之事

但洛中者持場之内に無之事

本多 主膳 正

北方東西宇治川並淀川を境として久世郡綴喜郡相樂郡南者大和國境東者伊賀近江共國堺限持場之事

但 前同斷

松平 圖書頭

東方加茂川を堺として南者攝津境山崎淀川を限り乙訓郡葛野郡北者鞍馬より丹波國堺限り持場之事

但 前同斷

禁門警固列

藩江被仰付

禁門警固列藩江被仰付

今度御一新御變革に付而は非常

御手當のため

禁門警固之儀列藩江被_レ仰付兵士戎服之儘にて被_レ召入候得共素より子戈を被_レ爲_レ動候御趣意に而は毛頭無_レ之候以上兼而御洞察之通り彌以平穩之次第に付即今より凡而解兵被_レ仰出候間各安堵致し産業を營へく候且町奉行所之事追々御取調へにて新規御取立之筋も有_レ之候得共即今之處、青山左京太夫本多

主膳正松平圖書頭等へ市中取締之儀被_レ仰付候間訴訟以下右三藩へ可_レ申出候事

一、前文三藩にも先假に是迄町奉行所において萬事取計致候事

一、加藤遠江守加藤能登守松浦肥前守小出伊勢守植村駿河守龜井隱岐守

右六藩へ市中鎮撫のため見廻之儀被_レ仰付候間爲_レ心得申達候事

十二月十三日

右之通被_レ仰出候間洛中洛外山城國江急々相觸候事

十二月十三日

右之通被_レ仰出候に付而は彌以安心致し渡世向差支無_レ之様可_レ被_レ致候以上

卯十二月十五日

年寄

町方取締方

與頭

惣代

朝廷の萬機御裁決沙汰書

朝廷の萬機御裁決沙汰書

徳川内府宇内之形勢を察し政權を奉納候付於

朝廷に萬機御裁決被_レ遊候に付而は天下之公儀を以て衆心と休戚を同し徳川祖先之制度善事良法は其儘

被_レ差置御變更無_レ之候間列藩へ皆

聖意を體し心付候儀者不_レ憚忌諱極言高論して救繩補正に力盡し上勤

王之實効を顯し下民人之心を失はず

皇國をして一地球中に冠絶せしむる様淬勵可_レ致旨沙汰候事

十二月

右之通被_レ仰出候間洛中洛外山城國中に不_レ洩可_レ相觸もの也

十二月二十五日

右之通被_レ仰出候間相觸事

十二月二十五日

小舎人雜色

三藩家來に紛敷者の取締

三藩家來又は中間之者と申於市中に萬一理不盡に口論喧嘩がさつ之振舞押賣等有_レ之候は、其所に留置名前承糺早々可_レ訴出候若見逃相捨置後日相顯おいては其所之役人始可_レ爲_レ越度候尤訴出候は、不_レ及_レ難儀様致し可_レ遣候且又三藩之家來と申成眞偽紛敷もの有_レ之候は、急度可_レ申出候事

十二月

薩州市中見廻の心得書

此度薩州江市中見廻り被_レ仰付候に付別紙之通家來向へ嚴重に被_レ仰渡候間右見廻り人數寄集休息等之節相圖之鳴物等相用可_レ申又は自然狼藉者有_レ之節人數進退馳驅可_レ致是又時宜により發砲は可_レ有_レ之候得共右は全亂暴者取鎮之爲に候得は決而驚動致間敷候若又不_レ取留流言に驚惑致し夫々安心致候様世話いたし可_レ遣且又婦人小供等には兼而右之旨懇に可_レ申諭置事

十二月

三藩家來に紛敷者の取締

薩州市中見廻の心得

薩州より同
家來江被申
波之寫

右之通可相心得事

十二月二十二日

薩州より同家來江被申波之寫

- 一、官方と制聲を掛候方に行逢候節は可成方向を換へ尋に逢兼候は其場に可折敷事
- 一、聚散休息等之合圖者太鼓咀亦口令に而も不苦候事
- 一、下々に對し威を以て凄き候様之儀無之様堅く可相心得事
- 一、休息之場所に而茶煙茶盆等差出候者有之候而も堅く可相斷萬一無據時宜に而面倒相成候方も候は早速成行可申出事
- 一、巡邏中狼藉者等之届有之候は形勢に隨而人數差分向しめ引續き而應援可差出候尤依時宜一隊を以四方取巻候義も可有之候左様候而一手に餘り候は銃鎗又は玉込を用候共可爲時宜次第候

右之通被仰出候に付末々迄も得と可申諭事

十二月廿二日

小舍人雜色

伏見市中混
雜に付取締
出張

伏見市中混雜に付取締出張

伏見市在彼是混雜之趣に相聞候に付取締之儀

朝命を蒙り當地尾州屋敷へ致出張候且諸藩江市中見廻之儀

朝廷より被仰下亂妨者捕押方之御備も相立候間散亂之もの共は何れも居宅へ立歸り生業に可安候

右之趣町中可觸もの也

卯十二月廿五日

市中取締掛り參與

田宮如雲

右之通被仰出候に付而は彌以安心いたし渡世向差支無之様可被致候以上

卯十二月廿五日

町役人

卯歲御用留
帳末尾の日
記

卯歲御用留帳——末尾の日記

編者曰く、慶應三年當卯歲御用留帳末尾に十二月十一日より晦日に至る覺書式の小日誌を附す、

伏見奉行所の混雜を想像せしむ(括弧内の記事は編者の附せるもの)

十一日、武井氏(伏見奉行與力)萬年艸預ケに来る(葭島新田堀井氏方へ)組屋敷追々混雜候由

十四日、京都町奉行大久保高田兩人伏見役所に御入役所之書類焼捨之由

十五日、右御奉行大阪へ御越に付與力同心御供

十六日、當奉行所に眞徴組(所謂新徴組の事か、當時は新撰組と稱したるが舊稱を以てしたるか)押而入組組屋敷役人皆々散亂被致居宅道具も出入方より行付相預り候

(編者曰、この前月十九日夜新撰組隊長近藤勇等同士は伏見奉行所與力横田内藏允の家に押入り暗殺せり、こは同士の後藤大助等巨椋池留場所にて小鳥を撃ちしに對し横田が咎責せるを含みてなり、新撰組の伏見奉行所入りに町民は畏怖する處甚しかりしが二十五日に至り薩藩等の巡邏隊設置さるゝあり漸く安堵せること既記の如し)

十八日、眞徴組當役所に入込に付市中人氣甚よろしからず

大晦日、津田氏(與力)佐々木益之助(同心)熊谷直次郎(同心)右三人眞徴組之内に被居候得共京

都町奉行之調有之に付當宅（堀井氏宅）借りに被_レ參候得共病氣重く（家人に病人あり）堀内村庄屋宅（吉村勘兵衛）方にて假役所に相成萬事致置宅へ呼寄候

第二節 慶應四年—明治元年

當辰歲御用留帳年頭小誌

戊辰年正月戊元日舊冬混雜に付市中淋敷禮式事無_レ之奉行屋敷並組與力同心之宅新撰組立入込

二日 三藩にて大手筋固め

三日 七ツ半時より大變（以下數字虫蝕にて不明）京橋より火之手（以下數字虫蝕にて不明）

四日 朝京橋（以下虫蝕不明）

五日 横大路富（富の森か、以下虫蝕不明）

六日 八幡

七日 橋本

御取締役所觸書

御取締役所觸書

即今不_レ容易_レ形勢に付

輦轂之下は別而火之元大切可_レ致候附而は諸家巡邏被_レ仰付_レ並當役場よりも不_レ絶見廻り差出置候得共猶又町々申合晝夜嚴重自身廻り等いたし怪事も有_レ之候は、早々可_レ申出_レもの也

正月六日

御取締役所

右之通被_レ仰出_レ候に付洛中洛外山城國江中急に相觸候事

正月六日

小舎人雑色

右之通被_レ仰出_レ候以上

町役人

市中御救助米下附觸書

市中御救助米下附觸書

今般兵亂市在人家多く焼失甚難澁之趣被_レ聞食_レ依_レ之從_レ

御所_レ御救米被_レ下置_レ候間其旨篤と相心得老弱共離散之者は早速立戻候様可_レ致候事

御救米被_レ下候場所は大坂町本願寺抱所之管候事

右之趣此表市在々不_レ洩様可_レ相觸_レ候

正月七日

町役人

右之通被_レ仰出_レ候以上

慶喜追討等に關する觸書

慶喜追討等に關する觸書

徳川慶喜天下之形勢やむ事を不_レ得を察し大政返上將軍職辭退奉_レ願候に付其旨聞食候處只大政返上上申のみに而土地人民返上之實功も無_レ之候に付尾越二藩を以御沙汰之次第も有_レ之候處其節於_レ慶喜は奉_レ畏入_レ候得共麾下並會桑之者共承服不_レ仕萬一如何様之事出來候哉も難_レ計候に付取押之儀精々盡力仕居候旨言上に及候間

朝廷に者慶喜誠に恭順罷在儀と被_レ思召_レ是迄之罪者不_レ被_レ爲_レ問列藩上座にも可_レ被_レ仰付_レ哉之處豈はからんや鎮撫之爲にて大阪城中江引取候者元より偽之謀にて去る三日麾下之者を引つれ剩へ前々歸國被_レ仰付_レ候會桑等を先鋒として

闕下を犯し奉同勢現在彼より兵焰を開き候上は慶喜之謀叛明白に相分り候尤始終

朝廷をあさむき奉り候段大逆無道其罪のかれ難く朝廷におるても御宥免被遊候道も絶果やむ事の得させられず御追討被仰出候一度兵端の相開け候上

は速に賊徒誅戮萬民塗炭之苦みをすくなくせられ度

叡慮に候間今般仁和寺宮征討將軍に被仰付候に付而は是迄前後の心得もなく相過或者二心をいたし或

は賊徒に従居候者たり共實に悔悟いたし

朝廷之御用に相立度存込候者は寛大之思召にて御取用ひ可被爲在候且是迄徳川支配いたし候地所を

天領と稱し居候は言語道斷之儀に候此度往古之如く總而

天朝之御料に復し眞の天領に相成候間左様相心得べく候尤此之時にいたり大義を不辨賊徒と謀を通し或者殘黨をかくし置候

者は朝敵同様嚴刑に可被處置候間心得違無之様可致事

右之通被仰出候間洛中洛外江不洩可相觸者也

正月八日

右之通に付相觸候事

正月八日

右之通被仰出候以上

兵難に會ひたる者の取調

此度兵難にあひ相果候者又は鐵砲にあたりけがいたし候者有之候は、名前相認可申出旨被仰付候

小舎人雑色

町役人

兵難に會ひたる者の取調

間其村々不洩様取調有無共今日中に丹波橋東詰町方假會所へ可申出候以上

正月九日

八ヶ村並葭島新田

桃山にて薩州藩の筒凌

明十日於三宇治見山(桃山龍雲寺の東方小丘)薩州藩鐵砲筒凌被致候間市中之もの動搖不致様可被相達もの也

正月九日

右之通被仰出候以上

元奉行役人預り物申出の事

當地元御奉行御組御與力御同心並御家族方借宅又は同居之向且又武器其外御荷物等預り有之候は、心配無之其段明日に書付を以丹波橋東詰町方假會所へ無相違申出可被成候以上

正月十六日

徳川執政中借下金返納の事

徳川執政中役所金之旨にて市在町人百姓共江借下けに相成有之候金銀共今度各可致返納旨被仰出候右者御用途並御窮民御扶助御手當に相成候間來る二月中金穀共御役所へ持參可有之事

但當節難澁に而納難致向も有之候は、無遠慮巨細以書取出願可致候利足銀之儀は一切不及

三上納候事

市中御取締役所
町役人

町役人

元奉行役人の預り物申出の事

桃山にて薩州藩の筒凌

徳川執政中借下金返納の事

右之命被_二仰出_一候間洛中洛不洩様可_二相觸_一候也

正月十七日

金銀取引に
關する觸書

金銀取引に關する觸書

金銀取引並爲替取組等之儀御變革之折柄に付危踏候向有_レ之哉に相聞以之外之事に候御新政之儀は萬事修理相立候様にとの御主意にて自今別而無_二掛念_一是迄之通取引可_レ致候萬一心得違之者も候は_レ御取糺之上御沙汰之罪も可_レ有_レ之候事

二月

右之可被_二仰出_一候間洛中洛外山城國中へ可_二相觸_一者也

二月

右之通被_二仰出_一候以上

二月十日

町役人

諸運上冥加
錢等の取調

諸運上冥加錢等の取調

洛中洛外共是迄元御町奉行其外支配筋へ相納候諸運上冥加錢地料並御用人足等其外些末之事たりとも委細取調書取を以當月中當役所へ可_二差出_一事

二月

市中御取締役所

市中取締役
所改稱

市中御取締役所改稱

市中御取締役所之儀以來京都裁判所と相改候間相心得可_レ申事

三月

右之趣洛中洛外山城國中寺社共早々可_二相觸_一候也

暗殺不止嚴重取締方

暗殺不止嚴重
取締方

近來於_二所々_一暗殺之もの有_レ之候に付而は一同布告にも及置候得共今以相止不_レ申重疊難_二相濟_一次第に付彌以嚴重取締方被_二仰付_一候筈候於_二諸藩_一右様心得違之者は有_レ之間敷候得共即今何方も大勢詰込居候儀に付精々糺方行届候様被_二仰付_一候事

三月

本文取締方之儀裁判所にも被_二仰付_一置候に付承合可_レ被_レ申候事

右之可被_二仰出_一候間洛中洛外山城國中寺社奉行不_レ洩可_二相觸_一者也

伏見役所の改稱

京都裁判所出張

伏見役所

右之通相唱候筈被_二仰出_一候間已來願達類等伏見御役所より相認候様可_レ致候事

一、右に付諸願達類三八之日九時已前年寄指添可_二指上_一候事

但指掛り候事柄は右日並に不_レ抱指上候儀勿論候事

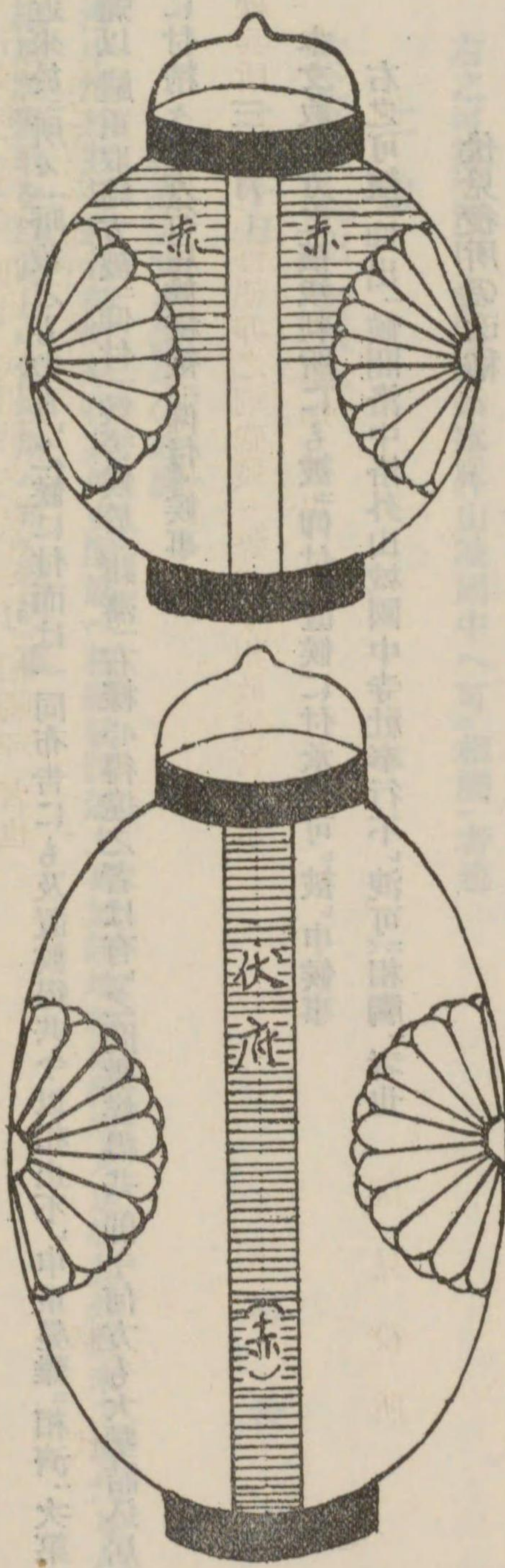
一、願達類半紙に取認可_レ申事

一、家作之類之願並賊難等之届書は二通つゝ可_二差出_一事

伏見役所の
改稱

一、當役所堤灯御目印別紙離形之通候間下において右に紛らはしき印相用申間敷事
 一、一六休日の管候事
 右之趣此表市在可被觸知者也
 三月十七日
 右之通被仰出候以上

雛形目印



伏見役所

惣代

御親征御發途觸書

御親征御發途
 御親征日限御延引之處來る廿一日
 御發途

練兵所に於て毎朝砲發

練兵所に於て毎朝砲發
 練兵所において毎朝卯之刻砲發一聲づゝ相放候管候事
 右之通伏見市在江可觸知者也
 四月朔日

伏見役所

惣代

古今通用金銀銅錢定價

古今通用金銀銅錢定價
 一、慶長金 小判 百兩目方四百七十六匁
 内 金 四百一匁二二六 銀 七十四匁七七四
 此通貨九百五兩一步二朱換
 一、武藏判 右同斷
 一、乾字金 百兩に付目方二百五十目
 内 金 二百十匁〇七三 銀 三十九匁二七

此通貨四百七十五兩二步換

- 一、元祿金 小判 百兩目方二百五十目
- 二、朱 內 金 二百七十三匁〇六三 銀 二百二匁九三七

此通貨六百三十五兩三朱換

- 一、享保金 小判 百兩目方四百七十六匁
- 內 金 四百十三匁〇九六六 銀 六十二匁九三六

此通貨九百二十兩一步二朱換

- 一、古文字金 小判 百兩目方三百五十目
- 內 金 二百三十目 銀 百二十目

此通貨五百二十八匁二步二朱換

- 一、眞字二分判 百兩目方三百五十目
- 內 金 百九十七匁四三五 銀 百五十二匁四六五

此通貨四百六十兩換

- 一、文政金 小判 百兩目方三百五十目
- 右 同斷

- 一、一朱金 百兩目方六百目

內 金 七十二匁三二八七 銀 五百二十七匁六七一三

此通貨二百二十七兩一步三朱換

- 一、草字二分判 百兩金目方三百五十目
- 內 金 百七十匁一一一 銀 百七十八匁八八九

此通貨四百四兩二分換

- 一、古二朱金 百兩目方三百五十目
- 內 金 百二匁六六六六 銀 二百四十七匁三三三三

此通貨二百六十兩三朱換

- 一、五兩判 百兩目方百八十目
- 內 金 百五十一匁七二四 銀 二十八匁二七六

此通貨三百四十二兩一步二朱換

- 一、保字金 小判 百兩目方三百目
- 內 金 百七十匁三二二六 銀 百二十九匁六七七四

此通貨三百九十兩二步一朱換

- 一、正字判 小判 百兩目方二百四十目
- 內 金 百三十六匁二五八一 銀 百三匁七四一九

此通貨三百七十七兩一步換

- 一、安政二分判 百兩目方三百目

内 金 五十八匁六六六 銀 二百四十一匁三三三三

此通貨百六十一兩三匁換

一、元祿大判 一枚目方四十四匁一分

内 金 二十六匁六一五四 銀 十六匁二四七五 銅 一匁二三七

此通貨六十一兩一步三朱換

一、享保大判 一枚目方四十四匁一分

内 金 三十四匁六 銀 七匁九 銅 一匁六分

此通貨七十八兩一步換

一、新大判 一枚目方三十匁

内 金 十一匁 銀 十六匁 銅 三匁

此貨二十六兩二步一朱換

一、寛永鑄錢 代リ廿四文 天保 百文錢一枚ニ付四枚を以換

但當用十二匁

一、寛永銅錢 代リ十二文 同斷ニ付 八枚を以換

但當用六文

一、文久銅錢 代リ十六文 同斷ニ付 六枚を以換

但當通用八文

但し天保百文錢は是迄之如く通用

太政官

大政

御一新に付字内貨幣之定價御吟味之上右古今通用金銀銅錢等別紙之通り被_レ仰出候間支配末々迄不_レ洩様可_レ相觸_レ者也

慶應四辰年閏四月

別紙之通

太政官被_レ仰出候間伏見市在不_レ洩様早々可_レ相觸_レ者也

舌四月十五日

伏見役所

當春燒失の者に金員下賜

一、五月二日當春燒失之者御役所より御召出し候而一人ニ付金貳步宛被_レ下候

右書下_レ左の通り

一、此度大阪へ

行幸被_レ遊當春戰爭之場所燒失之体近く

天覽被_レ爲_レ在別而不便に被_レ思食_レ廣大之御仁惠を以燒失家之者共へ一人ニ付猶又御金二分宛被_レ下候

五月

伏見御役所出張達示

大山彦八

京都府權判事伏見御役所出張被_レ仰付候間爲_レ心得_レ相達候事

五月

當春燒失の者に金員下賜

伏見御役所出張達示

金札發行に
關する通達

一、皇政更始之折柄富國之基礎被_レ爲_レ建度衆議を盡し一時之權法を以金札御製造被_レ仰出_二世上一同之困窮救助被_レ遊度思召に付當辰年より來る辰年迄十三ヶ年之間皇國一同通用可_レ有_レ之御仕法は左之通相心得可_レ申者也

但通用日限之儀者追て可_レ被_レ仰出_二候事

右之通被_レ仰出_二候間末々迄不_レ洩様其向々より早々可_レ相觸_二者也

辰壬四月

太政官

右之通被_レ仰出_二候間伏見市在々不_レ洩様早々可_レ相觸_二者也

閏四月

伏見役所

金札見本掲置の通達

先達て被_レ仰付_二候金札來る十五日より御發行相成候間無_レ滯取交通用可_レ致候尤見本札五品兩替共へ掲置候様被_レ仰付_二候間其旨向々へ不_レ洩様可_レ相觸_二者也

五月

右之趣伏見市在々不_レ洩様早々可_レ相觸_二者也

五月十一日

伏見役所

新聞新報冊子刊行取締

近日新聞新報杯と稱し冊子類陸續刊行大に人心を動搖致候事件も甚以不_レ宜事に候以來者一々太政官

新聞新報冊
子刊行取締

砲聲に紛敷
花火の禁止

日誌司江伺出免許之上刊行可_レ致候事

但官許無_レ之私に刊行賣買致候者有_レ之候得は御吟味之上製本板木共御取上屹度曲事被_レ仰出_二候事
右之通伏見市在へ可_レ相觸_二者也

五月

伏見役所

砲聲に紛敷花火の禁止

納涼之者花火等弄中には砲聲に紛れ候程之ものは御時節柄不_レ可_レ然事に候已來右様之花火堅被_レ禁候條被_レ仰出_二候事

六月

右之通伏見市在へ可_レ相觸_二者也

六月

伏見役所

養老扶持の下賜

今般養老之典擧させられ左之通毎年下賜候事

一、三人扶持 百歳以上之者

一、二人扶持 八十八歳以上之者

右之通被_レ仰出_二候に付山城國中市在寺社共無_レ洩相達候條此旨相心得へく者也

辰七月

京都府

右之者京都府において相觸候に付當地支配中市在寺社共可_レ相觸_二者也

養老扶持の
下賜

伏見役所

惣代

建言書無名

は不採用

右之者被_レ仰出_二候に付來る十六日迄に有無等書付申出可_レ被_レ成候

七月十日

建言書無名は不採用

七月廿八日目安箱江伏見市中働人箇條にいたし建言書差入尤之儀も有_レ之共無名之儀者決而取用ひ申間敷候此程も相觸置候處猶又無名之相認め役所門へ張紙いたし以來無名之書類者燒捨候事

右之趣伏見支配中へ可_レ相觸_二者也

八月三日

伏見役所

御即位御治

定通達

御即位御治定通達

來る廿七日辰刻

御即位被_レ仰出_二候事

八月

來る廿七日辰刻

御即位御治定被_レ仰出_二候に付兩三日中

禁中

大宮等へ參賀之事

但三等官以上參賀自餘諸彦は不_レ及_二參賀_一候事

伏見役所

訴訟其他に
關する心得
布告

御即位御節付御政務御多端之折柄於_二今度_一者雜人拜見之儀被_レ停止_二候事

右之通被_レ仰出_二候間伏見市在へ可_レ觸知_二者也

八月

訴訟其他に關する心得布告

一、訴訟其後公事掛り合等に而當御役場へ罷出候節者總而管易を旨とし無益之手數を相省き候儀肝要に付役方之者附添之儀已來一人に限り其餘附添被_レ差留_一候事

但老年又は病者等に而一人にて介抱難_二相届_一者は格別之事

一、附添相頼候節時刻に依り辨當仕向は勿論に候得共舊習を以て種々無_レ釋振舞等有_レ之小躬之者難澁有_レ之哉に相聞候に付向後饗應がましき儀一切被_レ差留_一候事

一、奇特のものに御賞美有_レ之節其家門限り聊心祝は格別に候得共祝ひ歡と號し多人數相集り無益之入費を掛け小躬之者却而難澁いたし候哉に相聞へ候に付右等之振舞嚴重被_レ差留_一候事

一、訴訟其外願書等差出候節者字面之善惡に不_レ拘其旨趣相分り候得ば宜敷候條能書に相頼み其謝禮等無益之費無_レ之儀可_レ爲_二肝要_一候且又右願書類町村役等之加判無_レ之而者御取揚不_レ相成_一候者勿論之事

一、貸家持之者時々物價之騰貴につれ家賃相増候は自然之事に候得共間々過當之家賃を取小躬之者困窮いたし候哉に相聞江如何之事に候元來借家住居之者十に七八は所帶難澁之者に付可_レ成丈家賃を引下

け町村方とも總而相持救ひ之心得可_レ爲_二肝要_一候事

右之通山城國中に無_レ洩令_二布告_一候條嚴重可_レ相守_二者也

天長佳節奉
祝と注意

天長佳節奉祝と注意
毎年九月二十二日

聖上御誕辰に付天下庶民御嘉節を奉祝候様被_レ仰出_レ就而は戸々職業も休み相應御祝仕夜中軒挑灯差出可_レ申_レ候尤當年は未だ奥州邊戰爭も有_レ之全天下御平定にも不_レ相成_レ事に付強々敷賑合致間敷事
但差向家業により強而相休不_レ申共不_レ苦候事

右之通被_レ仰出_レ候間伏見市在社寺不_レ洩様可_レ相觸_レ者也

九月

伏見役所

諸色高値に
ついで取調

諸色高値に就ての取調

此節諸色高直にて諸民難澁之趣相聞へ候に付而は取調之筋有_レ之に付左之箇條之もの共承知いたし候節
は名前早々目安箱へ訴出可_レ申事

一、諸色不當に買込いたし候もの

一、金札正金に引替多分に取候もの

九月

右之通被_レ仰出_レ候間伏水市在社寺へ無_レ洩様可_レ觸知_レ者也

九月

伏見役所

第四、町政編

緒論

伏見の地始め藤原領に屬し、後皇室御領に入る、伏見庄園が御領中、その重きを致せること史編に於て述ぶるが如し、故に國術の誅求を免れ、長く恩澤に浴せり、秀吉伏見城に居りて天下に令するに至り、政治的的制度漸次備はり、徳川氏政權を掌握するに及び、幕府の直轄するところとなり、伏見奉行之を支配、市街の面目もこゝに至りて改まり、民政制度も亦確立し、以て明治維新に及べり

第一章 明治維新前

第一節 區劃編制

市街の形勢

伏見城竣工とともに形成したる伏見町家は南北兩組に分てり、南組本町に屬するものは、京町自一丁目至四丁目、京町大黒、大阪町、上油掛町、中油掛町、下油掛町、帶刀町、京橋町、車町、搦屋町、南濱町、本鐘木町、本材木町の十六ヶ町、北組本町に屬するものは、京町五丁目、京町六丁目、京町南七丁目、京町北七丁目、京町南八丁目、京町北八丁目、京町九丁目、京町十丁目、山崎町、鍛冶屋町、魚屋町、伊達町の十二ヶ町にして、之を町民市街の端緒となす、次いで漸次荒蕪地を開拓し、又は沼澤を埋立て、大名邸宅の廢棄等によりて、字數を増加せり、徳川氏政權を掌握するや、伏見町は伏見廻り八ヶ村とともに伏見奉行の支配に屬し、中世に至り市街の膨脹とともに、大別して南組百五ヶ町北組百五十ヶ町とし、更に之を各九組に分つ、南組に於ては、本町、古屋、新町筋、材木、京橋島、三栖、直達橋彌助、直達橋權助、六地藏の九組とし

中世にける
區劃

當時の市街
廣表

戸數と人口

天保年間の
編制

北組に於ては、本町、古屋、両替町、墨染、大龜谷、聚樂、高田、坪井、御小人の九組とす、此他に地方付と稱するもの二十七ヶ町あり、天保年間には町數二百六十五ヶ町となり、北組は十二組に分ち、地方付は二十三ヶ町となれり

市街の廣表は北は稻荷附近より、南は向島にわたり、東は六地藏に至り、西は三栖^{現在と}及び竹田に墾す、伏見廻り八ヶ村と雖、殆ど伏見に接續しつゝありしを以て、之を範圍に加ふれば、紀伊郡の東部二帶を占めたり、寶曆年間^(一)に於ける戸數六千二百五十戸、明和年間^(三)に於ける戸數六千二百五十六戸、人口二萬七千四百五十人、天明年間^(四)に於ける戸數七千三百八十二戸、人口三萬三千三百八十五人、天保年間に於ける戸數一萬三千二百八戸、人口四萬九千八百八十人示せり、天保年間に於ける市街の編制は左の如し、^(四) 伏見民政鑑、伏見諸集記、泰平伏見役付鑑

字名	軒數	年寄名
京町一丁目	一	麴屋 三郎兵衛
同 二丁目	一	丹波屋 宗兵衛
同 三丁目	一	讚岐屋 三助
同 四丁目	一	井筒屋 善太郎
京町大黒	三	伊勢屋 清兵衛
魚屋町	三	並 五郎
大阪町	三	才 藏
上油掛	三	糸屋 清兵衛
中油掛	三	大津屋太郎兵衛
下油掛	三	藤屋 仁兵衛
南組本町		
十七ヶ町		
帶屋町	三	兒島屋 市兵衛
京橋町	三	針屋 庄九郎
車町	三	小刀屋 八兵衛
塩屋町	三	生子屋 吉兵衛
南濱町	三	丹波屋 篤平
本鐘木町	三	宇治屋 長四郎
本材木町	三	年行事 灘屋 泰吉
彈正町	三	鮎屋 庄左衛門
平戸町	三	吉兵衛
新中町	元	大阪屋 彌七
西濱町	元	野田屋 宗七
菱屋町	元	日野屋 喜太郎
新町一丁目	元	堺屋 次郎兵衛
同 二丁目	元	灘屋 藤七
同 三丁目	元	大阪屋 次兵衛
同 四丁目	元	八文字屋 甚兵衛
同 五丁目	元	八幡屋 伊右衛門
同 六丁目	元	伊勢屋 太左衛門
同 七丁目	元	清水屋 勘十郎
同 八丁目	元	年行事 茨木屋 佐兵衛
同 九丁目	元	布袋屋 嘉兵衛
同 十丁目	元	鍵屋 六兵衛
同 十一丁目	元	津國屋 長右衛門
同 十二丁目	元	大和屋 傳兵衛
同 十三丁目	元	羽屋 覺次郎
同 十四丁目	元	榎並屋 喜八
表町	元	年行事 鍵屋 彦兵衛
上北濱町	元	油屋 市良右衛門
下北濱町	元	出口屋 作右衛門
上中町	元	越中屋 孫兵衛
下中町	元	板屋 新次郎

字名	軒數	年寄名
豊後橋町	元	檜物屋 勘兵衛
向島橋詰町	元	丹後屋 喜兵衛
同中之町	元	丹後屋 與三兵衛
同下之町	元	百姓 忠右衛門
玄蕃町	元	釜屋 長四郎
常盤町	元	近江屋 七郎兵衛
鍋島町	元	丸屋 藤兵衛
立賣一丁目	元	年行事 花屋 市郎右衛門
同 二丁目	元	近江屋 吉右衛門
同 三丁目	元	八百屋 利兵衛
觀音寺町	元	万屋 九兵衛
新七町	元	丸屋 喜兵衛
讚岐町	元	油屋 清兵衛
道阿彌町	元	花屋 吉兵衛
備後町	元	天王寺屋 忠兵衛
新大黒町	元	百足屋 善兵衛
御堂前町	元	桔梗屋 伊右衛門
伯耆町	元	大ヶ塚屋 久五郎
下大手町	元	毛馬屋 市郎兵衛
村上町	元	年行事 柴屋 長兵衛
周防町	元	板屋 三郎兵衛
丹後町	元	紙屋 治兵衛
柿木濱町	元	鮎屋 七兵衛
東濱町	元	大和屋 長右衛門
南組 古屋組		
二十九ヶ町		
南組 新町筋		
十四ヶ町		
南組 京橋島		
五ヶ町		

材木組
六ヶ町

舛形町	三	鐵屋宗助
界町	三	鐵屋佐助
革屋町	三	木屋新兵衛
過書町	三	竹野屋市右衛門
山崎町	三	山城屋忠右衛門
三栖半町	三	年行事屋忠右衛門
三栖一丁目	三	百姓平兵衛
同二丁目	三	百姓久右衛門
同三丁目	三	山屋次兵衛
同四丁目	三	百姓吉郎兵衛
同五丁目	三	百姓清兵衛
同向町	三	山崎屋善兵衛

三栖組
六ヶ町

直造橋片町	元	竹屋喜兵衛
同南一丁目	三	高島屋清吉
同北一丁目	三	百姓重兵衛
同北二丁目	三	年行事屋太兵衛
同三丁目	三	津國屋平兵衛
直造橋四丁目	三	茨木屋善五郎
同五丁目	三	籠屋太右衛門
同六丁目	三	柴屋太四郎
同七丁目	三	米屋忠八
同八丁目	三	紀國屋市兵衛

彌助組
五ヶ町

同北八丁目	三	源藏
同九丁目	三	近江屋喜兵衛
同十丁目	三	信次屋市兵衛
鍛冶屋町	三	醒醐屋忠兵衛
魚屋町	三	泉屋市右衛門
山崎町	三	大津屋喜兵衛
伊達町	三	森口屋半右衛門

權助組
八ヶ町

同北八丁目	三	源藏
同九丁目	三	近江屋喜兵衛
同十丁目	三	信次屋市兵衛
鍛冶屋町	三	醒醐屋忠兵衛
魚屋町	三	泉屋市右衛門
山崎町	三	大津屋喜兵衛
伊達町	三	森口屋半右衛門

北組本町
十二ヶ町

同北八丁目	三	源藏
同九丁目	三	近江屋喜兵衛
同十丁目	三	信次屋市兵衛
鍛冶屋町	三	醒醐屋忠兵衛
魚屋町	三	泉屋市右衛門
山崎町	三	大津屋喜兵衛
伊達町	三	森口屋半右衛門

兩替町筋
十五ヶ町

同北八丁目	三	源藏
同九丁目	三	近江屋喜兵衛
同十丁目	三	信次屋市兵衛
鍛冶屋町	三	醒醐屋忠兵衛
魚屋町	三	泉屋市右衛門
山崎町	三	大津屋喜兵衛
伊達町	三	森口屋半右衛門

同北八丁目
同九丁目
同十丁目
同十一丁目
同十二丁目
同十三丁目
同十四丁目
同十五丁目

二四四

六地藏組
十四ヶ町

同九丁目	三	土器屋平右衛門
同十丁目	三	伏見屋文四郎
同十一丁目	三	百姓甚四郎
新町	三	砂屋庄次郎
大津町	三	笠屋喜兵衛
西町	三	百姓七兵衛
東町	三	柴屋九右衛門
見附町	三	新屋定次郎
中島町	三	高井屋伊八
同一丁目	三	年行事井筒屋五兵衛
札之辻町	三	米屋與兵衛
茶屋町	三	同
畑町	三	米屋吉兵衛
石田町	三	百姓文右衛門
柿木町	三	醒醐屋七右衛門
柴屋町	三	年寄代源藏
同紺屋町	三	藤助
京町五丁目	三	年行事綿屋權兵衛
同六丁目	三	伊勢屋次兵衛
同南七丁目	三	丹波屋仁兵衛
同北七丁目	三	大石屋磯右衛門
同南八丁目	三	見習茂三郎

同九丁目
同十丁目
同十一丁目
新町
大津町
西町
東町
見附町
中島町
同一丁目
札之辻町
茶屋町
畑町
石田町
柿木町
柴屋町
同紺屋町
京町五丁目
同六丁目
同南七丁目
同北七丁目
同南八丁目

墨染組
十一ヶ町

南鑪屋町	三	津國屋卯兵衛
北鑪屋町	三	年行事鷄冠井屋次兵衛
舛屋町	三	竹田屋儀右衛門
墨染横町	三	伊勢屋彌右衛門
山村町	三	百姓四郎兵衛
鑪屋町	三	澁屋忠兵衛
南蓮池町	三	百姓庄兵衛
北蓮池町	三	樽屋太兵衛
七瀬川町	三	年行事金右衛門
寺内町	三	百姓太郎兵衛
飯食町	三	大阪屋四郎兵衛
八丁目横町	三	久我屋傳兵衛
堀之上丁	三	万屋治郎兵衛
惠美須町	三	竹屋九兵衛
勘助丁	三	百姓善兵衛
七拾軒丁	三	百姓善兵衛
松下丁	三	同
出雲丁	三	同
樋之上丁	三	年行事善兵衛
最上町	三	伊賀屋太郎兵衛
墨染七軒町	三	大黒屋和助
京町北新町	三	年行事中野屋與兵衛
同南新町	三	竹屋藤兵衛

北古家組
九ヶ町

南鑪屋町	三	津國屋卯兵衛
北鑪屋町	三	年行事鷄冠井屋次兵衛
舛屋町	三	竹田屋儀右衛門
墨染横町	三	伊勢屋彌右衛門
山村町	三	百姓四郎兵衛
鑪屋町	三	澁屋忠兵衛
南蓮池町	三	百姓庄兵衛
北蓮池町	三	樽屋太兵衛
七瀬川町	三	年行事金右衛門
寺内町	三	百姓太郎兵衛
飯食町	三	大阪屋四郎兵衛
八丁目横町	三	久我屋傳兵衛
堀之上丁	三	万屋治郎兵衛
惠美須町	三	竹屋九兵衛
勘助丁	三	百姓善兵衛
七拾軒丁	三	百姓善兵衛
松下丁	三	同
出雲丁	三	同
樋之上丁	三	年行事善兵衛
最上町	三	伊賀屋太郎兵衛
墨染七軒町	三	大黒屋和助
京町北新町	三	年行事中野屋與兵衛
同南新町	三	竹屋藤兵衛

二四五

同九丁目
同十丁目
同十一丁目
新町
大津町
西町
東町
見附町
中島町
同一丁目
札之辻町
茶屋町
畑町
石田町
柿木町
柴屋町
同紺屋町
京町五丁目
同六丁目
同南七丁目
同北七丁目
同南八丁目

北古家南

新町組
六ヶ町
支蕃丁
十九軒町
極樂町

稻荷組

三ヶ町
御前丁
中之丁
榎木橋丁

内北古家組

六ヶ町

今町
竹中丁
下板橋二丁目
御駕籠町
指物町
紙子屋丁
大津町一丁目
越前町
風呂屋町
坂口丁
千本丁
舛屋町
南寺町
中寺町
北寺町
大谷丁

大龜谷組

十三ヶ町

三 竹屋伊右衛門
六 大黒屋新兵衛
三 米屋平兵衛
三 寢覺屋長兵衛
三 丹波屋卯兵衛
三 二文字屋伊兵衛
三 荻木屋平右衛門
三 荻木屋甚助
三 伊勢屋甚助
三 鋸屋清兵衛
三 柴屋太兵衛
三 柏屋次郎兵衛
三 天王寺屋市良兵衛
三 善兵衛
三 甚兵衛
三 市左衛門
三 甚助
三 彌兵衛
三 善右衛門
三 左衛門
三 長五郎
三 松之助

北聚樂組

四十二ヶ町

成ル町
松屋丁
大津町
聚樂一丁目
濱側丁
土橋丁
城通丁
大宮六丁目
南尼崎丁
北尼崎丁
米屋町
風呂屋町
石屋丁
丹波橋丁
小豆屋町
清水町
大和町
朱雀二丁目
鍛冶屋町
大文字丁
白銀町
榎木町
升屋丁
三 羽屋勘兵衛
三 天河屋市左衛門
三 吹田屋忠兵衛
三 万屋良助
三 伊賀屋勘兵衛
三 荻木屋五郎兵衛
三 車屋五郎右衛門
三 江戸屋清七
三 余島屋八郎兵衛
三 近江屋太兵衛
三 荻木屋權兵衛
三 柴屋善兵衛
三 大黒屋熊次郎
三 荻木屋三郎兵衛
三 木屋次郎左衛門
三 津國屋勘兵衛
三 大和屋宇八
三 大和屋七郎兵衛
三 近江屋宗兵衛
三 丹後屋徳兵衛
三 米屋七兵衛
三 津國屋喜右衛門
三 河内屋善兵衛

高田組

十八ヶ町

鍵屋町
住吉丁
飛越丁
土橋丁
奈良屋丁
上西新町
下西新町
上夷町
下夷町
黒茶屋町
菱屋町
加賀屋丁
神泉苑丁
海老屋丁
久米丁
西八丁目
等安町
西尼崎丁
東尼崎丁
堺町
吳服町
堀詰新町
中丁
三 津國屋市兵衛
九 津國屋小右衛門
四 福島屋九郎兵衛
三 綿屋嘉七
三 百姓與兵衛
三 百姓市良兵衛
三 百姓源左衛門
三 同
三 万屋伊兵衛
三 米屋利兵衛
三 富田屋與惣兵衛
三 近江屋庄兵衛
三 荻木屋權兵衛
三 森口屋槌兵衛
三 柴屋七兵衛
三 笠置屋與兵衛
三 木地屋庄太夫
三 木屋六兵衛
三 木屋治兵衛
三 輪屋六左衛門
三 木屋儀兵衛
三 竹屋次郎兵衛

二四七

二四六

久寶寺丁
谷口町
鳥居崎町
上板橋丁
住吉丁
越前町
菱屋町
厂金丁
鳥羽町
神泉苑丁
菊屋町
朱雀四丁目
樽屋町七丁目
朱雀一丁目
西八丁目
東八丁目
西大黒町
東大黒町
海老屋丁
久米町
聚樂町
田嶋丁
聚樂二丁目
六 筆屋仁兵衛
九 五兵衛
九 伊賀屋庄右衛門
三 扣年行事
三 糺屋仁右衛門
三 西岡屋小八
三 津國屋源藏
三 近江屋庄兵衛
三 河内屋藤兵衛
三 美濃屋又七
三 堺屋勘三郎
三 河内屋次郎兵衛
三 能登屋喜兵衛
三 津國屋孫兵衛
三 西岡屋吉五郎
三 美濃屋作右衛門
三 木屋安兵衛
三 津國屋藤兵衛
三 久我屋久左衛門
三 近江屋傳兵衛
三 津國屋嘉兵衛
三 車屋九兵衛
三 近江屋安兵衛
三 八百屋市右衛門

坪井組
十六ヶ町

上南部丁	元 丹波屋 嘉兵衛
下南部丁	二 山科屋 久兵衛
大文字丁	三 井筒屋 嘉兵衛
惠美須町	六 山城屋 源七
八幡丁	三 阿波屋 彌兵衛
杉本丁	三 地黃煎屋 茂兵衛
帶屋丁	八 伊勢屋 吉兵衛
塩屋町	七 扣年行事 六兵衛
菱屋町	六 坪井右衛門取持
地方柳町	一 大松屋辰右衛門

地方附町

上風呂屋町	三 井筒屋半右衛門
下風呂屋町	花屋 長五郎
南裏町	七 万屋 七七
片原町	九 池田屋 嘉兵衛
江戶町自一丁目	江戶町半丁
江戶町至二丁目	江戶町四分一、立石前丁、清水谷、伏見坂、峠敦賀町、宮谷町、山新町、笹屋町、櫻町、六休町、五郎太町、三軒屋、三栖六軒町、御香宮門前丁、三栖金井戸丁、牢之町、中書島、向島茅屋町、(以上家数二九二)

御小人組
十ヶ町

東町	五 鳥羽屋 忠兵衛
東町東組	河内屋 伊兵衛
西町	三 津國屋源右衛門
肥後町	四 津國屋仁右衛門
紺屋町	五 木屋 嘉兵衛
鷹匠町	六 笹屋 平七

伏見廻八ヶ村

堀内村、景勝村、毛利治部村、三栖村、六地藏村、大龜谷、向島村、深草村

註(一) 「伏見の境域」

山城名勝志、伏見、東限木幡六地藏、南限宇治川末、西限三栖芹川、北限深草里、今伏見東迄六地藏町、屬紀伊郡、隔櫃河東六地藏村木幡村宇治郡也云々、(寶永二年刊行紀元二二六五)
山城名跡巡行志、伏見、四至昔與今有相違、如昔東限城山半、南宇治河、西限三栖竹田界、北限深草、此界有三、堀爲境、一云今上板橋通古深草境也、如今東限八科峠古御香界内日向山六地藏、南限宇治河南向島中書島向町三栖堤渡界、西限三栖竹田界、北東福寺下榎橋以下町々皆云伏見、大龜谷郷今云伏見、今稱深草處極樂寺田谷僧房三村瓦町是云深

草、(寶歷四年刊行紀元二四一四)

- 註(一) 山城名跡巡行志所載
- 註(二) 明和年間の數字は紀伊郡町村調査誌料によれり、「溫知柳營秘鑑」に「伏見町數寺社數馬車數牛數」を記載せるも調査年月不詳なり、町數並に人數左の如し、
- 一、伏見惣町數二百六十三町 内伏見町二百四十八町、六地藏町十五町
- 一、惣屋數六千二百五十六軒 内伏見屋數五千九百二十軒、六地藏屋數三百三十六軒
- 一、人數二万五千二百四十九人 内男一万三千五百九十一人、女一万一千六百五十八人
- 註(四) 泰平伏見役付鑑所載(天保十二年改正刊行紀元二五〇一)
- 註(五) 表中の軒數は「伏見諸集記」に載せられたる「伏見南北町數並家數付」を以てせり、調査年月を附せざるも明和安永時代なるもの、如く、家數合計六千二百五十六軒とあり、天保十二年現在とは、年代に於て相違し、町字數も多少相違あるも参考のために掲ぐ、

第二節 領地石高年貢賦課

伏見御領の年貢
國衙の容喙を許さず
廻り八ヶ村の石高

伏見は平安朝時代、一大庄園を爲し、藤原領たりしが、後白河院以來長講堂領に屬し、持明院統の皇室御料となる皇室御領參照 應永十四年三月院廳官前筑後守益直注進の長講目錄によれば、「伏見御領の年貢米二百石、宇治布十段」とあり、初め後白河法皇長講堂起請を定め給ふや、庄園に就ては「右庄々、或多年領掌之地、或往古不輸之領、尋搜子細、寄附佛閣、以其地利定宛寺用、向後牢籠、大小國役、永可隨停止之由可被下官符、若奸濫貪吏有妨遏者、言上公家、宜令科處、云々」と御庇護あらせられたれば、伏見庄園も國衙の容喙を許さず、隨つてその誅求を脱したり、豊臣氏時代に於ける領地年貢等に關する状態は不明なるが、徳川氏に至りては、已にその直轄地に屬せるが故に、皇室御領との關係を離れ、伏見廻り八ヶ村も、檢地によりて幕府に上納せり、八ヶ村の石高は古檢三千九百七石二斗七升六合、寛永二年伏見奉行小堀遠

江守檢地石高新檢四千三百六石六升四合、延寶六年奉行仙石因幡守時代、石川主殿頭檢地四千三百三十八石五升一合となれり、爾後檢地により石高に移動あり、安永八年に於ける八ヶ村の地高は五千百十九石五斗六升三合葎島新田に合すにして左の如し

堀内村	千五百一石二斗七合	庄屋 勘兵衛
向鳥村	六百四石六斗四升四合	同 小平次
六地藏村	五百十二石九斗七升三合	同 吉兵衛
三栖村	百二十二石二斗一升八合	同 嘉右衛門
毛利治部村	四百七十九石二斗八升九合	同 久右衛門
景勝村	二百六十五石六斗一合	同 人
大龜谷村	四百五十二石七升五合	同 吉左衛門
深草村	五百七十七石二斗六升八合	同 忠左衛門
葎島新田	六百四石二斗一升八合	庄屋 長藏

景勝村は上杉景勝、毛利輝元兩侯の邸宅ありしが、其後村落となり寛永二年檢地景勝毛利治部の兩村となり、延寶元年より廻り八ヶ村に入る、葎島新田は元沼澤又は葎蒲鬱蒼たる地たりしが、堀井長田(江州西坂本の人)享保七年より開墾し、同十四年阪本より家を移し、十八年檢地を受け葎島新田の稱を用ゆ、開墾の際は京都代官の支配たりしが、享保十四年より伏見奉行の支配となれり、

(三) 天保十二年調によれば左の如し

堀内村	高千五百三石八斗四升三合	庄屋 彌兵衛
田畑反別合	百三十九町六反八畝十二步	

深草村	五百七十七石五斗五升六合	同 源兵衛
大龜谷村	四百五十三石八斗二升八合	同 治三郎
毛利治部村	四百七十九石二斗八升九合	同 八右衛門
景勝村	二百六十五石六斗一合	同 人
向鳥村	六百六石一斗四升	同 十三郎
六地藏村	五百十三石四斗九升五合	同 宗次郎
三栖村	百二十二石二斗一升八合	年寄預り 七右衛門
御料 葎島新田	六百四十四石七斗九合	庄屋 長藏
	百三十三町九反八畝十五步	

上納せしむる年貢は毎年收穫期に於て其豊凶状態を巡視し、十一月初め頃に免狀を發し其割付を定むるを例とし、免狀を受取りたる庄屋は直に年寄百姓總代を招致し、協議の上收穫高に割付して、十一月中旬より十二月下旬迄に皆納す、翌年に亘る然して上納は米納又は金納を以てし、未納者に對しては嚴重なる處分を行へり、天明八年貯夫食圍籾の令あり、伏見廻り八ヶ村は伏見町に貯倉を設く(尾張屋敷、肥後屋敷、紀州屋敷)、御藏米と稱し、他を御倉と稱す、年々一人に付二合づゝを貯へ、新穀收穫期に際し、新穀と交

伏見は正租を免す

諸課役と運上

高掛物

國役銀

換し、其年の分を増貯し奉行所に報告せり、後文政天保の頃に至り、其積立率を改めて、石高に應じ五斗乃至七斗を貯へ凶作には貯増を爲さず、貯藏糧の下渡を受けり、明治四年京都府令規則の發布により之を解く伏見町には石高なし、徳川時代に於ては都府市街屋敷等の宅地に對し、地子を徴収したるが、伏見は之を免除せらる、京都の地子が織田信長以來一説には明智光秀免除されたと相同じかりしが、徳川家光寛永三年上洛に際し、大阪、堺、奈良等の地子錢を免ぜしが、伏見に對しては何等の沙汰なかりしは、已に免除されつゝありしを知るべし、伏見鑑には「天正壬午(十年)京都伏見明智日向守地代赦免」と記し、高臺寺日記にも「天正十年六月明智光秀京都の地子錢免除」の事見ゆ、

村落にありては小物成あり、市街にありては、諸仲間^{長講堂領考、信長記、翁草、徳川實紀}に對し火役を命じ、又運上冥加を徴し經濟編又課役國役金の賦課あり、この外伏見に於ては淀川伏見入津船舶より石錢を取立て經濟編この内より年々銀五百貫目後に一貫五、諸雜役概略左の如し、伏見鑑、伏見民政誌、日本財政史

(一)、高掛物 御藏前入用銀高百石に付十五匁、御傳馬借宿入用米高百石に付六升、六尺給米高百石に付二斗、毎年十二月二十二日年貢代銀の率を以て奉行所に納付す、年貢を物成と稱し、以外の雜役を小物成と稱す、藏前、傳馬、六尺は三役又は高掛物と稱す

(二)、國役銀 城州、河州、攝州、和州、大川筋修繕入用銀十分の九(十分の一は幕府支出)京都御所二條城修繕入用繩俵代として、又京都御所炎上に際し、跡搔人足賃、大阪城内鐵砲合藥入用、宮堂方老中所司代二條城番頭等京都出發に際し、大津宿迄附出し人馬京都定數不足の分に對する臨時雇入賃錢等の名目に於て課せられたり國役とは堤川を修理し、或は外使來聘、日光法會、堂上諸費等の如き、國を定めて石高に賦課するものを云ふ、其課率一定せず

御城山人足

助郷人足

水鳥運上

漁師運上

葭上銀

天領

事の大小、費用の多寡に從つて之を課す、是れ徳川氏課役の法たり「大日本租稅志」

(三) 御城山人足 官林樹木調又は雜木、林木、竹材等伐採の爲め、奉行所より掛役人出張の際使役せらるゝ夫にして、扶持米請取書は御城山證文と證し、村役連署を以て差出せり、使役賃錢不足の場合には村費を以て補充す

(四) 助郷人足 朝鮮來聘使來朝の際伏見傳馬所定傭人馬不足の場合補助の爲め使役せらるゝ人夫及び淀川筋上り舟綱引のため使役する綱引人夫又大和口六地藏傳馬所定傭人足として使役するもの等の費用を負擔す

(五) 水鳥運上 明和三年以來、向島村、三栖村、六地藏村より銀五百八十七匁五分を納む、内五十八匁七分は必ず當銀に限り、別に口銀と稱し百目に付三匁の率を以て十七匁六分二厘五毛を納めた

(六) 漁師運上 大池巨椋池 漁業權は松平下野守支配時代、伏見彈正町、平戸町、三栖村、向島村及び久世郡一口村、小倉村の漁師に差し許し、其證として鑑札二十六枚を下附す、其冥加として一枚に付一ヶ年鯉二本を運上し、享保三年より銀二匁五分づゝ上納する事と定められ都合六十五匁となれり、

(七) 葭上銀 官有地に繁茂せる葭蒲刈取の許を受け請負者より上納するもの、葭上納銀二貫八百目餘、蒲上銀二百三十目餘なりき

註(一) 伏見及び廻り八ヶ村は天領と稱す、天領とは「江戸幕府直轄の領地に對して、下民の稱せるもの、正しくは天料と稱す、江戸、大阪、駿府、伏見、奈良、堺、山田、佐渡、浦賀、下田、箱館、神奈川、新潟、兵庫

等重要の土地は、町奉行の綜轄するところを本管地と爲す、此外御預り所と稱する附管地あり、即ち幕領の内
便宜上諸藩又は各地の奉行に分轄せしめたる處をいふ、たとへば伏見奉行が山城の地五千餘石を預り(中略)た
るが如し(國史大辭典)

註(二) 伏見鑑所載による、
註(三) 泰平伏見役付鑑による

また日本財政經濟史料所收「天保十二年按書帳」による伏見附御料、内藤豊後守分左の如し

高八千七百七十一石四合

銀百二貫九百七十三匁六分六毛

米九十二石七斗二升四合六勺五戈

右渡分

米四斗三升六勺五才

米二石四斗六升一合

米二十四石二斗一升四合

米三石四斗一升五合

渡合米三十石五斗二升七勺五才

殘 銀百二貫九百七十三匁六分六毛

米六十二石二斗四合

註(四) 年貢割付寫

山城國伏見廻り景勝村當部御年貢割付之事

一、高二百六十五石六斗一合

内 二斗八升

殘二百六十五石三斗二升一合

此取六十四石九斗一升

田畑屋敷

地ナシ

毛 附

高二ツ四分四厘四毛

内毛附二ツ四分四厘六毛餘

但石代銀八十匁八分一厘三毛

譯

二百四十九石八斗一合

此取五十七石三斗四升四合

六斗一升六合

此取一斗九升八合

十三石一斗四升四合

此取六石一斗七升八合

一石七斗六升

此取一石一斗九升

外

一米一斗五升九合

一米五斗三升一合

一銀三十九匁八分四厘

右之通當部御年貢相究之間村中総百姓立會無甲乙致免割來る極月十日以前急度可令皆濟者也

安政二乙卯年十一月

豊 後 景勝村、庄屋、年寄、總百姓

山城國伏見廻り毛利治部村當部御年貢割付之事

一高四百七十九石二斗八升九合

内 二石七斗一升一合

殘四百七十六石五斗七升八合

田 畑

井 路敷

毛 附

此取百二石九斗八升五合
 内毛附二ツ一分六厘一毛内
 但石代銀八十一匁八分一厘三毛
 譯
 四百七十六石五斗七升八合
 此取百二石九斗八升五合
 外
 一米二斗八升八合
 一米九斗五升九合
 一銀七十一匁八分九厘四毛
 右之通當部御年貢宛之間村中総百姓立會無甲乙致免割來る極月十日以前急度可令皆濟者也
 安政二乙卯年十一月
 豊 後 印
 毛利治部村、庄屋、年寄、総百姓

第三節 町村經費

德川中世に於ける伏見町の經費は、町方入費と一町限りの費用に二別せられたり、左の如し
 「町方入費」
 總年寄年頭江戸下向入用
 同 臨時江戸下向入用
 傳馬所人馬助成錢入用
 南北年寄渡し銀

伏見町の經費
町方經費

年頭八朔御禮入用
 與頭紋料同禮銀禮錢
 總代役料並に筆紙墨、蠟燭、辨當料、提灯張替代
 鐘撞料、長建寺、御香宮ニヶ所にて平常時を報じ非常の時出火を報す
 筆耕料町方諸用
 人足賃會所諸用其他共
 火防人足世話料
 火防纏持足留料
 御奉行所暑寒伺入用
 宗旨改掛り役へ挨拶並に宗旨帳箱代
 御宿泊御勅使等往復宿泊の節繼立人足賄
 奉行所構内破損所取繕費
 奉行所構内不斷掃除人足賃
 行刑の節刀磨賃
 無宿者牢死の節取方付費
 笞杖筭筵代
 行刑小屋掛番人の費用
 伏見市街四方黒門建設修繕費
 諸橋架設並に修繕費
 京橋高札掲示場建設同修繕費
 三橋出水の節建設の高張提灯張替料

「一町限りの費用」

- 年寄袴摺入用
- 旅行人斃死費
- 捨子養育費
- 道路溝破損入用
- 諸勸化入用
- 會所建設並に修繕費
- 神事入用（御千度入用、地藏會入用、御火焚入用）
- 社内賑ひ費

如上の諸費は幾何を要したるや不明なり、總年寄年頭江戸下向に際する一人の路銀は金二十兩づゝにして、献上物入費は別とし、何れも町方負擔す、年頭八朔御禮は仙石因幡守奉行時代寛文九年より天和元年より之を行へり、之等經費の割付は、總年寄年頭江戸下向入用並に臨時下向入用にありては、毎年十一月中全市を上中下の三等に分ち徴収し、臨時にかゝる分は其都度に賦課徴収す、この二項を臨時三段割と稱せり、傳馬所人馬助成錢は弘化年間より年々二月八月の兩度に市中軒役とし、上中下に分ち徴せり、此三項は別途の徴収にして、市中一般の軒役集錢に關せざるものなり、定式入用にかゝる分は、市中一般の軒役に割當つるか、若しくは人口割となし、一町限りの分は軒役に割當てたり、雜收入としては淀川筋より伏見へ入津する諸船より石錢(二)を徴するあり、その額一ヶ年凡二千貫文にして、之を以て淀川筋、木津川筋の川浚費に充當し、餘剰は市中一般の費用の補助となせり

一町限り經費

經費の割付徴収

一町限りの雜收入は

家屋賣買の分一金或は二十分の一

- 婚禮振舞料
- 後妻婚禮振舞料
- 養子振舞料
- 祝筵祝儀
- 諸役不動料
- 元服祝儀
- 顔見せ祝儀
- 名替祝儀
- 法體祝儀

等にして右收入金を以て其町一般の入費に充て、或は非常入費の手當として積立て、或は各軒役割に配與せり、又之等經費の支拂方法に關しては、市中一般にかゝる入費は總年寄或は町方取締に於て仕拂ひ、其筋組にかゝる費用は、年行事或は組頭より、各町限りの分は、町年寄より仕拂へり、仕拂期日は別に定めず、町入費の收支等を評定するものは、南北年寄、町方取締、年行事等にして、其評定に關しては別に制定なく、又評定に對する定員數はなかりき

土木に關する經費は、公議支出と町支出及び角倉氏の支出に三分せらる、宇治川筋の大池縁、堤防並に田畑園及び官道橋梁伏樋、井路は官費より支辨せられ、高瀬川に架せられたる橋梁はすべて角倉氏より、其他は町村費を以て爲せり、
豊後橋、肥後橋、京橋、六地藏橋、直違橋、常圓寺橋、稻荷中ノ町石橋、稻荷榎橋石橋、御船入石橋、土橋石樋
は公儀支出則ち官費に於て修繕若しくは架替をなす

土木に關する事項

平戸橋、阿波橋、毛利橋、下板橋、丹波橋

平戸橋は中古まで官民費を以てせり、同橋附近に行刑場ありしを以て、工事材木入費補助は、御城山松木御廣間銀を以て充用せられ、其他の費用人足等は市中一般の負擔たりしが、行刑場を葭島新田字豆田島へ移轉せる後民費支辨となれり、阿波橋以下の各橋は從來民費を以てし、架替の際は公儀橋架替の古材を下附さるゝ慣例なりしが、古材下附に伴ふ役人に對する挨拶逐次増加せると修繕費の多額に上るに堪へず、爾後土橋に變更し、其費用は橋本町より左を頭とし、右を其次とし、漸次杉樹型に賦課す、之を杉割と稱せり、

大龜谷谷口橋、伊達町石橋、立賣町石橋、笠橋石樋、鍵屋町石橋、新町十四丁目石橋

右橋梁架替の際は、御城山附近の木竹石等を下附せられ、其他の費用は市中一般の負擔とせり、

藤ノ森玄蕃町石橋、竹田樋土橋

右橋梁架替の際は、御城山附近の松木を下附せられ、其以外の費用人足は車仲間より支辨せり、

御舟入土橋、江戸町土橋

右橋梁架替に際しては、御城山附近松木葉竹を下附せられ、其他諸入費人足は堀内村地方中より支辨せり

七瀬川橋

右橋梁架替は有志金を募つて之に充當し、不足を生じたる時は、橋元各町より順次賦課支辨せり、

今富橋、蓬萊橋

右橋梁は中書島遊廓に於て負擔せり、

高橋、丹波橋、彌左衛門橋、大信寺橋、宇左衛門橋、四郎右衛門橋、極樂橋、久左衛門橋

以上高瀬川筋の橋梁にして何れも角倉氏に於て支辨せり、

長言寺橋、砂川橋、野田橋、大津町石橋、東町石橋、見附町石橋、中島町埋樋、中島町二丁目土橋、中島町一丁目東方土橋、札辻町土橋、茶屋町土橋、東町土橋、柿木町石橋、坂口町石橋、千本町石橋、中寺町石橋、山中土橋、鍵屋町石橋、

右は何れも民費にして、多く其橋元各町より負擔す、上板橋、津知橋の町名ありと雖も、當時外堀なりしを以て橋梁なし、

淀川筋、木津川筋の川凌へ、道路修繕、溝凌へ並に修繕

之等の工事は、其筋組に關するものは、年行事與頭其都度出張監督し、大工、手傳等は當該役人の見込を以て雇入れ、又は入札を以て定めたり、川凌へは年行事、川凌へ助勤方之を監督し、其工事の箇所施行の時は定むる事なし、道路溝普請は、すべて其各町に於て年寄之を管理し監督すること前と同じきも、軒役を有するもの一分々々により其戸前の道路並に溝渠の修繕をなすものもありき、

伏見廻り八ヶ村に於ける一村限りの入用は左の如し

檢見入用

御年貢入用

村方寄合入用

國役入用

夫役人足入用

村番人入用

村役人事務諸雜費入用

廻り八ヶ村
經費

歩行給料

庄屋、年寄、百姓、代筆料給料

道路修繕入用

井堰井路筋入用

火防水防入用

雨乞入用

捨子、行旋病人、死亡入入用

諸勤代及び合力入用

神事入用

氏神御千度入用

八ヶ村葭島新田聯合事務取扱入用

八ヶ村葭島新田聯合の入用は、總て八ヶ村葭島新田總高に割當て、七月十二日、十二月二十八日各村より事務所に差出すものとす、井堰、井路筋入用は、其水路にかゝる土地の高割又は反別割を以て時々賦課徴収す、但し景勝及び毛利治部村に限り、一村の總高割とせり、其他諸入費は各村に於て之を爲し、雜收入となるべきものなし、村入用の仕拂は毎年七月十二月に於て、庄屋、年寄、百姓代立會の下に爲し、收支の評定は庄屋、年寄、百姓代及頭百姓評定人たるも、人員に定めなし、収入は各村共高一石に附加すべき定率あり、毎年十二月年貢取立に際し、石高に割當て徴収し、翌年免割の際、村役頭百姓立會精算するを例とす、而して過不足ありと雖、追徴還附を爲さず、翌年に繰越し又は融通し、臨時にかゝる分は其都度集會協議の上徴収せり、聯合入用の通常にかゝる分は各村庄屋、年寄立會にて支拂ひ、収入は各村高割を以てす、臨時にかゝる分は各村役人集會評議を爲し、各村にては頭百姓に談じ決定を爲すを例とせり

紀伊郡町誌、伏見民政誌、伏見諸集記、吟味一件略抄、

註(一) 「献上物年頭御禮」

一、御公方様、一、御老中様、一、寺社奉行様、一、大目附様

茶屋四郎次郎、同新四郎並兩人手代も遺物有之「伏見諸集記」

「天明四年献上物内譯」

御老中 松平周防守様
田沼主殿頭様
久世大和守様

西御丸御老中
鳥居丹波守様
御老中御格御側御用人兼帶
水野山羽守様

御若年寄 酒井石見守様
太田備後守様
田沼山城守様
加納遠江守様
米倉丹後守様

堀田相模守様
阿部備中守様
井上河内守様
安藤對馬守様

西御丸 酒井飛彈守様
御若年寄 井伊兵部少輔様
小堀和泉守
若殿小堀金十郎様

大目附 松平對馬守様
大屋遠江守様
久松筑前守様
河野信濃守様

御奏者番 松平和泉守様
板倉伊勢守様

右御四方献上塩瀨御吊紗物二ツ、

右大小下緒壹組、以前より相定有之候處近來よりは

金子貳百疋目録にて遺す事

右塩瀨ふくき物貳つと先例有之候處

近年より金子百疋遺す事

川島四節老

右進物長以老同様之所近年よりは金

子百疋目録にて遺す事

御立合 池田修理様
御目附衆 右御目附衆御三人之献上塩瀨ふく
き物二ツ宛 當年より初る
茶屋四郎次郎殿別家手代
江口三郎右衛門
右鳥目壹貫文遺す事

跡部大膳様
安藤郷右衛門様
茶屋四郎次郎殿
右大小下緒壹組、以前より相定有之候處近來よりは

茶屋四郎次郎殿
手代中
右鳥目一貫文遺す事

大小下緒貳拾掛

塩瀬帛紗物拾八也

一、六百文

右は江戸表若殿様之年頭御禮之節差上候二本入扇子箱貳つ、但壹箱三百文つ、

一、銀拾貳匁

右は御家老御壹人御用人御三人御屈之節差上候絹糸壹包つ、但三匁つ、

一、銀八匁

右は御目付衆四人御屈之節進上仕候絹糸壹包つ、但貳匁つ、

一、六百文

右は年頭御禮之節御家老御用人御四人之御扇子三本宛杉箱入差上候、但百五拾文つ、

右之通に御座候以上

辰六月

下村 宗左衛門
柴垣 五兵衛

編者曰、この献上内譯は文珠九助籠訴狀第三條に認めたるものに對する明細書なり、下村、柴垣は奉行側の人物なりしを以て、此明細書は必ずしも信を置き難きも、大体を知る上に參考となるを以て、茲に掲げたり、

「御役人様進物之儀」

一、關東表御拜禮に付御役人中御進物之儀往古は巻紗綾壹反つ、差上候處建部内匠頭様御代御中下り之節於江戸内匠頭様御役人中様へ被仰上候は伏見表之儀上方五ヶ所之内にて至而困窮土地に御座候得は御役中様之進物之儀以來は紗綾を相止め外之品にて差上候様爲致候被仰下候而御登り被遊候上向後年頭に付江戸表を罷下り候節御老中寺社御奉行様若年寄様大目付様方進物之儀大小之御下緒可差上候被仰付其節より右御下緒に相替り申候

「江戸城への献上」

文珠九助籠訴狀第三條の冒頭に「毎年御年頭拜禮之節兩御丸様を献上物代銀四貫貳百六拾目宛例年茶屋四郎治郎江相渡し來候云々」とあり、年頭拜禮に伴ふ進上物は支出中に於ても重要なものたりしを知るべし

註(二)

伏見は五十三次の驛にても、他驛とは違ひて、西國船路始終所にて、江戸道中初發の土地にて、是より舟荷物、人馬の肩背と改るゆへ、江戸迄の道中筋此地にて極りし通りの人馬なり、仍つて差掛りて難義の驛役勤む此宿役御救ひとして、伏見へ積來る諸船より石錢を賜ふ、此石錢を以て年中の人足を勤る也、神君○家康以來かわる事なし、云々、「雨中之鐘子」
伏見奉行小堀政方この石錢を奪はんとして、伏見町民大に騒げり、文珠九助籠訴狀第二十九條に見ゆ

第四節

風俗治安及び水防火防其他の取締

町家には式臺破風路次門を禁じ、由緒なき寺院の破風造を禁止す、南北總年寄、町方取締方、與頭、總代、傳馬所役人は、御公用旅先には帶刀御免なり、神事祭典は其都度奉行所の許可を受けたり、主上の崩御、皇族並に將軍一族の薨去に當りては、鳴物を停止し、この間祭典、佛事、婚姻、儀式、興行物を禁ぜり着衣に就ては時宜に隨つて禁令あり、町人の衣服は男女とも絹紬、木綿、麻布に限りしと雖も、諸大名の用達目見の際には、羽二重、龍門を用ゆることを許されたり、百姓は鹿服を着し、藁にて髪を結び、雨具は蓑笠のみを用ゆるを慣例とし、金銀の具を用ひ、また村方に髮結床を設くる事を禁ぜらる、演劇は免許の小屋にあらざれば許さず、興行する藝題書は奉行所の允許を受けたり、興行物は寛政、天保年間公議觸れを以て、村方に於ける狂言、角力、輕業、芝居及び之に類する人寄の事を禁ぜられたる事ありしも、時宜によりて之を許し、その際には奉行所目付役出張臨監せり、

喧嘩口論を爲し、人を打擲せること密使の者之を知り、其筋に申報するときは、直に呼出を受け事實取調の上、身代取上げ所拂ひを申付けらる、驅落者あるときは、年行事又は其關係者之を當番所に届出づ、

町役人は帶
刀御免

町人の衣服

興行物

刑罰

、精々心當りを探索すべしとの命あり、居所判明し之を届出づれば本人を召出しの上、七日或は十日間の入牢を申付けらる、主人の妻と密通せる者は、下人は引廻しの上獄門、妻は引廻しの上死罪申付けらる、但し主人より露顯に當り、主人より助命の嘆願あるときは、下人は非人の手に引渡し、女は新吉原へ無年限にて引渡さる、隠し鐵砲に就ては、毎年一月鐵砲改めの際、之を所持せざる旨、各自調印の上届出づ、若し鐵砲を賣買せること發見さるときは、田畑を取上げられ所拂ひとなれり、御鷹場に於て隠鐵砲を發するときは遠島申付けられ、發砲したる者を召捕へたるときは、御褒美銀二十枚、訴人は銀五枚を授與せらる、博突を爲すときは、身代限り家藏を取上げられ辻番人にして之を爲し又は拾ひ物を訴へず私利に供したるときは、引廻しの上遠島或は死罪を申付けらる、野荒しを爲すものあれば、番人之を捕へて庄屋宅に引連れて説諭を加へ、尙ほ悔悛の情なきものは、棒杭に縛り置き奉行所に申報せり、以上の外刑罰頗る多し、

地境界に就て論議を生ずる際は、双方年寄及び其筋組行事に於て、懇々説諭調停に盡し、和解するに至りしときは、双方異議なき證書を交換す、不服の場合は奉行所に訴ふ、奉行所にあつては、命令により山林方役人、年行事年寄とともに現場に立會調査を爲し、其曲直を判決す、財産に關して公事訴訟等起りし場合は、訴訟人より相手方の年寄へ、内濟方示談を依頼す、年寄より相手方に説諭するも和解に至らざるときは、訴訟人、町年寄の連署を請ひ當番所に出訴し、當番所に於ては日限を定め訴訟人及び相手方を呼出しの差紙を發し、當日双方出頭すれば、大白洲に於て奉行自ら出座、事實取札の上其曲直を判決せり、

當町は洪水に襲はるゝこと屢々なりしも、之が防禦に關する詳細なる記述を有せず、たゞ出水の節、宇治川支流の各橋上に、酒造仲間より酒桶を陳ね、之に水を張りて、橋梁流失を防ぎし事件間文書の示す如

し、村落に在りては水尺杭を點檢し、常水より凡そ六尺五寸以上増水するに至らば、奉行所に注進し、村人足を集め、村役人付添ひ、各村内に備付たる杭木、繩俵を運び、堤要所々に配置し、奉行所よりも掛役人出張し、水防に盡す、水防經費少額なるときは、經常村費より任拂ふも、多額を要したるときは、村中協議の上「臨時集め」と稱し、高掛りを以て徴収す、但人足には手當を給せず、高瀬川堤防及び橋梁は角倉氏支配なるを以て同氏家來村役人立會水防につとめ、費用は角倉氏の支辨に屬せり、

消防組の名稱は、鳶仲間又は火防組人足の區別あり、兩者より出役す、中世に於ける町方人足並諸仲間は十九組の火消人數四百九十三人にして鳶仲間二十四人、及び水上仲仕三十三人も之に加はれり、諸仲間は古きは、慶長時代より火役を命ぜられしが、明和九年に至りて之を廢す、其後は水揚方に於て龍吐水、梯子を、鳶仲間より纏、鳶口を、水桶は各筋組各町よりそれ〴〵擔任す、京都大火に當りては、奉行指揮の下に上洛火防に盡せり、天明八年正月三十日の京都大火に際しては、奉行久留信濃守急遽上洛、伏見火消の出動を命じたる外屢々ありき、稻荷御前町より豫て稻荷山に見張人を置き、京都の出火を知りたるときは、之を墨染榭屋町に報じ、同町より更に奉行所に報告せり、伏見市中及び伏見廻り八ヶ村出火あり、奉行所に申報するときは、奉行所に於て板木と喚鐘を互に打ち、之を聞きて火防方は直に諸準備を爲して、各筋組より奉行所に集合し、奉行並に社寺方等出馬、共に現場に急馳せり、維新直後は、大年寄に於て火防事務を總括し水擔子持常備人足四人宛を各組より出役せしむるを例とし、明治五年各小學校に之を屬し常備人足二十五人、學校部内聯合各町に於て經費を負擔し、出火の報あるときは、火防人夫は學校に馳け付け常備の火防用具を持ち出し、區長の指揮に従ひて現場に向へり、

辻番人は各町に置き番小屋を建設す、之を常置せざる町は各戸順に之を勤め、夜間時刻を報ず、その方

法は、柝を撃ち鼓を敲く、初更は五ツ、二更は四ツ、三更は八ツにして平素は之により非常の場合は曉更に至る、主上崩御等により鳴物停止中、二町或は三町を組み合せ、別に番所を設け自身番を爲す、各戸主或は雇人若くは三人晝夜交代順番に勤む、奉行所役人時々巡廻し、番所前に至り嚴かに金棒を打鳴らす、番人怠惰の状態あるときは、大聲叱咤「一番」と喚ぶ、番人驚き跣足の儘直に地上に平伏すれば、役人之を叱責すること峻嚴を極めたりと云ふ、伏見諸集記、泰平伏見役付鑑、伏見民政誌

第五節 町村役人

豊臣秀吉の伏見築城によりて形成せる伏見南北兩組二十八町には、二十八名の年寄を置き、町務を掌握せしめたり、徳川氏に入りて市街膨脹せるも、依然二十八名を以て町務を掌らしめ、元和年間小堀遠江守奉行時代は減じて十三名となり、正保年間水野石見守奉行時代には八名、天和年間戸田長門守奉行時代には六名元祿年間建部内匠頭奉行時代には三名となれり、但し年寄定員は減ぜるも、その以外に於て町役人の撰任ありしを知るべく、この時に至りて制度を確立し、南北各組に正副二名、次に與頭は高田組、聚樂組、坪井組、御小人組の各組に各一人づゝを置き、總代は南組本町新町組以下七組に二名、北組本町兩替町筋以下六組に二名を置く、以上を三役と稱す、町方取締方四名乃至八名定員、年行事出役を稱すは毎庄に正副二名、町年寄は毎町に一名、五人組は毎町に二名乃至三名戸數の多傳馬所年寄一名、問屋役人三名、立會勘定役なし川浚助勤方なしを置き、伏見廻り八ヶ村落は庄屋一人、年寄一人乃至五人、百姓總代一人乃至三人を置きて村務を司らしむ、
安永八年に於ける町役人は名左の如し

二十八名の年寄
元祿年間三名となる

町役人制度確定

廻り八ヶ村落役人

安永八年の町役人

北組惣年寄	下村惣左衛門	御小人組與頭	淺田太郎兵衛
同	平井喜左衛門	北組惣代	高野曾介
南組惣年寄	山本次郎右衛門	南組惣代	友田太郎八
同	山田藤藏	北組下惣代	田守宗兵衛
見習	山本新藏	南組下惣代	辰木久八
聚樂組與頭	三雲東治	伏見馬借方年寄	下村六兵衛
高田組與頭	高田義藏	六地藏馬借方年寄	徳力彌左門衛
坪井組與頭			

天保十二年末に於ける町役人名左の如し

南組惣年寄	才五郎藏	惣代	新藏
北組惣年寄	源藏	同	忠右衛門
見習	茂三郎	同	宗八
高田組與頭	高田正造	町方取締役	元三郎
聚樂組與頭	三雲良藏	同	北古家組御駕籠町木屋市兵衛
坪井組與頭	坪井一右衛門	同	南本丁下油掛町津島屋彌平
御小人與頭	富田屋太郎兵衛	同	南本丁南濱町近江屋恒吉
見習	甚之助	同	南組本町上油掛町綿屋利八
		同	新町四丁目茶屋五兵衛

(以下年行事)

南本丁	本材木丁	灘屋 泰吉	車町	小刀屋力八兵衛
南組	新町筋八丁目	茨木屋 佐兵衛	六丁目	伊勢屋太左衛門
南古家組	立賣一丁目	花屋市右衛門	村上町	柴屋 長兵衛
材木下組	三栖半丁	三文字屋忠左衛門	山崎町	市右衛門
京橋島	表町	鍵屋 彦兵衛	上北濱	肥後屋 清兵衛
三栖組	五丁目	百姓 佐助		
彌助組	三丁目	津國屋 平兵衛		
權助組	五丁目	三文字屋九右衛門		
北本町	京町五丁目	綿屋 權兵衛	南七丁目	丹波屋 仁兵衛
兩替町	八丁目	美濃屋 安兵衛	二丁目	八幡屋伊右衛門
墨染組	飯食町	百姓 太郎兵衛	升屋町	竹田屋儀右衛門
大龜谷組	越前町	百姓 甚兵衛		
稻荷組	榎木橋町	萬屋 重左衛門		
北古家組	竹中町	伊勢屋 甚助	今町	茨木屋平右衛門
北小屋組	最上町	伊賀屋太郎兵衛	京通南新町	竹屋 藤兵衛
聚樂組	白銀町	伊賀屋 宗助		(副年行事 を掲げず 原本通り とす)
同	聚樂町	米屋 七兵衛		
同	上板橋町	木屋 宇兵衛		
同	堀詰新町	糝屋仁右衛門		
坪井組		木屋 儀兵衛	塩屋町	木屋 六兵衛

嘉永四年の町役人

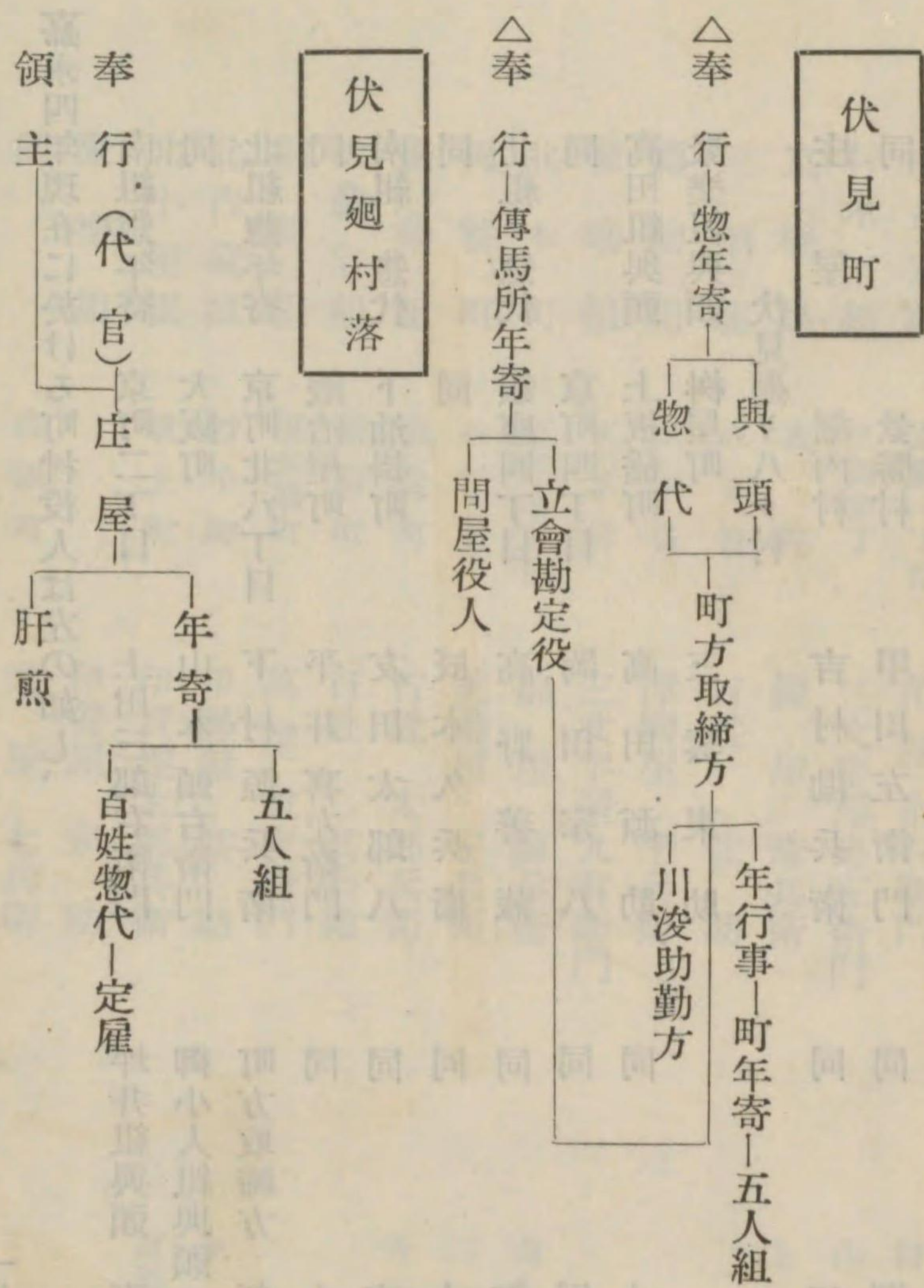
嘉永四年現在に於ける町村役人は左の如し、

高田組	神泉苑町	近江屋 庄兵衛	下西新町	百姓 源左衛門
御小人町組	西町	津國屋源右衛門	東町東組	河内屋 伊兵衛
六地藏組	一丁目	井筒屋 五兵衛	大津町	笠屋 喜兵衛
南組惣年寄	京町二丁目	上田三郎右衛門		
同	大阪町	山本頭右衛門	坪井組與頭	東尼ヶ騎町
北組惣年寄	京町北八丁目	下村源兵衛	御小人組與頭	東町
同	鍛冶屋町	平井喜左衛門	町方取締方	新町四丁目
南組惣代	下油掛町	友田太郎八	同	上油掛町
同	同	辰木久兵衛	同	京町一丁目
北組惣代	銀座四丁目	高野善藏	同	上北濱町
同	京町四丁目	岡田宗八	同	下南部町
高田組與頭	上板橋町	高田源助	同	同
聚樂組與頭	榊屋町	三雲東助	同	小豆屋町
伏見廻り八ヶ村				
庄屋	堀内村	吉村勘兵衛	同	三栖村
同	景勝村	甲田左衛門	同	深草村
同	葭島新田	坪井長田	同	大龜谷村
同	六地藏村	岡本治郎兵衛	同	向島村
同	毛利治部村	甲田左衛門		

〔各町年寄、區劃編制参照〕

第六節 町村役人の職務及び選任

徳川時代に於ける町村役人の組織を概括すれば左の如し



「惣年寄」は町役人中の最高なるものにして、年々江戸表へ年頭の禮に参向する外、町内諸入費決算披露に立會を爲す、「與頭」は各組内を統轄し、日々奉行所詰所へ出勤し、御觸書を初め其他諸事の公用を勤め、宗旨改め並に人別改めの帳簿を調製し御用金又は囚人通行止宿の際等に勤番するを例とす、「惣代」

「奉行所構内詰所に詰め、市中人民より訴ふる訴訟書等を當番役所に傳達し、又各掛人より達する諸件を町民に傳達す、觸書提書が奉行より發せらるゝ時は、各町へ配布する手續を爲し、又宗旨人別改めの帳簿を調製して、各町民より調印を求め、之を奉行所に納め、變死人ある時は現場に出張し、檢視の上掛り役に具申し、許可を経て之が處置を爲す、「町方取締方」は市中一般にかゝる經費收入支出を管理し、町會所に集會して諸件の可否を論議し、其決議事項を筋組年行事へ通達し、又南北惣年寄と立會して半年末町方一般にかゝる經費計算の帳簿を整理して各筋組に配布す、「年行事」は其筋組を管理し、總年寄及び町方取締方よりの諸達を其組町年寄に傳達し、組内取締の可否を監督し、町方一般にかゝる經費を各町年寄より取纏め町會所へ送達し、市中一般に關する諸件に就て、南北年寄、町方取締方より協議を受けたる時は、町會所に集會し其可否を辯論し、其一ヶ筋組各町の年寄を集合せしめて議事を報告す、又市中一般にかゝる經費收支決算報告を町方取締方より廻送せる時は、筋組各町に配布する外、川浚助勤方を補助し、川浚石錢取立の爲め、三栖四丁目に設けられたる石錢番所へ順次出勤し、氏神祭祀に際しては、祭事に關する諸般の取扱ひを爲す、「町年寄」は年行事より繼ける町一般にかゝる事件を町内各戸主を集合せしめて之を傳達し、宗旨人別調査に従ひ、又賦課金を徴收して年行事に廻送する等、凡そ一町内に關する諸件は、町年寄に於て總理すること、現在の公同組長の如し、この下に屬する五人組は、徳川時代に於ける自治の根本を爲したり、「川浚助勤方」は淀川筋等の川浚を主務とし、淀川筋を航行する諸船の自由を計らんとす、川筋土砂停滯の箇所を浚渫し、この經費支辨として晝夜交代石錢番所に出張し、入津の諸船より石錢を取立て明細勘定帳を町方取締方に送達す、「傳馬所年寄」は傳馬所一切の事務を統轄し、問屋役人以下を指揮し繼ぎ立の用を辨するを職務とす、「問屋役人」は年寄を補佐し繼ぎ立事務に従事するとともに出納を掌り

立會勘定役
庄屋以下の
職務

助郷各村へ照會し、「立會勘定役」は傳馬所にかゝる一切の經費に對し、問屋役人と立書精算の上その状況を町方取締方に報告す、廻り八ヶ村に於ては、「庄屋」は村内諸事一切を總括し、「年寄」は庄屋を補佐し、庄屋事故ある時は之に代る、「百姓惣代」は百姓一同にかゝる一切を庄屋年寄に申し出づ、定置も之、肝煎は庄屋への告示諸達又は庄屋の村民に對し不都合ある場合之を注意す、村により之、領主の庄屋以下は領主に關する事務を取扱ふ、村庄屋村年寄に對し、之を地頭庄屋、地頭年寄と呼ぶ、村庄屋以下の事務は伏見と同様なり、

各役人の選
任方法

南北總年寄は文祿年間市街編制に當りて功勞ありしもの、中より奉行に於て撰任し、與頭は伏見各村の郷士たりしものより奉行に於て撰任し、其苗字を以て組名となしたるもの、如し、惣代は寛永年間小堀遠江守時代、與頭三雲休波の推擧により兩名を任命し、後年四名となる、以上何れも世襲なり、町方取締方は富豪にして名望あるものを町方より選定し、奉行に上申すれば、大白洲に於て之を任命し、年行事は其の組内に於て適任者を選び、各町年寄より町方取締方に具申し、取締方之を適當と認むるときは奉行所に上申す、奉行所にては當直與力出廳訴所に於て之を任命し、町年寄は其の町内に於て相當のものを選任し、與頭又は惣代の手を得て豫め奉行に上申し、奉行所にては御用日に本人を召し、大白洲に於て之を任命せり、其他諸役之に準ず、然して世襲以外の諸役は年限なく、長きは二十年に達するものあり、各町年寄は天保三年頃まで五日乃至十日を以て交代しつゝありしが、以後奉行の許可を得て一年又は三年を定期とせり、庄屋は村高相應に所有するもの、中より百姓協議の上選定し、奉行所に上申し任命せられ、諸役も概して町役人選任の方法と同じ、

町役人給料

南北總年寄の給料は、役料銀又は渡し金と稱す、北條遠江守奉行勤役中、享保六年より一人分一ヶ年銀

百目なりしが、天明二年小堀相泉守時代一人分一ヶ年銀六百目となり、同八年久留島信濃守に至りて前給に復せり、與頭の給料は禮銀禮錢とし、其筋組により差あり、坪井組は一ヶ年分銀六百十匁、聚樂組は一ヶ年分銀二十枚、高田組は一ヶ年分錢二十六貫文、御小人組は一ヶ年分錢二十七貫文を其の組下各町より給與せしが、天明三年より同八年までは、總町方より一人に付一ヶ年銀二百目を給料として給與し次いで舊に復せり、惣代の給料は明白ならざるも「伏見惣代勤方」によれば一ヶ年切米銀一貫三百匁とあり、註(一) 參照年行事は「正」年給金二分、「副」年給金一分を給與す、町年寄は「袴摺れ」と稱し、一ヶ年分銀二百目或は鳥目三貫文を各町より給す、各町に於て差違あり、町方取締方、川浚助勤方、傳馬所年寄、立會勘定役は給料なく、問屋役人は一人一ヶ年分給錢八貫文或は十五貫文を給與せり、町役人の賞としては、帶刀、苗字御免、御紋付麻上下、即銀の賞與、罰としては、閉門、役取上げ、追放等の定ありき、伏見民政誌、紀伊郡誌、

慶長見聞録、
法制史の研究

註(一)

宗旨人別改は江戸時代切支丹を禁遏せんが爲めに設けられたる一の法なり、伏見に於ては毎年十月に至れば、各檀那寺より宗旨調を要求し來るを例とす、然るときは宗旨下調書を取纏め、豫て保管せる宗旨調書を以て、一ヶ年中の増減を調査し、之を總代又は與頭に進達し、總代又は與頭は調書濟帳簿を更に二部づゝ淨書し、各町年寄に廻送す、年寄は町用人若しくは同行事に託し、各二部共各寺に巡送せしめ、各檀那寺に於ては、各一人毎に氏名の冒頭に捺印し、終尾に各寺號連印の後再び年寄に廻送す、年寄は各戸主の印形を押捺せしめ、奥書に五人組、町總代共に連印の上、一部は町に保存し、一部を總代又は與頭に進達し、總代與頭は組内各町の分を一括して奉行所に差出せり、各町年寄の奥書左の如し、

帳數合 何 冊
總家數合 何十何軒
總人數合 何百何十軒

内男 何十何人
女 何十何人

伏見何町に住居仕り罷在候者共人別宗門相改邪宗門の者無御座候依之右之者共各頭に檀那寺印形を取り差上申候常に堅く被仰候通り宗門の義入念相改め少しにても疑敷者御座候はゞ五人組の義不及申上年寄町中如何様の曲事可被仰付候向後他所より参り候者寺請町渡相改め不慥成者は暫くも町内差置き申間敷候爲後日仍而如件

年月日

何町 年寄 何 某 ㊦

御奉行所様人

人別調は例年四月を以て、前年四月調査にかゝる帳簿と照合し、一ケ年間の出入戸籍人員及び僕婢の増減を詳細に取調べ、増加せる分は別帳簿に記載し、之を與頭總代に差出し、與頭總代に於て再調の上更に二部を淨書し、各町年寄に返送し、年寄は各戸人名の冒頭に（戸主の印形を要す）押捺せしめ、年寄、五人組總代連印の上、一部を町内に保存し、一部を再び與頭總代に差出し、與頭總代は組中各町の分を一括して奉行所に納む「町年寄奥書の例」

總家數合 何十何軒

總人數合 何百何十何人

内男 何百何十何人 内 下女 何十何人
内女 何百何十何人 内 下女 何十何人

右者何の四月人別御改めに付町内家別に吟味仕候處右之通相違無御座候尙又日々町内人別出入年寄方書記置等閑無之様可仕候右人數の内他所へ引越し候者有之候はゞ早速御届可奉申上候且又人數の内出家に相成無心者又は願人等被成且吉田白川家陰陽師神事舞太夫等新規門下に相成候者は相調早速御伺可申上候尙又店借致候者轉宅致候はゞ其先町年寄方へ達書送り遣はし右出入は夫々可仕候若し等閑不念之儀御座候はゞ町役の者役儀御取放の上御答被仰付共一言申分無御座候爲後日仍而如件

年月日

何町 年寄 何 某 ㊦

五人組 仰 某 ㊦
町中總代 何 某 ㊦

御奉行様

註(二)

温知柳營秘鑑に「伏見惣代勤方」を載す、年月日不詳なるも参考としてここに掲ぐ

伏見惣代勤方

- 一、惣代貳人、北組次郎兵衛、南組太郎八
- 一、公事日には貳人共相詰、御用相勤候事
- 一、町中科人有之召揚候時分、諸事案内、惣代召連與力同心出候事
- 一、上使御目付衆御り通之節、宿見計致_二用意_一迎に出、宿迄致_二供_一、諸事之用承候、上下共に同斷
- 一、大阪大御番衆代之節、宿々座敷之上下目録認、宿割衆へ見廻、宿々へ致_二案内_一、相極り候得ば、宿札惣代請取、宿主共へ札を相渡、尤到着之日は宿主を召連迎に出、名主承宿主へ引渡候、借登り之御番衆も同斷
- 一、茶壺宇治方通候節は、人足召連而六地藏へ罷出御用承候事
- 一、金銀從_二大阪_一江戶へ通り候節、藏宿並奉行宿々致_二用意_一、三栖堤迄迎に出、御金一宿仕候得者、封印之儘預り、不寢之番を相勤申候事
- 一、從_二石州_一灰吹京都銀へ參候時、同京方大阪へ納候時分も同斷
- 一、朝鮮之御鷹江戶へ通り、從_二長崎_一御荷物、備後方御疊表通り候節、宿々致_二用意_一、三栖堤迄迎に出候事
- 一、公儀囚人宿繼候者通り候節、惣代罷出預り、諸事入念番仕候事
- 一、諸事御觸之書付又は口上に而觸候事も、惣代に申付、町年寄組頭へ申渡候
- 一、火事出来之節罷出、諸事御用相勤候
- 一、御香宮藤森三栖神事にも罷出候事
- 一、町中宗旨改帳取集差上、並町中諸職帳面之儀相改、致_二目録_一差上候事
- 一、諸事町人足入申候節に、惣代に申付召連出候事
- 一、御用之儀に而町人呼出候節、惣代に申付召連參候事

- 一、諸事入札有之に付、町中又は近郷相觸、望之者召連罷出候事
- 一、洪水之節、向島堤又は橋々へ入足並に繩俵持出候事
- 一、其外不依何事用之事者惣代申付勤させ申候事

右之外町年寄共方用之事相勤候由

- 一、惣代兩人共に御用相勤させ候に付誓紙致させ置候事

- 一、北組町數百五十八町之惣代切米、一ヶ年に銀一貫三百匁

註

(三) 五人組制度の沿革は古し、慶長二年三月豊太閤、侍五人下人十人組法令を發し、江戸時代に至りては、浪人に對する取締と耶蘇教禁止の勵行との必要上、五人組制度を重要視し、寛永以後特に之に關する法令を見る事多く、寛文四年に至り、五人組帳を製し、人民より法令遵守の手形を取り、この制度は殆ど完備の域に達したり、該制度は農工商の三階級に施したるものなるが、之を以て治安擔係の機關と爲し、大に發達を見、隣保協同團結を促したり、伏見に於ては慶長八年を以て發令を受けたり、當時市人十人を以て、黨を爲すの定めなりしが、後比隣五人を以て基本となせり、制度の條々は左の如し、(小堀主税は京都代官にして横大路、下三栖、富ノ森等を支配せり)

條々

- 一、前々從公儀一度々被仰出候御法度書の趣彌以堅相守御制法の義不相背様町村中小百姓下迄可申付事
- 一、五人組の義町場は家並在郷は最奇次第五人宛組合子供並に下人店借地借の者に至る迄惡事不仕様組中常々無油斷可詮議若徒のもの有之て庄屋の申付をも不用候は可訴出事
- 一、毎年宗門帳三月迄の内可差出若し御法度の宗門のもの有之ば早速可申出初支丹宗門の儀御高札の旨可相守宗門帳之通人別入念可相改宗門帳濟にて後召抱候下人等は寺寺請帳別紙可取置の事
- 一、五人組並に宗門帳に押す外印形拵置申問敷候若し子細にて印形替候は早速五人組へ相斷勿論此方へ差出す印鑑帳可相改事名を改は庄屋方へ相届け五人組帳にも改むる名を可記事、但印形猥りに手放し人頼致し押問敷事
- 一、切支丹邪宗門のもの並に親族有之候は別帳に記之切支丹邪宗門の届を可差出置候若し他村より縁組

等にて當町村へ右の親族來り候は早速可注進事

- 一、御年貢納方の儀稻作より先上米を撰み上納皆濟致し餘米を賣拂可申上納不濟前に聊にてむざと賣拂の義決して可爲無用事
- 一、常々耕作並に商賣等も不致家職の稼無之者村中に有之者遂吟味其趣可訴之且御年貢萬一未進出來候は相互に申合立行候様可致候分限不相應未進身代致活布にて御年貢不足候は一家親類より相辨皆濟可仕候依て常々油斷致問敷事

- 一、用水の掛引常々申合置爭論無之候様に可仕出入にても荷擔もの有之者其科本人より可重事

- 一、諸作專一能種を撰み候て蒔耕可入念荒し作り一様に致し候ものあらば急度可致詮議事

- 一、凡そ家業を第一に相勤むべし百姓不似合遊藝を好或は惡心を以て公事好を致し公事をすゞめ偽たくみ人の害をなすものあらば不隱置可申出誓紙を書て申合一味同類徒黨ケ間敷不仕事

- 一、婿取嫁取の祝儀奢ケ間敷儀無之分限より輕可仕大勢集大酒不致出寄蚊帳の祝儀新造の弘初産の祝不相應の祝仕候儀可爲停止分限に應内証にて輕可仕候並葬禮の義も右に准し可申事

- 一、生類憐の義心掛け不實無之様に可仕不仁義一切不致事

- 一、新地の寺社建立の義堅可爲停止總てほこら並に念佛題目の石塔供養塚石地藏の類田畑野林又は道路の橋新規に一切建問敷候佛事神事祭禮等輕可執行の新規の祭禮堅取立問敷事

- 一、博奕總て賭の諸勝負に似たる儀何にても一切不可仕之若違背の輩有之か亦は右の宿等致し候ものあらば早速可訴の事

- 一、百姓長脇指を帶し喧嘩口論を好み或は大酒を吞致醉狂行道惡敷もの有之は可訴の事

- 右の條々一ヶ年に兩度宛町村中小の百姓寄合爲讀聞此旨常々無間斷堅相守若違背之輩有之は可致曲事者也

- 小堀主税御判

前書十五箇條の趣猶又此度之仰渡承知奉畏候若右御條の内並に村法に相背候もの有之候を包置候儀御役所へ達し御聞に候は町村役の者共可爲越度旨被仰渡奉立合以來聊の儀にても相背候もの有之候は早速

速御訴可申上^レ被^レ仰渡^レ承知奉^レ畏候依^レ之御請印形奉^レ差上^レ候
天保二年卯三月

庄屋若くば年寄 某^印 以上

小堀主税様御役所

條々

- 一、前々從^レ公儀^レ度々被^レ仰出^レ候御法度の儀堅可^レ相守^レ御法度の儀不^レ相背^レ様町村中小百姓下々迄可^レ申付^レ事
- 一、五人組の儀は町場は家並在郷は最寄次第家五軒宛組合子供並に下人店借り借地に至る迄惡事不^レ仕様組中常々無^レ油斷^レ可^レ詮議^レ若し徒らもの有^レ之而年寄庄屋申付をも不^レ用候は^レ可^レ訴出事
- 一、總て遊女野良の類一切町村中に置くべからざる事
- 一、堂宮山林道路に死人有^レ之ば其所を替へず其者の持ち來り候 雜物等庄屋年寄立會様子書付候て可^レ注進^レ若し堂宮山林に隠れ忍び胡亂なるものあらば令^レ詮議^レ品々寄擲捕可^レ訴出^レ候其外手負又は不害なる者他所より來り候は^レ出所を尋ね致附届注進の上指圖を請可^レ申事
- 一、往來の輩若し煩ひ候は^レ早速醫師に見せ随分致^レ保養^レ能々いたわり食物等入念與看病致置可^レ注進^レ歩行不^レ叶先^レ參り候儀難^レ成候は^レ其者の在所を尋ね其様子を可^レ届出^レ事
- 五人組長の例
- 一番組頭 何某^印 三番組頭 何某^印 五番組頭 何某^印 七番組頭 何某^印 九番組頭 何某^印
- 二番組同 何某^印 四番組同 何某^印 六番組同 何某^印 八番組同 何某^印 十番組同 何某^印
- 以下右に準ず

右五人組相互に吟味仕如^レ斯相立申候隠居借家後家等違庄屋年寄家々五人組より相改申候 向後不審成者御座候は^レ早速御注進申上候萬一御公儀様御制禁の趣違背仕候者隱置候は^レ本人は不^レ申及^レ組頭並に此印形のもの其同罪に可^レ被^レ仰付^レ候爲^レ後日^レ依て如^レ件
安政三年辰三月

年寄 庄屋 惣代 某^印

第七節 町内習慣

町分式目

徳川時代に於ては五人組を以て、町治組織の根本となし、更に各字一町内の共同を期し、然して伏見町全体的一致を爲さしめたり、町全体に關する之等の法令は屢々ありたるもの、如く、特に天保改革に當りては嚴重に命じたるもの、如し、則ち町分式目に就て天保元年制令ありたるも、同十三年に至りて之を改正し極めて詳細に定むる處あり、畢竟從來の慣習に對して、奉行所より公式に嚴守せしめしものにして、爾後之に準據して明治維新に入れり、

跡式付替

跡式付替は各組に於て跡職御改帳あり、讓主より奉行に届出で、町年寄五人組町中代行事之に連印せり、左の書式を以てす、伏見民政誌

書上申跡職之事

一、私儀職丁中江讓可申候若相違之儀御座候は^レ重而御願可申上候爲後日依如件

年月日

讓主 名^印

御奉行様

右丁中寄合跡職之儀に付面々印形並ヶ條之一々筆者之書損迄吟味仕相違之儀無御座候爲後日判形依如件

年寄 名^印

五人組 名^印

丁中代行事 名^印

御奉行様

書上申跡職之事

一、私跡職悴(名)江讓可申候若相違之儀御座候は、重而御願可申上候爲後日依如件

年月日

讓主 名 印

五人組 名 印

年寄 名 印

丁中代行事 名 印

御奉行様

書上申家屋敷之事

一、私家屋敷丁中へ讓可申候若相違之儀御座候は、重而御願可申上候爲後日依如件

年月日

讓主 名 印

五人組 名 印

名丁中代行事 名 印

御奉行様

註(一) 天保十三年の定書

天保元寅年町分式目貳月定めを通り猥に不_レ相成_レ守來候共今般結構に御改正被_レ急仰出_レ候に付而者先規に不_レ泥彌質素儉約相守町中相談の上諸事左の記通爲_レ度相守可被_レ申_レ候事

一、家屋補買得_レ出銀之事

家代銀二十分一 銀一枚 振舞料 銀二兩 顔見世名前料 同一兩 年寄祝儀 銀一兩 町用人祝儀

右帳切之節は町中出席雜用之儀は儉約之心を以相賄ひ可_レ被_レ申_レ候事

一、他所より居室に被_レ買請_レ候仁に家移り後年寄組頭中呼入可_レ申_レ候且又住居後町宿寄合其家に相當り候は_レ

初めの儀には龜酒にても被_レ差出_レ可_レ申_レ候事

一銀一兩 顔見世樽代 一銀一兩 元服名前料 合銀二兩

右顔見世の節其仁持参いたし差出し可_レ被_レ申_レ候事

但其後名前替致し候は_レ幾にても名前料銀二兩づゝ差出可_レ申_レ事

一、婚禮出銀之事

一金百疋 振舞料

右町顔割

一鳥目二百文 水せん

右披露有之候は_レ二升樽酒並かたす十枚差遣し元年寄組頭中夜にて質素に呼入可_レ申_レ候事

一銀一兩 後妻樽代 一鳥目二百文 水せん

但し其後幾度替り候共水せん計にて相濟可_レ申_レ候事

一、養子出銀之事

一金二百疋 振舞料

右町中顔割

一銀二兩 顔見世名前料

右は十歳以上の養子にて披露の節は町中より二升樽かたす一枚差遣可_レ申_レ候

但し十歳下の子供の分は町中披露として餞頭配可_レ申_レ事

一、夫婦連にて養子相續被_レ來候節出銀之事

一金百疋 振舞料

右町顔割

一銀二兩 顔見世名前料

但年寄組頭中夜會にて質素に呼入可_レ被_レ申_レ候事

一、掛屋敷にて町内之引越居室に相成候節出銀之事

- 一、金百疋 町銀樽代
 - 右差出し住居後町内寄合其家に相當候はゞ初の儀には龜酒一献被差出可申候事
 - 一、跡式讓替の事
 - 一、居宅跡式附替は年寄組頭行事出席の事
 - 一、但し無據難澁の方は町中相談の上判掛り丈出席いたし候事
 - 一、家屋敷買得附替は年寄、組頭、行事出席の事
 - 一、居町にて家屋敷補買得附替御年寄、組頭、計出席致し候事
 - 一、勝手に付向後讓替仕候年寄判掛り計出席致し候事
 - 一、掛屋鋪出銀之事
 - 一金百疋 家守名代銀
 - 一金百疋 町計當家送料
 - 一金五十疋 樽肴料
 - 一、一錢五百文 一軒は寄合席除
 - 一、三百文 同行事除
- 右二口は慶事寄合席若同行事等相除き候に付申受の事
- 一、酒二升 一軒は町計にて出す
 - 一、酒一升 年寄替挨拶に出す
 - 一、銀一枚 年寄袴摺料
 - 一、但し年頭八朔勘定の節兩度に渡
 - 一、町内借家人出錢の事

- 一、一錢二百文 表借家茶代
 - 一、一錢百四十八文 菓子料
 - 外に四十八文證文料年寄へ差出す
 - 合四文文町へ出す
 - 一、一錢百文 裏借家茶代
 - 一、一錢百四十八文 同菓子料
 - 外に四十八文證文料年寄へ出す
 - 合錢三百文前同斷
- 一、會所月割番錢の事
 - 一、毎月錢百八文 家持分月割番錢
 - 一同 七十二文 店借の月同斷
 - 一、毎歲正月七日前寄合
 - 一、膳部 平、汁、小切身、焼物、塩齋
 - 但し酒肴組重銀、元當家より出す
 - 一、同 九日初會町計
 - 一、中飯 仕來通握飯 一本飯仕來通
 - 前日當りて塩齋一尾にて取計可申候事
 - 一、酒の肴 大根齋あら煮 組肴一 之も組重は當家より出す
 - 但し當家仕出しの儀は肴三種吸物一つ限にて正暮六つ時限假令當家たりとも右の外決して心配無用の事
 - 並に雇ひ入女給人前同斷の事
 - 一、右勘定の節焼物なしに龜飯にて酒の肴は組重にて相仕舞可申候事元町計當家次席にて相勤可被下候事
 - 一、地藏會は居祭に相成候得共唯供物香花計の事

- 但し有志の輩上げ物差留にも不及候事
- 一、毎歳春産神へ御千度廻致し候儀酒三升肴代一貫二百匁限にて行事役取計可被申候事
- 子供中へ雜菓子にても二百文計相調遣可申候事
- 一、獨辨當も無用の事
- 但し子供相連候方は自分辨當持候事は可爲勝手候事
- 一、年頭八朔並に宗旨判取勘定雜用米代酒代の外に肴代青物代一貫文位にて行事役取計可申候
- 一、三月、五月、初節句、祝配り物と雖爲心次第配り物一箇年限元返無用の事
- 但し親類は前同斷の事
- 一、嫁取、嫁取、出産、初節句、元服等如何程入懇たりとも町内同士運び物並に客事無用の事
- 但し親類は前同斷の事
- 一、後妻、出生、餽頭配り候は町中より酒二升かます十五枚祝ひ可申候事
- 但し出産餽頭配り不申候は町中より遣ひもの可爲無用事
- 一、町内居宅普請有之候節別懇に付手傳に行候儀は格別祝遺物等無用の事
- 但し親類は前同斷の事
- 一、伊勢參宮其外他所、神社佛閣へ參詣の仁有之候とも留主見舞として品物相送り候義無用之事
- 附り 參宮は坂迎と唱へ町中相揃下向迎に出候義も無用の事
- 一、自然無據儀に付公事訟訴の節は時分と相成候は長へ握飯にしめ持參可致候之酒肴は無用の事
- 一、葬式の節は是迄の通り町中相寄帳場相勤め可申候事
- 但し肴の儀は出立ちとして晝九つ時差出し可申酒の儀は葬送前に一度差出し仕上げは無用の事
- 當人は爲香料鳥目一貫文町中より相送其餘は右半減にて取計可申事 併男子にて町分相勤來候隠居は
- 當人同様香料相送り可申候元行事役取計の事 香奠返し等無用の事
- 一、先祖祭祀の節志配り物心任せの事
- 附り 春秋彼岸の志も前同斷の事 返禮等は無用の事

- 一、町内寄合の節煎餅にても出し候儀は相止め可申候事
- 但し無據義にて及深更候は其時宜に可寄申候事
- 一、寄合相觸候は其刻限に出席可成候自然無據用向差間候は翌朝年寄方へ斷可被出候自己の任勝手、僞言を構出席も不致而已ならず町中相談取捌候儀自分中心に不叶候連被是異變申候ても其申分難相立候
- 右之條々寄合相談の上定候義逐一承服いたし連印仕候然る上は堅く相守り可申候は勿論銘々家業相勤一已の於暮方も奢侈々間敷義又は身分不相應の衣服妻子等に至迄着用致し候は以實意役前の者より諭永々相樂に町内に家名相續可被致候 以上

天保十三年壬寅七月

何町年寄 何 某
 組頭 何 某
 以下二名 某
 捺印

安政六年の定書

- 一、從御公儀被仰出候御法度の御趣堅く相守申事
- 一、火の元用心第一に相心得銘々心を附可申候
- 一、町内古來よりの式目作法の儀は堅く相守り猥りに人寄せ仕り大行成義一切仕間敷事
- 附り博奕賭の諸勝負等堅く致間敷の事
- 一、上々様方御通行の御節には掃除相觸候は早速掃除致候表に手桶箒差出し置随分入念無禮無之様相心得可申候
- 一、町中總寄合の儀相觸候は銘々不參無之様其刻限に無相違出席仕諸事相談可仕候若及不參一統決定の儀を跡にて彼是申間敷候事
- 一、例年宗旨並に人別御改被仰出候節銘々家内増減相改候下書可被差出旨行事より申候は早々年寄方へ差出し可渡申事
- 一、年寄、五人組代り合等の節は先役並に後役方共銘々挨拶に罷越可被申候事